

地區指導施設

團體名	自覚更生精神の振作に關する施設	更生計畫樹立の實行指導	更生委員会の設置状況	共同作業場の指導	計
茨城縣社會事業協會	一	一	一	一	一
下野縣社會事業協會	一	一	一	一	一
群馬縣社會事業協會	一	一	一	一	一
埼玉縣社會事業協會	一	一	一	一	一
千葉縣社會事業協會	一	一	一	一	一
東京府社會事業協會	一	一	一	一	一
神奈川縣社會事業協會	一	一	一	一	一
新潟縣社會事業協會	一	一	一	一	一
富山縣社會事業協會	一	一	一	一	一
石川縣社會事業協會	一	一	一	一	一
福井縣社會事業協會	一	一	一	一	一
山梨縣社會事業協會	一	一	一	一	一
長野縣社會事業協會	一	一	一	一	一
岐阜縣社會事業協會	一	一	一	一	一
靜岡縣社會事業協會	一	一	一	一	一
愛知縣社會事業協會	一	一	一	一	一
三重縣社會事業協會	一	一	一	一	一
滋賀縣社會事業協會	一	一	一	一	一
京都府社會事業協會	一	一	一	一	一
京都府親和會	一	一	一	一	一
計	二八	二八	二八	二八	二八

團體名	自覚更生精神の振作に關する施設	更生計畫樹立の實行指導	更生委員会の設置状況	共同作業場の指導	計
大阪府公道會	一	一	一	一	一
兵庫縣清和會	一	一	一	一	一
大和同志會	一	一	一	一	一
和歌山縣同和會	一	一	一	一	一
鳥取縣一心會	一	一	一	一	一
島根縣和敬會	一	一	一	一	一
廣島縣共鳴會	一	一	一	一	一
山口縣一心會	一	一	一	一	一
德島縣融和團體聯合會	一	一	一	一	一
讚岐縣融和會	一	一	一	一	一
愛媛縣善鄰會	一	一	一	一	一
高知縣公道會	一	一	一	一	一
福岡縣親善會	一	一	一	一	一
長崎縣誠心會	一	一	一	一	一
熊本縣親和會	一	一	一	一	一
大分縣親和會	一	一	一	一	一
南兒島縣社會事業協會	一	一	一	一	一
聖訓奉旨會	一	一	一	一	一
計	二八	二八	二八	二八	二八

一、自力更生精神の振作
 地區の産業經濟狀態の向上に關する諸施設の遂行に當り最も緊要にして、且つ其の根本的要素たるべきものは、地區民

の自覚更生精神である。而してその基調は地區民の歴史的社會的自覚並に經濟的自覚を通じ、地區更生の素地たる精神的更生を喚起せしめんとするものである。

1、中央融和事業協會の施設

1、雜誌「更生」發行

地區中堅人物の經濟更生運動に關する指導並に中堅者相互間の研究並に、報告其他經濟更生上の資料の提供等をその内容としてゐる。
 その發行は隔月一回にして、發行部数は各號共四、五〇〇部である。

口、地區指導

講習、講演實地指導により隨時自覚喚起に努めてゐる。

2、府縣融和團體の施設

府縣融和團體に於ける自力更生精神の振作に關する施設は講演會講習會、協議會、懇談會、映畫等諸種の印刷物等で實施件數總計一、一八五件である。

二、更生計畫樹立實行指導

部落産業經濟の發達上、地區をその一單位として之が指導

を圖ることは最も重要なことである。その方法は先づ地區の産業經濟其他各般の正確なる調査を行ひ、之に基いて夫々の地區に適切なる更生計畫を樹立せしめ、その實行を指導してゐる。

1、中央融和事業協會の施設

本施設に就ては既に昭和八年以降全國三十五府縣に四十八箇所の經濟更生指定地區を設定し、夫々府縣並に融和團體と相協力して之が實地指導をなし、又は獎勵金を交付する等その成果を培ひ來つた（指定地區一覽は昭和十三年度版参照）
 【附】府縣融和團體に於て指導しつゝある經濟更生指定地區に於ける經濟更生施設中最も適切なる施設を實施する左の六地區に對し滿洲國皇帝陛下の御寄贈金に依る助成金を交付した。

○兵庫縣栗東郡安師村瀧川區

大正十二年農事實行組合を創立、爾來經濟更生に著々實績を收めつゝあり、其の成績は縣下地區中第一と認めらる此秋に當り産業の振興の基礎をなす飼牛増産を計り産業の發展に資せんとす。助成金に依り犢牛を購入せんとす。

○埼玉縣北埼玉郡南河原村第三區

共同作業場の一部に圖書室を設けて適切なる設備をなし地區民並に村全般の修養機關となし村民の融和に資せんとす。

○栃木縣下都賀郡稻葉村大字羽生田下坪區

特に當地區は耕地面積に恵まれざるを以て開墾をなし、耕地擴張

を圖らんとす。山林一段歩を一五〇圓にて購入し、共同開墾をなさんとす。

○靜岡縣田方郡伊豆長岡町

順次改善向上しつゝあるもの、田の耕作反別は非常に不足せる状態なれば、開墾をなし畑作に依りて收穫を得んとす。

○長野縣上水内郡榮村中條横町地區

文庫を設置し、右の文庫を青年文庫、婦人文庫、少年文庫の三通とし、青年に必要な書籍婦人に必要な書籍少年少女に必要な書籍を購入し備付けんとす。

○福岡縣三池郡飯江村大字下飯江字飯江林區

種兎一五偶を購入し一偶一ヶ年の蕃殖は最低三十五匹と見做し八ヶ月後屠殺し一疋價格肉皮合計一圓六十錢計五十六圓なり十五偶の内三偶不蕃殖として残り十二偶の代金六百七十二圓なり、實際は各偶共更に新しき雌雄配偶を生ずる爲め右以上の利益あり。

2、府縣融和團體の施設

昭和十三年度に於ける各府縣融和團體の更生計畫指導に關する施設は調査、地區指導、講演協議會、助成、等計八七九件である。

三、更生委員會、協同組合の設置並運營

地區全般の更生向上を圖る爲め、その中樞機關としての地區更生委員會、並に地區の産業經濟の向上發達を期するため、その實行機關としての協同組合の設置並に之が運營は、地區將來の社會的地位並に實力を高め、一般との均衡を得せしむると共に延ては融和問題解決に資するところ甚だ大なるものがある。

昭和十二年度府縣融和團體に於て設置せられたる更生委員會協同組合其他之に準すべきもの等三四三件に達する。

四、共同作業場、授産場、職業輔導所の施設狀況

地區産業經營の協同化と、能率の向上とを企圖する共同作業場、並に産業の傳習經營の協同化等を目的とする授産場、職業輔導所等の施設は、十ヶ年計畫實施以來特にその施設經營が重視せられてゐるが之等施設に於て昭和十三年度狀況は共同作業場五九八件である。

共同作業場並授産場の施設狀況

團體名	施設數	共同作業場ノ運營施設狀況	授産場ノ運營施設狀況	職業輔導所ノ運營施設狀況	其他
茨城縣社會事業協會	八	股設機製麵機備付			
下野縣昭和會	六	製米製麵製麥			
群馬縣融和會	四	共同組合事業ノ爲メ利用			
埼玉縣社會事業協會	四	共同作業ノ獎勵等地區民修養			
千葉縣社會事業協會	二	女子裁縫講習會開催製麵製皮革精米精麥			
東京府社會事業協會	七	精米、精麥、精粉、製麵、醬油醸造、履物表編			
神奈川縣昭和會	六	製靴指導講習			
新潟縣社會事業協會	九	各種組合事業ヲ行フ場所トス			
富山縣融和會	一五	共同作業精米菓工品			
石川縣融和事業協會	五	菓工品製造			
福井縣親和會	五	養蠶事業製麵製麵事業			
山梨縣共愛會	三	精製器其他ノ設備共同肥料及生産品ノ保管、各種集會			
靜岡縣社會事業協會	七	農業作業場農業倉庫			
愛知縣社會事業協會	二六	南部表製製造製麵製麵各種農業經營			
三重縣厚生會	二七	菓加工副業農産加工事業			
滋賀縣昭和會	三〇	製麵製麵精米講習協議會			
京都府親和會	一				
大和同志會	三	共同農具共同出荷精米股設製麵製麵、日用品販賣			
			製靴業者懇談會	家計簿ノ配布	
			物動ノ影響セル地區ニ於テ施行シツ物アリ		
			養魚薄荷栽培		
			各種集會		
			竹皮製造事業	玩具製造	
			農産加工事業		
			講習協議會		
					修養會諸集會講習會ニ利用シ相當活用セラル

第四編 融和運動

- 鳥取縣 一心會 三 粗摺精米精麥製粉等
- 山口縣 一心會 五 共同作業場設置
- 徳島縣融和團體聯合會 五 皮革雨傘製造製鞋製繩竹細工包紙製造
- 讃岐 昭和會 三〇 製繩
- 愛媛縣 善鄰會 三〇 各種ノ作業果物肥料其ノ他ノ處理
- 高知縣 公道會 三 共同製繩共同製鞋共同製籠共同出荷
- 福岡縣 親善會 六 共同産業農産加工
- 長崎縣 誠心會 三 竹細工製繩製鞋
- 熊本縣 昭和會 三 蠶綳製蓆業及蠶共同飼育等ニ利用ス
- 大分縣 親和會 三 蓆加工七島加工稚蠶飼育精米所
- 鹿兒島縣社會事業協會 五 蓆加工草履下駄表杉下駄蓆畜木工

棕桐等竹細工製

修養會 養鶴成績頗ル良好
工業用機械ニヨル 製靴 行商組合(厨物行商)

第二、中堅人物養成施設

自覺更生施設の發展の推進力として、地區に中堅人物を要することは、地區更生上缺くべからざる要件である。從來の實績に顧みても、その良否は一に懸つて地區中堅人物の有無にあること明である。

一、中央融和事業協會の施設

中央融和事業協會は、中堅人物の養成施設として昭和十三

年度に中堅青年研究協議大會の開催、國民高等學校委託生の講習、其他地方に於て實際に活動する中堅人物優良者の助成等の施設を實施した。

1、第四回中堅青年協議研究大會

第四回中堅青年研究協議大會は、昭和十四年三月十四日十五日の兩日に亘り、明治神宮外苑日本青年館に於いて開催された。開會の前日、三月十三日午後三時より受付は開始し、元氣瀟灑たる若き同志は續々と集合、定刻四時には中堅青年諸君百名、府縣融和團體よ

り付添はれた役員六名が出席せられた。かくて一同ひと先づ宿舍に落付き、夕食小憩後六時より會場に参加、小山常務理事より挨拶、井上主事より會期中の注意があつた。

引續き午後七時より映畫會を開催し、御稜威には副はん(四巻)滿蒙開拓青少年義勇軍内地訓練狀況(一卷)、興亞の礎(二巻)が順次映寫せられ、それ〴〵感激の裡に觀覽し、十時閉會した。

明けて第一日は黎明を以て五時半起床、各自宿舍の清掃と洗面をすませ、六時には會館屋上に集合、早春曉の寒氣の中に元氣よく體操、遙拜を行ひ、六時半朝食、小憩の後、靖國神社に参拜、護國の英靈に心をこめて拜禮、續いて明治神宮に到り、東京に於ける融和週間の行事たる明治神宮参拜に合流し、参拜終つて直に會場に歸り開會式に臨んだ。

開會式

開會式は午前十一時より、厚生大臣代理として武島厚生省福利課長、農林大臣代理野田事務官、商工大臣代理 西川秘書課長、文部大臣代理伊東社會教育官、伊藤國民精神總動員中央聯盟主事、鈴木大日本聯合青年團工商課長、修養團主幹連沼門三、産業組合中央會山本正男、三井報恩會大畑忠一、全國學農聯盟矢田鶴之助、農林省囑託丹羽四郎、文部省屬大場榮作、陸軍憲兵學校教官中村至道の諸氏臨席、主催側より會長代理として岡田厚生次官を始め役員出席のもとに左記順序により嚴肅に行はれた。

開式之辭

國歌奉唱

第二章 自覺更生施設

- 勸語奉讀
- 會長挨拶(代理岡田厚生次官)
- 厚生大臣告辭
- 文部大臣祝辭
- 農林大臣祝辭
- 商工大臣祝辭
- 國民精神總動員中央聯盟會長祝辭
- 大日本聯合青年團理事長祝辭
- 閉式之辭

會長挨拶

今回茲に國民精神總動員融和週間の一行事として第四回中堅青年研究協議大會を開催致しましたところ、關係各縣より選拔せられたる多數中堅青年諸君の御出席を得ましたことは、主催者として喜びに堪へない次第であります。

尙本日は御繁忙中にも拘らず關係各方面より來賓各位の御参列を賜り主催者の深く光榮とする所であります。支那事變は今や新なる段階に入り、我帝國は東亞新秩序の建設に向つて邁進すべき重大時機に直面して居るのであります。東亞の諸國を連ねて眞に道義的基礎に立つ新體制を確立し、東亞永遠の平和を確保し世界の文化の進展に貢献致しますことは實に我帝國の理想であります。此の理想實現の爲には、益々國民精神を昂揚し國民總親和、萬民輔翼の實を擧げ國家總力の集中發揮に萬全を期する要あるは言を俟たざる所であります。

惟ふに融和事業の根本精神は愛國の大義を闡明し、一視同仁の觀
望を宣揚し奉り以て國民融和の實現を期するにあるのであります。
固より之が實踐方策は多岐に亘るのであります。就中國民一般に
對する教育教化の徹底を圖り舊來の陋習を打破すると共に、協力一
致圖策に即應して關係地區の物心一如の更生を策勵し、率先減私率
公の誠を效すことが最も肝要であると存じます。

諸君は關係地區の指導的中堅人物として、其の更生の爲將又融和
問題解決の爲、不斷に苦心努力を重ねられつゝあるものであります。現
下の時局に鑑みまするに、關係者に負荷せられたる實務は重大
でありまして諸君に期待せらるゝところのものは渺くないのであり
ます。何卒諸君は本大會の各種行事或は諸君の貴き更生事例の發表
等を通じ相互の切磋琢磨に努められ終始眞剣なる氣持を以て熱心に
研究協議を遂げられ本大會をして意義あらしめんことを切望致す次
第であります。

更生事例の發表

更生事例は第二日午前七時より三時間、午後一時より二時間、府
縣代表として左記十七名の諸君が、各々十分乃至二十分に亘り發表
せられた。不斷の實踐に基く更生事例を極めて謙讓無私な態度で、
しかも確信と火の出る様な熱を以て語られたとき、苦しみも悩みも
等しく味ひつゝある滿堂の中堅青年はもとより、席に列なるもの皆
等しく手に汗を握り、心からなる感激と共鳴を覺へるものがあつた。

- 群馬縣新田郡藤北木町 坂本宇三郎
- 埼玉縣兒玉郡共和村 井上勝次郎

- 千葉縣香取郡瑞穂村 東 節
- 新潟縣北蒲原郡乙村 白坂孫吉
- 石川縣河北郡七塚村 中村伊三松
- 長野縣上水内郡榮村 坂内竹太郎
- 名古屋市西區南押切町 森 仙三郎
- 三重縣一志郡多氣村 山中 秋信
- 滋賀縣犬上郡河瀬村 山田一太郎
- 大阪府布施市北蛇草 野村行治郎
- 岡山縣赤松郡可賀村 大 橋 繪
- 廣島縣佐伯郡八幡村 岡本謙一
- 山口縣熊毛郡高水村 西村品一
- 愛媛縣温泉郡小野村 中田政一
- 高知縣幡多郡山奈村 山 戸 馬 吉
- 福岡縣早良郡内野村 山 尾 六 蔵

講演

十四日は、國民精神總動員融和週間第四日に當り午後二時より國
民精神總動員中央聯盟、東京府、東京市共同主催の下に午後一時半
より日比谷公會堂に於て「五箇條御誓文奉戴記念大講演會」が開催
されたので之に参加聴講することとなつた。定刻先づ海軍軍樂隊の
演奏、會衆一同國歌合唱の後、宮城遙拜、戰歿英靈に對し默禱の後
岡田東京府知事の開會の挨拶、此の日平沼總理大臣の講演がある筈
の處、政務多端の爲め出席不可能となり、直ちに伯爵二荒芳徳閣下
の「須らく現代の陋習を打破すべし」との題下に維新和は昭和維新の

新道徳なることを高調された。續いて貴族院議員吉田茂氏の「御誓
文の聖旨を現代に顯揚せよ」との講演ありて、盛會裡に終了した。
次に第二日午前十時より二時間に亘り大日本聯合青年團指導部長
榎原孝氏の「新東亞建設、青年の使命」と題する講演あり、前日の講
演と共に深き感銘を與へた。

研究協議の概況

研究協議は第一日午後六時より開始せられた。先づ小山常務理事
推されて議長となり、井上主事より協議題について大要左の如く提
案の理由を説明した。

協議題

新東亞建設の國策に即應し地區更生上
採るべき方策如何

説明

「昨年の第三回大會は支那事變勃發九ヶ月目に當る時に開かれたの
でありまして、御承知の如く『現下の時局に鑑み地區更生上採るべ
き方策』換言すれば『地區更生に關する戰時對策』ともいふべきこ
とに就て研究協議を願つたのであります。要覽の附録にもありま
す様に相當具體的に且廣く其の方策方法を決定せられたのでありま
す。之は現在に於ても實踐上忘れてはならない大切な項目であるこ
とは勿論であります。

然しながら爾來一箇年間、時局なり各方面の情勢は著しく進展變
化致したのであります。即ち支那事變は『長期建設』といふ言葉も使

第二章 自覺更生施設

はれて居ります様に新しい段階に入り、我帝國は東亞の新秩序建設
といふ新たな目標の下に邁進しつゝあるのであります。而して、
この容易ならざる大業を成し遂ぐる爲、我々融和事業關係者に荷負
せられたる國家的使命が如何に重く且大であるか、そして我々は如
何にしてよりよくこの重大使命を果し國家に御奉公すべきかを、思
ひを新たに十分考へねばならぬ時機にあると思ふのでありま
す。
次に、地區の産業經濟方面に於きましても、昨年七月物資動員が
強化せられたのを始め各般の統制の進行に依り複雑なる影響を蒙り
つゝあるのであります。之は固より一例に過ぎませんが進んで現
下の國策に協力するの建前より、地區更生上更に深く考究し一層の
力を注がねばならぬ點が生じて居ると思ふのであります。
諸君は地區の指導的中堅人物として、地區の更生は勿論、延ては
融和事業全般の推進力とも云ふべき重要な位置にあるのであります
その諸君が以上の意味に於きまして、この重大時機に當り國家に御
奉公すべく如何なる態度、心構へを持つべきか、それを先づ第一に
お考へ戴きまして、その態度心構への上に立つて、地區更生上採る
べき方策、それも特に力を注ぐべき焦點に就て研究協議して戴きた
いと思ふのであります。以上簡單であります。本協議題を提出致し
ました理由を申述べた次第であります」

次いで研究協議に入るや議長々の聲ものすこく、多數の諸君よ
り主として次の如き意見が發表せられた。
○事變最終の目的は東亞永遠の平和確立歐米の搾取からの解放で

あつて「百年戦争」の決意を要する。

○今こそ君國に報ゆるの時機であり、一般に率先して御奉公の誠を效さねばならぬ。

○日本精神の高調、特に八紘一宇の精神を涵養せねばならぬ。

○一時的な昂奮では駄目、堅忍持久自力更生の精神の涵養が大切である。

○地區に強固なる協同體を建設せねばならぬ。

○地區更生運動に横の聯絡が缺けてゐる。横の組織を強化し、年一回位でなく常時的に聯絡をとることが必要である。地方別に中堅青年の協議會を開くのも一方法 思ふ。

○地區の青年が問題から逃避的になつてゐる、更生運動に轉換の實際教育活動が伴はなかつた爲である。

○共同作業の促進により努力不足を補ひ、農産物の増産を圖らねばならぬ。その他自給肥料の増産による金肥節約消費經濟の合理化に努めねばならぬ。

○生産力擴充に努めることが特に大切と思ふ。前年の実績を見るに生産の金額は幾分増してゐるが數量は低下してゐる。

○積極的に大陸移民を勵行する必要がある。

(移民勵行については愛媛、廣島、兵庫、福岡、山口、愛知、滋賀、熊本等の出席者その他より熱心なる意見が多數出た)

○大陸移民は養成だが、残された地區民の更生の問題、その方策を確立せねばならぬ。

○國策移民の趣旨の普及移民を行ふ場合の負債整理財産處分、そ

かくて委員會案を審議すべき本會議は、第二日午後三時より引續き小山常務理事議長となり開會、谷口委員長より委員會案を朗讀報告し、その内容を説明すると共に委員會における審議經過を報告すれば、二、三質疑の後満場割れるが如き拍手をもつて賛成、こゝに左の如く決議せられた。

新東亞建設の國策に即應し地區更生活上の採るべき方策如何

今や華國の理想に基き東亞の新秩序建設に邁進すべき重大時機に直面す。長期克く目的貫徹を期せんが爲、倍々日本精神を昂揚し、國家總力を發揮すべき秋なり。吾等茲に新事態に即し、地區更生の事業をして國策に順應せしめ、特に左の各項に力を注ぎ、同心協力没我獻身、以て奉公翼贊の誠を效さんことを期す。

記

- 一、堅忍持久、舉國一致、盡忠報國の精神を一層體現し時艱克服に邁進すること
- 二、市町村一體の下に、資源、職業、經濟等各般に亘つて互助提携を圖り、以て地區の向上發展に資すること
- 三、地區更生事業を再計劃し、人口と資源等の調整確保に努めて全面的更生の實を擧ぐることに努むること
- 四、生産力擴充の國策に即應し、産業、並に職業の積極的轉換進出に努むること
- 五、民族移動の國策に即應し、進んで大陸に雄飛すること

附帶決議

第二章 自覺更生施設

の他の具體的方策を確立する必要がある。

○滿洲、北支方面に對する商工移民の途を開拓せられたい。

○中央、市町村、地區の聯絡が十分でない。市町村吏員に漸次地區民を採用する様指示せられては如何。

○教育者の理解を促す必要がある。また地區から極力教員を出すやうにしたい。

○産業組合により徹底的に負債整理が行はれるやう力を入れられたい。

○見込なき副業の轉換、有望なる副業の奨励方策を強化せられたい。

○青少年中心の自覺運動が大切である。

○少年少女團の設置指導、託兒所、診療所の設置運営が現下において特に必要である。

○この重大時局において未だ差別事象の残存するのは遺憾である。差別撤廢にもつと熱を入れて貰ひたい。

以上のほか、實踐的體驗に基く確信に満ちた適切な意見が續出し盡きるところを知らなかつたが、時間の關係上午後九時に至り委員付托することに決定、小山議長より一府縣一名宛(長崎は棄權)委員に指名し一先づ協議を閉じた。

委員會は別室に於て直ちに開會、和歌山縣の谷口寅太郎君推されて委員長となり、本會より下村、井上兩主事等参加し、慎重審議夜半十一時漸く委員會案を纏めて閉會した。

- 一、現下の時局に鑑み地區更生活上の障礙となるべき差別の絶滅を期すること
- 二、中堅青年の連絡提携を圖る爲、地方別に研究協議の機会を設けられたし

閉會式

短い期間に多くの行事を持ち、寸分の暇もない大會であつたが、出席者の規律正しき行動により、こゝに豫定の行事を終了し、十五日午後四時より閉會式を舉行、會長代理として小山常務理事主催者を代表して挨拶を述べ武島厚生省福利課長より祝辭あり、出席者を代表して田中政一君より謝辭を述べ閉會した。

2. 日本國民高等學校卒業生の短期講習會

厚生省社會局委託生として茨城縣友部の日本國民高等學校にあつて、約一年に亘る訓練の課程を了えて新しき生活の首途についた若者の爲昭和十四年一月二十五日、二十六日の兩日、中央融和事業協會は日本青年館に於て短期講習會を開催した。

一同着京の上、宮城遙拜、それより厚生省社會局集合、新居社會局長武島福利課長の挨拶あり、更に午後五時より日本青年館に於て小山常務理事の講話あり、夕食後は榊山參事及び丹羽厚生省事務官の講話があり、後懇談會を開催し同夜は

一同同館に宿泊、第二日(二十六日)は午前六時起床、明治神宮参拜、午前中「融和事業の現状」に就て下村主事「經濟更生の概況」に就て井上主事の講話あり、晝食を共にして後解散した。一同は希望に燃えて各々その故郷に向つて歸路に就いた。

3、地區中堅人物優異者助成

昭和九年度以降地區更生上優秀なる成績を擧げて居る人物に對し奨勵助成金を贈與して居るが、本年度に於ても同様夫々府縣融和團體を通じて左の十氏に對し贈與した。

郷土町内地區の爲に貢献するところ尠らず、昭和十一年公道會長となる。
高島外次郎(富山縣)
水野直(岐阜縣)

昭和八年三月融和機關會を設立會長となる。其他農事實行組合理事地區青年團指導員の職を兼ね。
久保孝(三重縣)

昭和八年區生計基本調査事業の調査員となり指導同九年與奮組合を設立し推されて専務理事となる。
谷口庄次郎(和歌山縣)

昭和九年精米製粉事業、養鶏養豚事業を起し、昭和十年負債整理組合を設立、製糖事業の擴充を圖る。
梅田福一(廣島縣)

究會、協議會、視察、印刷物刊行、講師派遣等の諸施設を行つた。
昭和十三年度中に於ける融和團體の本施設は、講習會一二

中堅人物養成施設

團體名	講習會	研究會	協議會	視察	印刷物	講習會派遣	協議會派遣	其ノ他	計	概況
茨城縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一 筑波町筑波神社ニ二九名
下野縣融和會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二 中堅女子青年講習會一視察一
群馬縣融和會	七	一	一	一	一	一	一	一	一	七 中堅人物養成講習會七
埼玉縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一 地區中堅者ヲ中心トスル指導移動講習會一視察一
千葉縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三 中堅人物養成講習會一回中堅女子養成講習會一
東京府社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二 講習會一
神奈川縣青年會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二 中堅人物養成講習會一視察一
新潟縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九 講習會ニ研究協議會一六視察一
富山縣融和會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三 講習會一視察一印刷物五〇經濟更生委員ニ配布
石川縣融和事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一 講習會一
福井縣親和會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一 經濟更生機關誌配付
山梨縣共愛會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二 中堅人物養成講習會一優良地區視察一
長野縣同仁會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四 地區中堅人物養成講習會一
岐阜縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二 鍛鍊講習會二
靜岡縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六 講習會四、中堅青年研究協議會派遣一融和事業
愛知縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	視察一

永年抗爭せし内部の融和を圖り農事實行組合負債整理組合長として功あり縣下稀に見る模範地區となす。
藤本昇一(鳥根縣)

五ヶ年計劃を樹立し昭和十一年蘭草栽培の有望なるを悟り疊表製造組合を組織す。
瀧上恭太郎(岡山縣)

昭和七年更生會を組織し種々の事業を興し、更に納稅組合を設立し増産十ヶ年計畫を樹立す。
前田惣吉(鳥取縣)

昭和十年地區經濟更生委員會の幹事となり地區内の整理共同作業場の建設に授産事業等に盡力しつゝあり。
櫻井徳光(大阪府)

昭和三年以來男女青年團の指導に任じ、支那事變起るや農村の不況を憂ひ陸軍被服廠より兎毛皮總合加工の下請をさせ其の勞銀により負債整理を行ひつゝあり。
福島茂(佐賀縣)

大正十五年唐津中學卒業、區民の窮迫を憂ひ、其の婦女子に履物表製編の内職を授け更生に努めつゝあり。

二、府縣融和團體の施設

各府縣融和團體は、十ヶ年計畫實施以來、政府並に地方の施設と相俟つて、之が精神的經濟的方面の施設に主力を注ぐべく方針を執つてゐるが、昭和十三年度に於ては講習會、研

八件、研究會一二件、協議會八七件、視察三一件、印刷物六四件、講師派遣七件、其他一六件、計三五五件である。

鹿兒島縣社會事業協會	七	一、三三六	九六	製菓製糖
計	三九	一、八五六	三〇、三七九	

第四 移住獎勵施設

現下部落の生産機構は其の従業人口に對し、何れの方面に於ても低弱の状態である。今全國部落の約六割を占むる農業方面に於て觀るに其の一戸當り耕作反別は僅かに五反歩未満にして、我が國農家平均耕作反別一町餘に對し其の半ばにも達せざる状態である。而もその人口密度に於ては一般農家より遙かに稠密にして、従つて生活の困難は到底免れ得ざる状態である。茲に現在の部落更生の根本對策として資源と人口との調整對策としての移住問題は重要な事項となるのである。

而して其の方途として從來のブラジル移住、また滿洲事變以來新たなる我が民族發展の沃野として期待さるる滿洲移住に對し、關係方面に於ては相當の獎勵斡旋の方途を講ずるも之が部落方面に現はるゝ結果は洵に微々たるものである。之の原因は積極的自覺の缺如、差別に依る社會的進出の困難、移住費の缺乏等にも依るものが多い。この現状に對し益々これら缺陷の是正並に障礙の除去を圖り、その發展を企圖助長することが緊要である。

一、中央融和事業協會の施設

1、滿洲移住助成

滿洲農業移住並滿蒙開拓青少年義勇軍訓練所入所助成に關する地方團體の施設ゆへ滿洲農業移住實施十二團體助成人員四十八名、滿蒙開拓青少年義勇軍入所實施十九團體人員八十四名に對し助成金四千八十圓を交付した。

2、滿洲移住調査

滿洲移住を獎勵するため、移住地觀察を爲したる六地方團體人員六名に對し助成金九百圓を交付した。

3、更生訓練講習會

中央融和事業協會では地區青少年をして滿洲移住並職業進出を爲さしむるため之が適格者養成の基礎訓練を行ひ併せて地區更生の中堅者たらしむる目的を以て左記概要の通り開催地の融和團體と共に主催を以て全國六地方に於て更生訓練講習會を開催した。

更生訓練講習會實施概要

(一) 會場、期日	地方別	期日	會場
關東地方	昭和十三年自九月五日至同十四日十日間	埼玉縣大里郡用土村蓮光寺	

時局問題、修養講話等であつた。

講師には、加藤咄堂、坂西陸軍中將、菅原日本農士學校檢校、三島埼玉縣商工課長、中島埼玉縣移住協會主事、安藤埼玉縣社會事業主事、古井茨城縣内ヶ原訓所教諭、安藤靜岡縣社會事業主事、松山大尉、高森奈良縣會議長、高橋奈良縣社會教育主事、志野奈良縣社會事業主事、柴田奈良縣屬、大岡岡山縣社會課長、原岡山縣師範學校教諭、鹽見岡山縣農會幹事、三好中央融和協會理事、岸岡山縣職業課長、光岡岡山縣屬、前田治、横山德島縣學務部長、迫德島縣經濟部長、花谷大佐、齋藤德島縣社會課長、西村德島縣女子師範學校長、寺田德島縣商工技師、神德島縣農會幹事、近藤滿洲移住協會參事、横山宇佐神宮々司、萩尾圓通寺住職、東山大分縣親和會主事、谷口熊本縣農民道場教諭、中央融和事業協會より下村、田中、井上の三主事及中村、成澤、龍場の三書記。

二、府縣融和團體の施設

之に對し昭和十三年度中に於ける府縣融和團體の本施設は次の如く移住獎勵金の交付、移民獎勵講演、懇談映畫會等で、その施設團體二六、事業數二五二件、獎勵費五、八一〇圓である。

中部地方	自八月十三日至同二十二日	靜岡縣富士郡上井手村廣育年黨農場
近畿地方	自八月十六日至同二十五日	奈良縣高市郡歌仙町建國會館
中國地方	自八月十九日至同二十八日	岡山縣勝田郡勝田村真加部教讀寺
四國地方	自九月七日至同十六日	德島縣那賀郡立江町立江寺
九州地方	自九月二日至同十一日	大分縣宇佐郡宇佐町圓通寺

(二) 講習員

(イ)講習員の資格は、年齢十六歳以上三十五歳迄のものたること
滿洲移住又は工場其の他の地に於て就勞の希望あるもの、身體強健にして傳染性疾患を有せず且意志強固なること、実行思想性格善良なること。

(四) 出席人員——關東地方三三名、中部地方三三名、近畿地方三二名、中國地方三三名、四國地方二八名、九州地方三〇名、合計一八七名

(五) 實施概況

講習會は勸勞作業を中心とし、之に一日約二時間の講義を加へ起床より就寢まで行事指導者の指揮に依り規律ある訓練的行動に終始した。勸勞作業の種類は、開鑿、神宮聖域擴張工事率仕等であつた。講義は融和事業一般、滿洲移住並職業進出の必要性と具體的方策、

移住獎勵施設狀況

團體名	事業數	獎勵費	事業	業	概況
茨城縣社會事業協會	三	七	成人移民	一青少年義勇軍二	

第二章 自覺更生施設

青少年義勇軍一人	二付二〇圓	備考
----------	-------	----

第四編 融和運動

下野昭利和會	一	一〇	滿洲農業移民(青少年移民)	
埼玉縣社會事業協會	一	三〇	滿蒙開拓青少年義勇軍	
千葉縣社會事業協會	九	三〇	滿蒙開拓青少年義勇軍助成滿洲移民獎勵講演	
神奈川縣青年和會	二七	三〇	映畫會	
新潟縣社會事業協會	一	三〇	指導協議會	
富山縣融和會	一	一	講演會協議會等開催	
石川縣融和事業協會	二	四〇	滿洲移民、青少年義勇軍	
山梨縣共愛會	七	六〇	滿洲移民、青少年義勇軍	
岐阜縣社會事業協會	一	三〇	青少年義勇軍	
靜岡縣社會事業協會	一	四〇	滿洲農業移民獎勵	
三重縣厚生會	一八	五〇	滿洲農業移民、青少年義勇軍	
滋賀縣昭利和會	八	三〇	滿蒙開拓青少年義勇軍派遣獎勵	
京都府親和會	一八	三〇	移住地視察、大陸進出協議會、大陸進出講演	
大阪府公道會	一	三〇	會、青少年義勇軍激勵會、集團移民獎勵	
和歌山縣同和會	一	三〇	轉業資金	
鳥取縣一心會	一	一〇〇	第六次滿洲農業移民獎勵、滿洲移住獎勵講演	
山口縣一心會	二	一〇〇	會映畫利用滿洲移住協議會、滿洲移住講演會	
德島縣融和團體聯合會	八	六〇	青少年義勇軍入所助成、滿洲農業移民助成	
讚岐昭利和會	六	一〇	滿洲移住獎勵青少年義勇軍助成	
愛媛縣善鄰會	九	三〇	滿洲移住、青少年義勇軍	
高知縣公道會	四	六〇	滿洲移民、滿蒙開拓青少年義勇軍	
福岡縣親善會	三	一〇	滿洲移民、滿蒙開拓青少年義勇軍	

熊本縣昭利和會	六	一	講演會、懇談會、映畫會、獎勵會
大分縣親和會	一〇五	一	
鹿兒島縣社會事業協會	五	一〇〇	滿洲移住獎勵
計	三三三	三、一〇	

滿洲移住ノ全面的獎勵ニ伴ヒ特ニ地區出身者参加ヲ勸誘スル爲助成金ヲ交付ス

第五 産業金融施設

生産資源並に生産規模の貧弱なる部落に於て、その産業發展の一方途として、これら産業に要する資金の融通を圖り、

その生産の發達と經營の圓滑を企圖することが重要視せられ各團體に於て本施設を講じてゐるが、未だその規模極めて小にして、現下部落經濟の發展に對し充分とは謂ひ得ない状態である。

産業金融施設狀況

團體名	利用事業	融通金額	資金融通元	利率	概況
下野昭利和會	運搬業、ピツカ再製、販賣業其他	二、三〇〇	下野昭利和會	年三分	運搬業、ピツカ再製販賣、白米販賣、有畜農業
群馬縣融和會	下宿業、乾物行商其他	八二〇	群馬縣融和會	年三分	荒物行商、魚行商、青物商、苗木商、養雞養豚業、木製品製造業
埼玉縣社會事業協會	轉業資金	二、三〇〇	埼玉縣社會事業協會	年二分四厘	動物計畫ニ依リ影響ヲ蒙リタルモノ轉業者轉職者ニ貸付
東京府社會事業協會	轉業資金	二、四〇〇	東京府社會事業協會	年三分	轉業資金トシテ八名ニ貸付
神奈川縣青年和會	轉業資金	二、三〇〇	神奈川縣青年和會	年三分	利率無利子五ヶ年賦、一四名
富山縣融和會	共同作業場建設資金、共同組合資金	一、〇〇〇	中央融和事業協會	年三分	共同組合ノ資金トシテ融通セシ爲非常ナ好成绩ヲ收メツ、アリ
石川縣融和事業協會	有畜農業、製繩業、漁業其他	二、二〇〇	石川縣融和事業協會	年三分	
山梨縣共愛會	轉業資金	二、一〇〇	山梨縣共愛會	年二分	融通資金一、二〇〇圓ハ厚生省ヨリ縣ニ交付サレ
長野縣同仁會	轉業資金	一〇、〇〇〇	長野縣同仁會	年二分	更ニ縣ヨリ本會ニ交付サレタルモノ

第二章 自覺更生施設

岐阜縣社會事業協會	轉業資金	三、五〇〇	日歩一厘	事變ノ影響ニヨリ失業セル者ノ中轉業セシメタルモノニシテ目下成績良好ナリ
三重縣厚生會	轉業資金貸付事業	五、〇〇〇	二分五厘	支那事變ノ爲メ物資統制ノ影響ヲ受ケ轉業ノ止ムナキニ至リタル者ニシテ將來有望ニシテ且持續性ノアル事業ニ轉業セントスル者ニ對シ一人當リ最高額三百圓宛貸付所期ノ目的ヲ達セシムトス
滋賀縣昭和會	轉業資金貸付	一		最低七〇圓、最高三〇〇圓、三四名
大和同志會	轉業資金貸付	六、六〇〇	年三分	貸付人員二五名
山口縣一心會	轉業資金貸付	四、五〇〇	年三分	物資統制ニヨル影響ヲ受ケタル者十八名ニ融通
德島縣融和團體聯合會	產業維持轉換資金	四、〇〇〇	三分二厘	件數二五
愛媛縣善鄰會	轉業資金	三、六五〇	年三分	
高知縣公道會	竹器組合原料共同購入資金	四〇〇	年三分	
福岡縣親善會	轉業獎勵	八〇〇	年三分	
長崎縣誠心會	轉業資金	三〇〇	年三分	皮革統制ニヨリ他ノ業ニ轉ゼシモノニ貸付ク
大分縣親和會	運送業、養豚製産、針灸醫其他	二、五〇〇	年三分	成績可良
計		五七、〇五		

第六 産業經濟機關の現況

部落産業經濟の組織的推進を圖る各種協同組合、並に更生委員會等の設置に關する事項は前掲の通りであるが、現在各府縣融和團體の指導下にある該協同組合數は總計一、三一九組合で、その内農業關係五三九工業關係二〇九畜産關係四三三生産販賣關係六〇、其他四六八である。尙更生委員會研究會

等の施設運営件數は二四〇件である。

部落協同組合の分類

- 農業關係(五三九組合)
- 農事實行組合
- 養蠶實行組合
- 共同組合
- 協同組合

- 共同作業組合
- 工業關係(作業組合二〇九)
 - 醬油釀造組合
 - 製靴組合
 - 製筵製繩組合
 - 棕枳表製造組合
 - 履物棕枳表荒地工業組合
 - 履物棕枳表工業組合
 - 履物棕枳表工業組合聯合會
 - 製靴工業組合
 - 伊勢表製産組合
 - 竹加工組合
 - 製筵組合
 - 銀箔張組合
 - 薬加工組合
- 畜産關係(四三組合)
 - 畜牛組合
 - 養豚組合
 - 養鶏組合
 - 養兔組合
- 生産販賣關係(六〇組合)
 - 共同購買販賣組合
- 共同出荷組合
- 共同收益組合
- 販賣購買利用組合
- 出荷組合
- 生産組合
- 共同販賣組合
- 叭組合
- 積善會
- 其他一般(四六八組合)
 - 負債整理組合
 - 經濟更生聯合會
 - 部落更生會
 - 共勵會
 - 更生會
 - 更生組合
 - 報德組合
 - 貯蓄組合
 - 労働組合
 - 日傭労働組合
 - 消費組合
 - 納稅組合
 - 副業組合
 - 行商組合

産業經濟機關の現況

種別

現在機關數

主要事業

現況

種別	現在機關數	主要事業	現況
茨城縣 兔毛皮出荷組合	一	生産品ノ改良ヲ講ジ規格統一スル爲組合検査制度ヲ實施シ、共同出荷ス	良
茨城縣 農家組合	九	履物製造品ノ共同販賣ト材料ノ共同購入ヲナス	同
茨城縣 履物共同販賣組合	一	製菓機、製糖機ヲ備付ケ製品ノ共同出荷ヲナス	同
茨城縣 庭園共同出荷組合	一	養蠶業ノ向上普及ト産繭ノ増加ト品質ノ向上ヲ計ル爲	同
茨城縣 産繭共同販賣組合	一	稚蠶ノ共同飼育ヲナス	同
栃木縣 農事實行組合	六	自給肥料ノ増産ニ毛作ノ奨励	各地共躍進途上ニアリ
群馬縣 共同組合	三	農事副業購買販賣貯金生活改善其他各部門ニ分テ綜合的ニ更生ニ邁進シツ、アリ	同
群馬縣 農事實行組合	六	肥料共同購入農産物共同販賣農事改良	同
埼玉縣 養蠶實行組合	九	蠶繭共同出荷蠶種共同購入其他	同
埼玉縣 養蠶組合	五	自給肥料造成副業養蠶ノ奨励其他	同
埼玉縣 共同出荷組合	二	蔬菜共同販賣、肥料共同購入	同
埼玉縣 棕櫚表製造組合	一	棕櫚表加工奨励、原料品共同購入	同
埼玉縣 共同收益組合	二	共同耕作共同購買其他	同
埼玉縣 共同組合	六	地区ノ物心更生ヲ目的トスルモノ	同
千葉縣 農家組合及農事實行組合	四	農事改良開墾共同耕作、共同貯金、購買品ノ共同購入生活品ノ共同販賣	各組合ニ耕作販賣、購買社會婦人青年等ノ各部門ヲ設立シ經濟更生計畫ヲ樹立シ鋭意地區更生ニ邁進シツ、アリ
東京府 農事實行組合	三	農事改良、開墾、共同耕作共同貯金	概シテ良好
東京府 副業組合	一	竹細工、製繩、靴修繕	同
東京府 負債整理組合	三	共同耕作、共同貯金	同
東京府 納稅獎勵組合	五	納稅獎勵、共同貯金	同

種別	現在機關數	主要事業	現況
神奈川縣 貯金組合	一	日掛貯金念佛講座	良好
神奈川縣 養豚組合	二	養豚、共同貯金	同
神奈川縣 農事實行組合其他ノ組合	一九	小地區ニシテ農事實行組合ヲ設立シ得ザルモノニハ地方ノ協同組合ヲ設置セシム	同
新潟縣 農事實行組合	二	菅笠	同
新潟縣 菅笠組合	二	農具	同
新潟縣 竹細工組合	五	日用品	同
新潟縣 消費組合	七	草履	同
新潟縣 加工組合	一	貯金、日用品ノ共同購入、生活改善並販賣	各々ノ組合維持ト更生ノ爲メ相當ナ成績ヲ擧ゲツ、アリ
富山縣 協同組合更生委員會	二〇	製品ノ共同販賣及共同購入	一月十五日 規約貯金、地方改善事業補助ヲ得テ脱穀精米等共同施設ヲナス
石川縣 販賣購買利用組合	一	農産ニ關スル研究、肥料ノ購入等	地方改善補助ヲ得テ製菓製糖ヲ普及
石川縣 農事實行組合	一	愛國スリツパ等ノ内職ヲナス	地方改善事業補助ヲ得テ製菓製糖ヲ普及
石川縣 副業組合	三	納稅組合、規約定規貯金、精米粗摺等	地方改善事業補助ヲ得テ製菓製糖ヲ普及
福井縣 南市更生會	一	製菓事業、製繩事業、定期貯金	地方改善事業補助ヲ得テ製菓製糖ヲ普及
福井縣 遠敷青年會	一	養魚事業河川敷開墾、發芽栽培等	地方改善事業補助ヲ得テ製菓製糖ヲ普及
福井縣 遠敷女會	一	製菓事業、製繩事業、定期貯金	地方改善事業補助ヲ得テ製菓製糖ヲ普及
福井縣 本郷上組更生組合	一	納稅組合、規約定規貯金、精米粗摺等	地方改善事業補助ヲ得テ製菓製糖ヲ普及
山梨縣 經濟更生委員會	二	一般經濟更生ニ對シ計畫樹立實行及研究調査	一宮、上手西村ニ設立
山梨縣 農事實行組合	三	共同農具設備使用肥料ノ共同購入及配給製産品販賣統	豐寄、上手、若神子ニ設立
山梨縣 共同作業組合	三	原料品ノ共同購入及配給	大井、谷村、小笠原、上手、若神子、善光寺、以上六ヶ町村ニ設置シ目下事業經營中
山梨縣 製作者ノ販賣統制貯金等ノ管理	三	製作者ノ販賣統制貯金等ノ管理	製産加工(農産物)
岐阜縣 農事實行組合	四	南部表、製菓製繩、講演會、講習會、懇談會開催	既設作業場五ヶ所
岐阜縣 共同作業場	二	南部表、製菓製繩、講演會、講習會、懇談會開催	既設作業場五ヶ所

香川縣	愛媛縣	高知縣	福岡縣	長崎縣
消費組合	消費組合	消費組合	消費組合	消費組合
納税組合	納税組合	納税組合	納税組合	納税組合
更生委員會	更生委員會	更生委員會	更生委員會	更生委員會
共同組合	共同組合	共同組合	共同組合	共同組合
負債整理組合	負債整理組合	負債整理組合	負債整理組合	負債整理組合
消費經濟ノ合理化	消費經濟ノ合理化	消費經濟ノ合理化	消費經濟ノ合理化	消費經濟ノ合理化
納税成績ノ向上	納税成績ノ向上	納税成績ノ向上	納税成績ノ向上	納税成績ノ向上
貯蓄心ノ養成	貯蓄心ノ養成	貯蓄心ノ養成	貯蓄心ノ養成	貯蓄心ノ養成
日用品販賣	日用品販賣	日用品販賣	日用品販賣	日用品販賣
共同研究、技術練磨、共同出荷原料共同購入	共同研究、技術練磨、共同出荷原料共同購入	共同研究、技術練磨、共同出荷原料共同購入	共同研究、技術練磨、共同出荷原料共同購入	共同研究、技術練磨、共同出荷原料共同購入
負債整理	負債整理	負債整理	負債整理	負債整理
農事改良、農産共同販賣、共同貯金	農事改良、農産共同販賣、共同貯金	農事改良、農産共同販賣、共同貯金	農事改良、農産共同販賣、共同貯金	農事改良、農産共同販賣、共同貯金
技術向上、共同販賣	技術向上、共同販賣	技術向上、共同販賣	技術向上、共同販賣	技術向上、共同販賣
製産物共同販賣	製産物共同販賣	製産物共同販賣	製産物共同販賣	製産物共同販賣
日用品共同販賣共同貯金	日用品共同販賣共同貯金	日用品共同販賣共同貯金	日用品共同販賣共同貯金	日用品共同販賣共同貯金
納税完納	納税完納	納税完納	納税完納	納税完納
靴修繕、靴製造、皮需要	靴修繕、靴製造、皮需要	靴修繕、靴製造、皮需要	靴修繕、靴製造、皮需要	靴修繕、靴製造、皮需要
竹製品共同販賣、原料共同購入	竹製品共同販賣、原料共同購入	竹製品共同販賣、原料共同購入	竹製品共同販賣、原料共同購入	竹製品共同販賣、原料共同購入
花卉販賣、共同貯金	花卉販賣、共同貯金	花卉販賣、共同貯金	花卉販賣、共同貯金	花卉販賣、共同貯金
地區更生計畫樹立	地區更生計畫樹立	地區更生計畫樹立	地區更生計畫樹立	地區更生計畫樹立
農産物肥料農機具ノ共同販賣購買	農産物肥料農機具ノ共同販賣購買	農産物肥料農機具ノ共同販賣購買	農産物肥料農機具ノ共同販賣購買	農産物肥料農機具ノ共同販賣購買
共同購入共同販賣	共同購入共同販賣	共同購入共同販賣	共同購入共同販賣	共同購入共同販賣
原料ノ共同購入製品ノ共同販賣	原料ノ共同購入製品ノ共同販賣	原料ノ共同購入製品ノ共同販賣	原料ノ共同購入製品ノ共同販賣	原料ノ共同購入製品ノ共同販賣

熊本縣	大分縣	鹿児島縣
經濟更生研究會	經濟更生研究會	經濟更生研究會
協同組合	協同組合	協同組合
更生委員會	更生委員會	更生委員會
農事實行組合	農事實行組合	農事實行組合
副業組合	副業組合	副業組合
經濟更生ニ關スル研究	經濟更生ニ關スル研究	經濟更生ニ關スル研究
統制機關	統制機關	統制機關
經濟狀態ノ調査並ニ更生計畫ノ樹立	經濟狀態ノ調査並ニ更生計畫ノ樹立	經濟狀態ノ調査並ニ更生計畫ノ樹立
生産購買金融及社會施設	生産購買金融及社會施設	生産購買金融及社會施設
産、繩、叭、杉下駄製作	産、繩、叭、杉下駄製作	産、繩、叭、杉下駄製作
會員二〇〇名年一回總會	會員二〇〇名年一回總會	會員二〇〇名年一回總會
材料ノ共同購入	材料ノ共同購入	材料ノ共同購入
生産品ノ共同販賣	生産品ノ共同販賣	生産品ノ共同販賣
自覺更生ノ氣分濃厚	自覺更生ノ氣分濃厚	自覺更生ノ氣分濃厚
基本調査及計畫樹立ニヨル事業實施	基本調査及計畫樹立ニヨル事業實施	基本調査及計畫樹立ニヨル事業實施

第七 産業經濟施設の現況

部落産業經濟の協同的組織的發達と、その運営を掌る共同作業場、投産場、職業輔導所等は、十ヶ年計畫開始以前に於ても、近時部落産業經濟更生運動の進展と共に各地に設置さ

れ來つたのであるが、特に十ヶ年計畫に於ては各府縣に於て部落戸口の相當程度の所には逐次施設することゝなつた。左表は之等從來施設し來つたものと、昭和十三年度に於て施設したるものとを併せたる現在數並にその利用狀況である。即ちその全國總數は共同作業場投産場其他計六一五である。

産業經濟施設の現況

團體名	事業種別	現在數	主要事業	現況
茨城縣社會事業協會	共同作業場	八	集會場ヲ兼テ、脱穀機製産機等備付ケ共同作業ヲナス	特ニ足利市三和村ハ利用狀況良好ナリ
下野昭和會	同	六	製米、製ムシロ、製麥	
群馬縣融和會	同	四	産業經濟、教育教化其ノ他共同組合事業ノ爲利用シツ、アリ	
埼玉縣社會事業協會	同	四	共同作業、集會、職業輔導、精神修養	良
千葉縣社會事業協會	同	二	製糖、製麵、化製皮革、精米、精麥、精米、精麥、精粉、製麵、醬油醸造、履物表編、修養會集會講習會等ニ別用ス	
東京府社會事業協會	同	七	家計簿ノ配布、六〇〇部、製靴指導講習一回、製靴業者懇談會四回	相當活用セラル

新潟縣社會事業協會	共同作業場	九	産業經濟機關ノ各種組合事業ヲ行フ	更生上絶大ノ効果ヲ擧ゲツ、アリ 物動ノ關係セル地區ニ於テ施行シツ、ア リ 年々成績ヲ擧ゲツ、アリ
富山縣融和會	共同作業場一五 授産所 職業輔導所	一五	共同作業、精米、ワラ工品	
石川縣融和事業協會	共同作業場	一五	蠶工品製造	
福井縣親和會	本市共同作業場 流敷青年處女智徳會作業場 本郷養魚場	一一	養蠶事業 製蠶製繩事業 養魚、薄荷栽培	
山梨縣共愛會	共同作業場	三	共同作業使用、精穀器其ノ他設備、共 同肥料及製産品ノ保管、各種集會	谷村、一宮、菅原、以上三ヶ町ニ設置各 種事業ニ利用サレ地區更生上最重要施 設ナリ
静岡縣社會事業協會	共同作業場	七	農業作業場、農業倉庫	利用シ相當成績ヲ收メツ、アリ
愛知縣社會事業協會	共同作業場一〇、授産場一 共同精米所一、共同製鹽 地三、木工玩具製造施設一	六	南部表製造、製繩、製蠶其ノ他各種農 業經營、竹紙製造、精米、精粉、玩具製 造	小牧、野田、三上、千郷、小坂井(二)牛田、 鳴海、幸田、福江、成績良、知上町不良
三重縣厚生會	共同作業場二五、授産場二	七	蠶加工副業、農産加工事業	目下成良好ナリ
滋賀縣昭和會	共同作業場	六	製蠶、製繩、精米、講習、協議會等	盛ニ利用シ共同作業場ノ使命ニ向ツテ邁 進シツ、アリ
大和同志會	共同作業場	三	共同農具、共同出荷、精米、脱穀、製 繩、製蠶、蠶座炭炭製造、醬油醸造、紙 織豚毛織、日用品販賣	内容設備ニテ活用スル
鳥取縣一心會	共同作業場 二〇 授産場 二五	五	粗摺、精米、精麥、製粉等 粽相持、竹細工、箸等製造	大分良好ノ成績ヲ收メツ、アリ 漸次有効ニ使用シツ、アルモ未ダ充分ナ ラズ
鳥根縣和敬會	共同作業場 一一三 農事實行組合 一一	四	副業、精神修養道場	主トシテ婦人ノ副業ヲ獎勵シ、毎月數回 作業シ積立金ヲナス尙常會ヲ開キ更生上 ノ協議ヲナス、産業組合ト聯絡ヲトリ生 産品共同出荷並原料購入等ナシツ、アリ
山口縣一心會	共同作業場、授産場、 職業輔導所等設置	五		

德島縣融和團體聯合會	共同作業場	元	皮革、雨傘製造、製蠶、製繩、竹細工、 包紙製造、麻裏表製造	各作業場共相當活用サレツ、アリ
讚岐昭和會	共同作業場一五、授産場五	六	製繩製蠶	成績稍可
愛媛縣善鄰會	共同作業場	七	各種ノ作業、果物、肥料其ノ他ノ處理 共同製繩、共同製蠶、共同 出荷	成績稍可 利用ニ努メツ、アリ
高知縣公道會	共同作業場	三	共同産業、農産加工、修養會、養蠶	成績普通 出來得ルカガリ多方面ニ利用 セリ
福岡縣親善會	共同作業場、共同飼育所一	六	竹細工製繩、製蠶製産物、工業用機械 ニヨル製靴	經濟更生上相當ノ成績ヲアゲツ、アリ
長崎縣誠心會	共同作業場二、授産場一	三	副業生活	蠶、網、製蠶及稚蠶共同飼育等ニ利用ス 成績良好(既設ノ者ヲ加フ)
熊本縣昭和會	共同作業場	三	蠶加工、七島加工、稚蠶飼育、精米所	
大分縣親和會	共同作業場	三	蠶、吹、ゴム草履、下駄表、杉下駄、養 音、木工、屑物行商	
鹿兒島縣社會事業協會	副業組合、實行組合、農 事小組合、共同作業場、農 屑物倉庫行商組合	五		

第二節 教育文化施設

多年の間封建的社會關係の下に置かれたる結果と、現在の社會經濟狀態の低位等の爲、現下部落の教育並文化の發達に對しては多くの障壁を招來してゐる。即ち多年の封建的社會關係は遂に一般社會の文化的發展より多くの懸隔を招來して其の發達を遅からしめ、之と共に社會經濟生活の低位は教育の機會を阻碍し且つ之を困難ならしむることが夥しい。

而して將來部落の社會的、經濟的發展を企圖する上に直接産業經濟施設そのもの、發達を圖ると同時に、併せてその教育並に文化の向上發展を圖ることは、その基調として、また之が相關的關係に於て極めて重要な方策である。これが對策として現在融和團體に於て施行するものは、教育獎勵助成、文化的諸施設の利用運営指導、並に青少年の教育指導等の施設である。

教育文化施設状況

團體名	教育獎勵施設ノ運用	文化的施設ノ運用	青少年ノ指導施設	計
茨城縣社會事業協會	四	一	一	六
下野昭和會	一七	一	一	一九
群馬縣融和會	元	一	一	二
埼玉縣社會事業協會	七	一	一	九
千葉縣社會事業協會	四	一	一	六
東京府社會事業協會	三	一	一	五
神奈川縣青和會	七	一	一	九
新潟縣社會事業協會	三	一	一	五
富山縣融和會	三	一	一	五
石川縣融和事業協會	三	一	一	五
福井縣親和會	三	一	一	五
山梨縣共愛會	一	一	一	三
長野縣同仁會	一	一	一	三
岐阜縣社會事業協會	一	一	一	三
靜岡縣社會事業協會	一	一	一	三
愛知縣社會事業協會	一	一	一	三
三重縣厚生會	一	一	一	三
滋賀縣昭和會	一	一	一	三
京都府親和會	一	一	一	三
大阪府公道會	一	一	一	三
計	三三	一八	一八	六九

團體名	計	最高	最低
兵庫縣清和會	三三	一〇〇	一〇
大和同志會	二八	一〇〇	一〇
和歌山縣同和會	二二	一〇〇	一〇
鳥取縣一心會	二二	一〇〇	一〇
島根縣和敬會	二二	一〇〇	一〇
廣島縣共鳴會	三三	一〇〇	一〇
山口縣一心會	六八	一〇〇	一〇
徳島縣融和團體聯合會	一五	一〇〇	一〇
讚岐昭和會	二	一〇〇	一〇
愛媛縣善鄰會	二七	一〇〇	一〇
高知縣公道會	三〇	一〇〇	一〇
福岡縣親善會	三三	一〇〇	一〇
長崎縣誠心會	三三	一〇〇	一〇
熊本縣昭和會	三〇	一〇〇	一〇
大分縣親和會	三〇	一〇〇	一〇
鹿児島縣社會事業協會	二	一〇〇	一〇
鹿兒島縣社會事業協會	二	一〇〇	一〇
大谷派本願寺眞身會	二	一〇〇	一〇
計	三三三	一〇〇	一〇

第一 教育獎勵施設

部落に於ける經濟生活の低位と、多年の封建的社會關係の中に存置せしめられたる結果等より、現在部落に於ける少年の教育に對しては多くの障礙が残されてゐる。

而して部落の社會的經濟的發展を期する上に、その教育の程度を高め且つその機會を廣めてゆくことは、部落更生上洵に重要な施設である。

之等の目的に對し、中央融和事業協會に於ては、從來より地方融和團體を通じて教育獎勵金を交付し、地方團體またその經費を併せ本施設の徹底を期してゐる。

然しながら本施設は從來地方融和團體に於て之を實施するものと然らざるものとあり、區々たる状態なりしも、昭和十一年度十ヶ年計畫の遂行と共に之が全國的統制を以て本施設を施行することゝなつた。

一、中央融和事業協會の施設

中央融和事業協會では内部少青年の教育の向上をはかるため、從來より高等小學校、青年學夜その他の學校に在學するものに對し教育助成金を交付してゐるが、昭和十三年度は府

縣融和團體のうち申請せるもの三十八團體、人員四千七百五十六名に對し助成金三萬七千八百八十九圓を交付した。これを前年に比較すると、人員において一、〇二二名を増して居り、人員の内譯は次の通り。

高等小學校	三、七六〇名
青年學校	九四七名
其他	四九名

二、府縣融和團體の施設

府縣融和團體に於ては、本施設として夫々團體の施設費に中央融和事業協會の本施設助成金に併せてこれを施行してゐるが、昭和十三年度に於ける獎勵人員は計五、四八八で、その中等小學校四一、六四人青年學校一、〇七一人その獎勵額は四六、四六七圓である。

教育獎勵施設状況

團體名	高等小學校	青年學校	計	獎勵額	一人當獎勵額
茨城縣社會事業協會	七	三	一〇	四〇〇	一〇〇圓
下野昭和會	五	三	八	一、二七〇	一〇〇圓
群馬縣融和會	元	一	一	五〇〇	最高二〇〇圓最低一〇圓
埼玉縣社會事業協會	三	二	五	一、〇〇〇	一四圓

千葉縣社會事業協會	東京府社會事業協會	神奈川縣青年和會	新潟縣社會事業協會	富山縣融和會	石川縣融和事業協會	福井縣親和會	山梨縣共愛會	長野縣同仁會	岐阜縣社會事業協會	靜岡縣社會事業協會	愛知縣社會事業協會	三重縣厚生會	滋賀縣昭和會	京都府親和會	大阪府公道會	兵庫縣清和會	大和同志會	和歌山縣同和會	鳥取縣一心會	島根縣和敬會
三	六	五	九	九	七	七	一	七	四	四	九	九	九	三	二	二	一	二	七	三
七	七	六	四	四	三	三	二	二	九	九	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
四〇〇	六五五	七〇〇	一五五	四〇〇	四〇〇	四〇〇	三九〇	一、二六〇	八〇〇	六〇〇	六〇〇	二、九〇〇	一、五〇〇	二、七〇〇	一、七〇〇	四、九五五	一、八五五	一、六〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇
一〇圓	五圓一〇圓	一〇圓	一圓九〇錢	一〇圓	一五圓	一〇圓	最高一三圓 最低五圓	一〇圓	一〇圓	一〇圓	一〇圓	六圓	一〇圓	一〇圓	二〇圓一〇	高等小學一〇圓 同一家族內二名以上獎勵ノ場合一名當 リ七圓五十錢也 青年學校五圓(清和洋服學校二五圓)	一三圓強	一五圓	一〇圓	最高二五圓最低一九圓 尋常小學學用品給與三圓

岡山縣協和會	廣島縣共鳴會	山口縣一心會	德島縣融和團體聯合會	讚岐昭和會	愛媛縣善鄰會	高知縣公道會	福岡縣親善會	佐賀縣社會事業協會	長崎縣誠心會	熊本縣昭和會	大分縣親和會	鹿兒島縣社會事業協會	大谷派本願寺眞身會
三	六	六	二	二	二	二	三	三	三	三	三	三	三
八	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一、六六九	二、二〇〇	一、〇一五	一、三三〇	二、二五〇	二、七〇〇	三、七〇〇	三、四七〇	四、四六	四、四五	八〇〇	六七〇	六二〇	六〇〇
最高二〇圓最低一七圓	一八圓	高等小學一五圓 青年學校六圓	九圓	一一圓五十錢	高等一年一五圓青年學校三四圓 高等二年一八圓(盲啞學校四〇圓四名)	一〇圓	一〇圓	一〇圓(內一名育英獎勵費トシ一五圓)	八圓	一〇圓	一〇圓	一〇圓	三〇圓

第二 文化的諸施設の運用

部落の文化的諸施設は、部落の向上と共に、社會的經濟的展開への基礎を培ふこともなり、社會的發展に寄與するところ大なるものがある。

昭和十三年度に於ける本施設の利用数は隣保館三七、圖書

館九、託兒所一一八、診療所二〇、其他四一計二二五である。

文化的施設の運用状況

團體名	講習會	講演會	懇談會	研究會	印刷物	其他	計
埼玉縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	6
東京府社會事業協會	2	1	1	1	1	1	7
富山縣融和會	1	1	1	1	1	1	6
福井縣親和會	1	1	1	1	1	1	6
山梨縣共愛會	1	1	1	1	1	1	6
長野縣同仁會	1	1	1	1	1	1	6
岐阜縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	6
靜岡縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	6
愛知縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	6
三重縣厚生會	1	1	1	1	1	1	6
滋賀縣昭和會	1	1	1	1	1	1	6
京都府親和會	1	1	1	1	1	1	6
大阪府公道會	1	1	1	1	1	1	6
兵庫縣清和會	1	1	1	1	1	1	6
大和同志會	1	1	1	1	1	1	6

備考

地區内ニ設置シ内外青年男女ノ修養機關
 練馬霞村ニ隣保館ヲ設置シ保育、圖書閱覽、
 康相談所講習會診察其他會合ヲナス巡回診察
 五
 三島保育園、南市託兒所、瀨崎託兒所
 新聞雜誌覽覽所一ヶ所アルモ餘リ振ハス
 農業期託兒所五ヶ所
 五ヶ所保育園三裁縫講習三無料診察一
 隣保館八社會教化ノ實効ヲ上ケ保健救済上實
 績ヲ收ム
 託兒職業指導授産教育教化事業等ヲ行フ農業
 期間ヲ特ニ地區勤勞ヲ増進セシム
 託兒所トラホーム診療裁縫教授夜學月例會等
 臺所改善組合ニ對シ補助金ヲ交付セリ四〇八
 圓
 トラホーム治療所一四町村ニテ實施セルモノ
 ニ補助交付ス
 農業期ニ託兒所五四トラホーム診療所一圖書
 館一隣保館一
 常設託兒所八回農業期託兒所春秋二回宛二十
 二回

團體名	講習會	講演會	懇談會	研究會	印刷物	其他	計
鳥取縣一心會	1	1	1	1	1	1	6
山口縣一心會	1	1	1	1	1	1	6
徳島縣融和團體聯合會	1	1	1	1	1	1	6
讚岐昭和會	1	1	1	1	1	1	6
愛媛縣善鄰會	1	1	1	1	1	1	6
高知縣公道會	1	1	1	1	1	1	6
長崎縣誠心會	1	1	1	1	1	1	6
大谷派本願寺眞身會	1	1	1	1	1	1	6
計	7	9	28	30	4	35	113

第三 青少年の教養指導施設

部落の自覺更生施設の基調として、青少年の自覺意識の喚起、其他の教養指導が必要とせられてゐる。
 昭和十三年度に於ける本設は講習會三九回講演會一四回研
 究會二回懇談會一四回其他一一六計一八五件である

青少年の教養指導施設状況

團體名	講習會	講演會	懇談會	研究會	印刷物	其他	計
茨城縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	6
下野昭和會	1	1	1	1	1	1	6
群馬縣融和會	1	1	1	1	1	1	6
埼玉縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	6
千葉縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	6
東京府社會事業協會	1	1	1	1	1	1	6
豫備訓練	1	1	1	1	1	1	6
中堅青年養成講習會	1	1	1	1	1	1	6
青年短期講習會	1	1	1	1	1	1	6
職業指導豫備訓練	1	1	1	1	1	1	6
中堅青年養成講習會	1	1	1	1	1	1	6
計	11	11	11	11	11	11	66

同	千葉縣	中村武雄	同	廣島縣	瀧本俊二
茨城縣	飯島勝治	山口縣	林虎一		
栃木縣	横田淳	和歌山縣	榎本彌次郎		
同	小堀筆四郎	德島縣	南正實		
奈良縣	山本吾一	同 一宮小學校長	小山明		
三重縣	寺川勝治	香川縣	川西和一		
同	後藤謙	愛媛縣	道上盛繁		
愛知縣	中西甚七	同	鈴木六二		
同	大伴英邦	高知縣	久川熊泰		
靜岡縣	佐藤支彦	同	坂本一定		
山梨縣	山田八彌	福岡縣	森本鐵之助		
滋賀縣	保坂雅彦	同	山本四郎		
同	大谷勇	大分縣	池田範六		
岐阜縣	間宮竹藏	佐賀縣	北村勝三		
長野縣	石原大助	熊本縣	新谷周藏		
同	別府朋來	鹿兒島縣	追田榮二		
石川縣	佐々木貞良				
富山縣	池端幸知				
鳥取縣	氷見太作				
鳥根縣	山本阿之亮				
岡山縣	阿部剛				
同	松本四郎				
同	横山正人				

2、第二回融和教育研究協議會

文部省厚生省並に中央融和事業協會共同主催の融和教育研究協議會は、昭和十三年六月七日芝罘増上寺前女子會館大會議室で開催された。當日午前九時開會、文部大臣告辭(田中社會教育局長代讀)厚生大臣挨拶(丹羽事務官代理)の後、會長に代り小山事務挨拶を爲し、協議に入る。

研究協議

- (一) 時局に鑑み融和問題解決上教育者として採るべき態度
- (二) 戦時下に於ける融和教育の具體的方策如何
- (三) 關係地區に教育住宅建設に關する件(以上徳島縣提出)
- (四) 内部兒童教育の目的について承りたし
- (五) 国立融和教育研究所設立に關する件(以上和歌山縣朝來小學校木津芳範)

右の議題に就き、徳島縣一宮小學校長小山明、和歌山縣朝來小學校訓導木津芳範兩氏説明、別項の通り意見の發表があつたが、意見發表者は何れも永年融和教育に従事する體験者のごとく、熱意と眞剣味に溢れ、時の過ぐるを忘れて討議研究に費やされ、傾聴に値する數々の體験談は列席者を感激せしめた。議題(一)のため委員會を開き別項の通り決定するところがあつた。

當日の出席者は、融和教育指導者講習會出席者の他左記二十三名であつた。

齋川直吾	重里龜吉	佐竹敬太郎
沼野嘉彦	井藤雄二	大川敬三
佐藤四郎	深山義平	須田泰一
鹿岡大臣	藤井彌平太	岡田清之
二橋三郎	横森高義	小林孝太郎
牧田春太郎	富山田鶴雄	田中雪雄
木津芳範	小山	出淵重太郎
中島源三郎		

研究協議決定事項

時局に鑑み融和問題解決上教育者として採るべき態度

- 我が國現下ノ情勢ハ頗ル重大ニシテ最モ深刻切實ニ我が國精神ノ一切ヲ顯現發揚センコトヲ要シ、アリ
- 抑モ上御一人ヲ中心トシ奉リ理想的統制ノ下ニ無縫ノ美ヲ發揮シ、アル皇國民ガ特ニ「融和事業完成十ヶ年計畫」遂行中「學國一致體制」下ニ於テ尙ホ「謂レナキ差別」ノ跡ヲ絶タザルハ甚ダ遺憾ニ堪ヘザル所ナリ
- 此ヲ以テ融和問題ノ解決ハ重大事トシテ一日モ忽諸ニ付スベカラズ
- 此ノ秋ニ方リ任ラ教育ノ聖職ニ受ケ教育報國ニ精進シ、アル我等教育者ハ斯ノ問題ニ對シ明確ナル態度ヲ樹立シ之ガ解決ノ實務ヲ分擔スルノ覺悟ヲ堅持スルヲ要ス
- 茲ニ我等教育者ノ態度ヲ闡明スルト共ニ強固ナル決意ヲ表明シ天下教育者ノ熱誠ナル協力ヲ切望ス
- (一) 信念ニツキ
- (1) 國體擁護ノ大所ヨリ不動ノ信念ヲ堅持スルコト
 - (2) 人格尊重ノ絕對性ニ鑑ミ教育ノ徹底國民道徳ノ作興ニ精進スルコト
 - (3) 自ラ融和精神ニ徹シ其ノ本質ト實際ニ充分ナル認識ヲ持ツコト
- (二) 態度ニツキテ

- (1) 消極的受動的態度ヲ改メ積極的自發的態度ヲ以テ之ニ當ルコト
- (2) 恩惠的或ハ事務的態度ヲ排除シ本質的熱意ヲ以テ終始スルコト
- (3) 一切ヲ教育的識見ト熱誠ヲ透シテ計畫指導シ末梢的方法ニ墮セザルコト

(三) 方法ニツキテ

- 1) 國家理想ノ顯現ニ努ムルコト
- 2) 君民一體、公私一體、自他一如物心一如等一體一如ノ生活理想ノ實現ニ努ムルコト
- 3) 生活ノ綜合的指導ヲ徹底セシムルコト

協議狀況

(藤島・小山常務) 議題に就て提出者の御説明を聞ふ。
 (藤島) 本問題解決上、教育者の態度如何が影響大なるべきは今更言を要しない。事變なるが故に本問題解決は必要であるばかりではない。無論教育者は第一線に立つが特に時局下總動員に際會せるにより教育者としての態度を研究して置かなければ解決を促進するが故に提出した次第である。

(藤島) 提案者の説明に對し質問又は意見ありや、今日戰時中に拘らず差別事象ある程であるが此際特に問題解決に關し意見發表あり度し。

(藤島) 提出者の説明通り此の問題は時局下に於てのみ考ふべきでないことは無論であるが、時局下に於て特に考慮すべきである。

遠的態度の學校が多い、又融和教育實施の學校でさへ、細まれたから地區子弟を含むから自校に差別問題が行はれた時の言譯に行ふといふ様なものがあつて、未だ教育者の重任を痛感してゐないものが多い。自分は部落出身である。融和教育に従事して十年(地區學校)に奉職以來二十餘年今迄のところ未だ眞實の點が見えない感がある、形式的、事務的の感がある。教師が融和教育の認識があるや否やと言ふに一般のやり方は、

教材研究、指導案作製、研究中心事業、懇談會等

であるが、一言にして云へば如何にして兒童に對する融和精神涵養に努むべきかの方法の研究の如くに見える。自分は融和教育者自身がその一歩前に於て教師自ら差別觀念ありや否やを反省する必要があると思ふ、自分の反省なしに徒に兒童へ〳〵と云ふは百年河清を俟つ如し、教育案等に就ても、從來は融和教育のサムブル程度のものがあるだけである、然もそれは教育者のものではない。然るにそれをその儘使つて居る感がある全體的に見て小學教師の精神も實際の方法に即したものが無い様である。從來の著書は「教ゆるは習ふなり」の意であるかも知れぬが、そんな復讐いことでは満足出來ない。

差別を受けた者何人

差別を見出した者何人

どれだけの知識を與へられたか、

師範では卒業間際僅かの時間丈を與へる位で此の問題に對し甚だ冷淡な態度、他の學科は實力を養つてゐるが、融和教育に關しては

過去二十年來問題に關係し、昨年の研究會に出席してその場の空氣より推して、考へ方の深度に差はあるとしても實施點に於て未だしの感を深うした、最近數縣を視察又縣下に就ても視察の結果、知識を新にしたがそれに就て自分の感想は一、認識(教育的の)を深めること、融和教育に對する新らしき認識を深める、で盡きるが少しく具體的に述べれば、此の時局下に今尙内部に不合理な差別觀念あるは誠に歎はしい。歡迎に際しても各地に差別あるは遺憾である、内部も一般も出征者は同じである、然るに此の差別あるは由々しき問題である、一例を挙げれば

○内部出身出征者の歡迎に當り歡迎者の數が少い。

○道骨に對して差別言辭があつた。

此際國民は出征者に對して眞摯たるべきだが實情は斯うである、教育者は先して精神的にも物質的にも遺家族に對して教育者として努力すべきことが多々ある。慰問袋に於て無心の兒童を通じて送ることは内外を問はず大きな感激を與へた。此際教育者として出征軍人を出した内部の家族に對し精神的に十分の慰安を與へたい、その點で誠心を示し度い、更に出征軍人子弟に對してその名譽ある軍人の家族に對し此際融和教育の立場から一致協力の精神を以て努力する事が教育者の任務であると信ずる。

(京都府) 融和教育者に對する深い反省を促して教師として如何なる態度を以てすべきかを述べ度し、今迄全國に行はれる融和教育は殆ど各府縣の融和團體の事業を教師が手傳つて居る態度が多いから地區なしとの理由で融和教育を忌避するものさへあり、敬遠的嫌

殆んど出來てゐない、然もその人に融和教育を求めめるのは無理があるが認識が深まりさへすれば方法は出來ると思ふ世間では一般教育の片隅で融和教育をしてゐる有様である。一般教育と融和教育は有機的の二面一である、從來の融和教育者はやつてやつた、なつた等なこと自負してゐる。此の問題に關して私の學校の校長は十九年を経たが未だ「思ふ通りにならぬ」と言つた。一般の融和教育者が同情的、優越的、恩惠的な考からやつてゐる。

(藤島) 非常時局下に就てといふ點をお話し度い。

(京都府) 最後に申します、教育の本義を認識し時局が時局故一段努力され度い、之に就てその發出點を述べたい。

第一自省 少しでも差別感を認めれば兒童の前に電線になつて懺悔の態度で出るべきである。

第二 筆舌の教育ならず實踐者たれと言ひ度い。

(藤島) 如何に問題の徹底的取扱を爲すか本縣には地區出身の教育者一名もなし、日本の實情から言へば差別者自身が教育者たる有様である、そこで自分自身の反省が第一であるが特に教育者の信念の問題が大切である。多くは形式的部面に走る傾があつて生命がけでない様だ。融和教育は上御一人に對し赤誠を以て仕へ奉り團體の精華を顯すのにありと信ずる、それ故、團體擁護、人格尊重を基調とするが人道教育者の信念に猛省の要あり、更に融和教育に對する信念の問題であるが、信念が輕薄微弱であると思ふ。その信念の上に更に指導力の點を考へたい。融和教育は學校の兒童教育に留らず、

○地区の生活を中心として社會教育の點にまで考慮する要あり、經費を持たぬ指導は無力である。
○生活の総合的指導の方策を持つ事、時局に際會せるを幸とし決死的態度を要す。

(和歌山縣) 融和教育方針の認識が重大であると考へる。協會が如何なる方針を持たれるか先づ承りたし。

(德島縣) 後の委員會で申しては如何。
(和歌山縣) 第一に教育者は日本精神を認識し國民教育誠の教育親心を持つ教育をせなければならぬ。

第二、態度、姿、生活悉くが兒童の模範的ならねばならぬ、即體験指導である。融和教育の方法は立てねばならないが教師が正しい模範を示し得るならば一言を費さずとも足りはしないか。

第三、時局下に於て功利主義から國家敬愛の點に一般國民が引戻されたと思ふ、地区内に於て模範を示せば決して問題解決は六ヶ數くない。

(議長) 此の議案に對しては委員附託にしては如何。(異議なしの聲)
(議長) 德島縣は如何
(德島縣) 結構
(議長) 委員は私に御一任願へるか。(異議なし)
次に第二に就て説明ありたし。

(德島縣)
(二) 戦時下に於ける融和教育深徹の具體的方策如何

尊重、浪費を戒め、青年の品性向上、更生、生活改善、社會進出等を考へて居る。

奈良縣では、此の向上のためには、
○昭和八年融和教育研究会
○同十一年組織改正
○同 大和同志會の助力があり

本年度は各都市別に研究会開催、昨年末、融和本編纂をなした。その他視察、土曜午後の座談會、權威者の講演會等を催して居る。經費は右關係學校より支出した。他に幾分の補助もある。

(岡山縣) よりよき指導者を得ること、熱意のない教師に百の方策を興へても徒らであるが熱意があれば良い方策も生れると信ずる。

現下の狀況は笛吹けど踊らずの感がある、その缺點の一は教師間の熱を缺くといふことになる。

岡山縣の實例であるが、指定學校で各學校長に對し同意を求めた所幸にも地区なしとの答を爲す學校が三つあつた。斯様な譯で地区なき學校又はその他の町村から反動的に差別事象が起ることが少くない。

- 岡山市附近に對する調査、十數校二百名教師に就て調査をした。
- 一、差別心ありや
 - 二、差別は何故存続するか
 - 三、融和教育を必要とするや
 - 四、方策如何

師範卒業者たる故小學教師が戰爭に行かなくていゝと思ふならば、とんだ間違である。此のことを一つの恩典と思ふよりは、統後身命を賭し教育に當るためなりと考へなければならぬ、一の次は具體的方策であると信ずる。此際各府縣の意見を承りたし。

(議長) 説明を基礎として。

(奈良縣) 態度に就て高説同感、二に對して簡單に申し上げたし、本教育は事變下のみでなく百年の計として貫徹せねば止めない重要事なりと考へる。それに就て教育者の態度の認識、眞剣味を必要とする。

- 一、根本目標を定める必要があるがそれは、
1、建國大義闡明、一視同仁飽迄、聖旨に副ひ奉ること
2、皇室中心、國家意識を深め日本精神を顯揚すること
3、時局に鑑み己が使命を認識國是に對し勇往邁進すること細説すれば

内部兒童の個性、家庭、環境を調査の上善處することが望ましい、更に純正なる宗教的信念を養ふこと、感謝報恩の至情を盡すこと誤れる優越感、卑下感を排し人種平等を實行に移すこと、殊に小學校に於て幼根双葉の魂に對し差別除去に邁進すべきである。教育者は正しき人生觀を持ち、使命を覺つた時に到底差別は出来ぬ、實踐躬行あるのみ。本縣に地區出身の教師四十五名あり、此上共更に内部の生活の指導、幼稚園保育所の施設、保姆の自覺等必要である。私の内部兒童に對する教育方針としては、
自覺自尊、體位向上、衛生思想、積極的精神助長、規律、禮儀

の間に對し、差別心は認めて二九%、重大ならずとするもの二二%、融和教育の必要を認めずといふもの三五%、自然に解消するであらうといふ者一四%、何故差別が存続するかの問題に對して、地區民の行爲による、徒らに騒ぐからといふもの七〇%、必然的なりとするもの二四%、人種の相違と思ふ者五%、融和教育を必要とするも七〇%、自分丈差別しなければよい、自然解消する、世間から忘れられる、養子起す、蠶蛇である、小學校では行ふべきでない、等の答があつた。

そして必要と答へたのは二四%だがその内積極的に必要と云つたものは僅かに一%に過ぎなかつた。これらは皆正直な答であつて、この偽らざる教師を責めるわけではないが、教師が建國の精神を以て、第二の國民の指導に當るならば問題ではないと思ふのであるが、現状は前述の通りで教師の啓蒙を急務と考へる。

(兵庫縣) 自分の方針としては、人眞似をしないこととして居る、故に融和教育と名付けるならば、大正十一年八月七日師範卒業後一年の後奉職校に差別事件が起り、當時非常に憤慨痛心した、斯かる問題を小學教師の力を借らずに解決しようとしても、それは出来なないことであると思つた。自分の態度に勇氣のない點もあつたと思ふ。前任校は地區四割五分、現在校は地區六割五分を持つて居る、その學校は體操をしなかつた、負傷させると五十圓位取られるといふのであつたが、斯かる事では教育が出来ないと思つた、そして次のモットーを掲げた。シャんとせよ(生徒に對し)、氣苦せよ(教師に)家庭訪問をいくらでもせよ、言葉に學校語を設定。時局下に於ける現況

は慰問文、品、献金、貯金を調査した所一般と地区と差異を認めない。貯金は地区の方が多し程である。

(愛知縣) 今日の融和教育に就て形式的のものでないかの感あり、調査の方法など聞くが果して愉快な教育が出来てゐるかを疑ふものである。愛知縣の地区標準に就て言へば、先づ経済的に餘裕を作ることが大切ではないか、そこで精神修養よりも寧ろ経済的觀念の教育は、明日の生活に不安なきに至つて始めてよいのではないかと考へる。それに就て、

- 1、堅實なる不動の精神を持つこと
 - 2、形式お座なり會合的でなく堅い信念、不斷の努力をすること
 - 3、融和教育者は己が人格を認められる様であり度い
- 教育者の地区在住により、よりよき相談相手になるのでなければ不徹底である。自發的に住居し、自ら地区民たる自覺と信念によつて進むことが必要である。

(三重縣) 融和教育進展のために、

○地区外の教育者の無自覺のため融和教育を邪魔される事がある。一般的に教員の研究啓蒙を必要とする。

(鹿兒島縣) 講習會以來自ら私自身は如何と思つた、差別感の上立つて人事、經營をすれば差別的なことを行ふに過ぎない、自身差別感を取らねばならぬ。過去のことを二三を思ひ返す。地区と云ひ度くないが地区出身者の履歴書を見て優秀と思ひ、或時一校長に對し任命した時に、校長は不安らしかつたが斷然任命したことがある。成績はよかつた「地区だから」いふ考へでやるならばその場で

(靜岡縣) 府縣の師範學校の講座の時間程度如何、昨年陳情した通り、全國師範生に對し啓蒙を煩したし、本縣にも未だ少い。教生に對して話す時教生が驚く程である。

(井上) 師範學校の講演會は中央では數年前から。最近各府縣では相當努力しつゝあり。

(鎌倉) 大阪の實例を述べられたし。

(大阪府) 十二時間(教生に對する講座)

(鳥取縣) 融和教育は國家的意識の闡明と同胞愛の高調、融和精神的の涵蓋に盡さるが吾々の務めは如何に生活指導を爲すかにある。換言すれば超經濟的、一如生活(萬物を活かす生活)が必要である、時變に際會して見ると從來のやり方が足りないことを痛感せしめられる、そこで如何にすればよき指導者を得られるか、町村又は地區自體が指導力を持たねばならぬ、そして地區に人物を充したい。融和教育の根本を養ふ爲めに要する費用が少い。十四年度に就ては直接教育費を得たし。

(群馬縣) 教育者が勇敢に進まねばならぬ、第一線に働かしむる武器たるべき信念のある融和教育の戦士を作る爲め師範講座を一層徹底せられ度い、自己の體験から考へてお願する。

(埼玉縣) 問題に關し不動確乎の信念は無論であるが外部にどれだけの指導力があるかといふことを考へ、淋しさを感ずる。卒業兒童が就職した時、壁に差別文字が記されて居たと訴へた。

(東京府) 事業や教育が末梢的の感がある、戦時下の一語の下に國家の大問題に對し自己の位置體験が考へられる、此の機會を逸し

被教育者に差別を與へる。

「地區」の觀念を棄て、行事に當ることが肝要である。昨日來の歴史觀によつても氣強く感じた、差別觀念なしに行ふ處に融和の達成されることを信ずる、而して事象の顯れた場合は徹底的に教育する。「地區だから」といふ念慮は却つて差別意識を持たしておるのであるまいか。自分に親友、地區出身がある。然し自分は「地區だから」と云ふ考なしに今日迄交際を續け、その娘を専攻出身の者に媒介した。消極的ではあるが、斯の如くして進むことがよいではないか。

(山口縣) 結局は人間の問題である。時變を一轉機として融和教育に對する態度を積極化せねばならぬ、從來やり來つたことは現實的には消極的であつた。「消極より積極へ」進めたい。依他より自立的方向へ轉換。今迄は上より下への教育實施をした感があるが、教育報國の誠心から行はねばならぬ。現在は融和教育に關して(全國的で)雜誌一つない有様である、この點は中央協會に御考慮を煩し度い。

(群馬縣) 啓蒙が根本と考へる、

- 1、小中學校の國史教科書の改訂
- 2、師範の教育を一層徹底すること
- 3、よき融和教育の指導者を得ること
- 4、失言糾弾を怖れる事から思ひきつた教育が出来ないのであるから融和團體がその解放の爲め協力されたし、部落の有力者と縣有力者と協力して當つてゐるが各方面に於て地區民の啓蒙の必要が感ぜられる

て好機はない、從來は目標が不徹底であつたと思ふ。協議題(二)に對して先づ教育者の自覺を擧げら、部落の問題ばかりでなく國家の問題として、國を憂ふる立場から考へねばならぬ。總動員の三綱領が抽象的に考へられたが、融和教育によつて初め眞の道を與へられたと思はれる、次に内部に於て凡ての生活が國家に結びつけられねばならぬ、映畫、戰地訪問談なども地區内で催すのがいゝ。ラヂオ體操を毎朝やつて居るが、健康も國への義務と考へてゐる、此の心でするならば、地區の理解も六ヶ敷しくないと信ずる、凡てのことを(どんな小さいことも)報國の精神と結びつけて爲すべきである。

(鎌倉) 委員の氏名を讀みます。

京都、佐賀、和歌山、鳥取、岡山、徳島、靜岡、神奈川

休憩

午後

(徳島縣) 第三案説明、地區内に一般出身の教師が居住することが効果を擧げつゝある此の體験から提出したもの、今更教員住宅の可否を伺ふのでなく、必要であることは決定的であるが其の方法を問はんとするものである。自分の學校の職員三名は地區内に居住して居る。前田訓導(五席)は卒業の翌日から既に五年妻子と共に地區に居住して生活規範を興へて居る、他は三席で實家は五里隔たり夫人は他に奉職して居る關係から週三四日來て指導して居る、他の一人は青年學校の教師で獨身である、現在右三名が地區指導を爲しつゝあり、それが爲、教師の往來も自然繁くなる。自分にも地區内居住

を勤める者があるが、信する點があるから地區外に居るが、學校としては早朝融和といふことをやつて居る。一般側の生徒が地區生徒と共に毎週一回地區内の共同作業を爲しつゝあり約百四五十名の生徒が参加しつゝあり、學習の點では指導する教師がある爲に指導の便が多々ある、而して本校に於ける融和教育に見るべき點ありとせば、教師が地區内に居を構へて居ることであらう。合宿には(約五十八位)共通に寢具を共にして居る、融和合宿を爲して居るが尙、自身の教師は寺を借りて居り、一人の教師は地區内所有者の立派な家を借りて居る。或教師は託兒所を受持つつゝあり斯の如くして約四五十名が教師の監督の下にあり右の次第にて教師の居住が、斯く種々の點で効果の多いことは肯定せらるゝと信する。現在四十八疊敷の建物を造りつゝあり(假に作業場の名あり)今後は四十名程の合宿が出来る。此の建物は二千圓以上かつた内、縣及村より千圓補助あり地區も亦適當な仕事には金を借らない方針である。これを推し擴めて漸次全縣的に全體的に進展せねばならぬから、此の地區内に教員住宅の建設を見る様に願ひ展し。

(議長) 他の府縣に同様の事ありや。

(和歌山縣) 住宅はないが居住して居る、月二圓の補助あり。

(議長) 岡上に豫算計上されたことを聞いた。

(議長) 吉田郡吉野村(指定地區)で建てられてゐるのがある。

(議長) これに就て御経験ありや。

(愛知縣) 教員住宅はないが關心しつゝあり第二期から居住する豫定、右に就て毎週日を極めて居住するより内住して地區民の相

談相手指導を爲すは大切である。

(和歌山縣) 地區に住んでの感想と希望

紀北に生れ、紀南に勤務して居る、地區在住六ヶ年、子二人六ヶ年住んで誠心を以てすれば誠心を通じる、或秋祭の相撲に物言ひがついた時地區民が士儀に上つた、四本柱が止めたがきかない、そこで私も子供を抱いた儘士儀に上つて「静かにして下さい」と頼んだ、すると其の語に皆が静まつて呉れたことがある、私の村で嘗て融和教育に努めたところ村會議員が反對して私を排斥されたが私は融和教育をするといふ點だけでは出ぬ、と頑張つた、青年達が味方をした。地區に生活すれば地區は不便である、岸上、崖、大谷、端、名の如く不便である、水を汲むに五丁もある。

そこに住へば兒童が垢をつけて居るのを徒に責める氣にはなれない、親學各位が一言「なるべく地區に住む様にされ度し」と傳へられたし、協會に於ては教員住宅のために應分の補助を願へれば幸と思ふ。

(議長) 融和事業の爲ではないが、教員住宅の補助金の規程あり各町村で實施して居ると考へる、半額補助がある、尙一つは共同作業場を造つて、それに共同宿泊所を附随させるのも一案であらう、厚生省の豫算内にあり、融和團體を通じ府縣を通じて願出できることが出来る、その場合二階を利用して青年修養道場を作るのがよろしい府縣を通じての施設に、トラホーム其他の經費を用ひるのもよし、尙少額ながら本會からは滿洲國皇帝御寄贈の金の中年百圓宛を助成しつゝあり、その一つとして教員住宅のために大分縣へ助成せり。

和歌山縣提出議案

(和歌山縣) 内部の教育に就て、

自分は内部に生れ、宿命的運命を負はされた者、高小在學中差別事件あり。

秋の蠶の忙しい時に兄も出て行つた、當時糺彈で解決するのはいけないことだと思つた、地區出身者の感を言へば、これは眞劍の考である、融和教育のためには生命がけでやる積りで居る、日本に只だ一人でもこの爲に生命を捧げる人間があつてもいいであらうと思つてゐる、内部外部と分けるのは反對で知らないうちに融和を計ることが必要とは思ふが現在の所内部には内部としての教育を要する點が多い。

失言糺彈 社會適應性は認める、確に差別するとせられると此の兩方面から云へば單なるセンチメンタル的であつてはいけない、然し實際はやゝもすれば社會教化的になつて居る據がある。こんな事では融和教育の徹底は百年経つても六つかしいと思ふが眞實に内部兒童から初めるならば、それは六つかしいことではない。客觀的には、融和は遠いが主觀的に確信した場合に差別は存在しない。

敢て差別的言辭を取り上げる理由は、その奥に差別觀念があるかどうかを確める爲でそれは是非究めねばならず、そして少しでもそれがあるとすれば、徹底的に教育的、合法的に交除せねばならぬ。内部兒童の低劣性、性格的弱さを認める、過去に於て六一九人の調査をした結果、智能の劣つて居たもの二七五、その他缺席、

粗野、嘘、ヒガミ等があるが、此の低劣を如何に教育すべきかを考へる。現在縣では地區出身の教師七十六人で、自覺教育研究會を持つて居る。

内部兒童の最大缺陷は

自己卑下——粗暴なること、諦觀的なること、兎、執拗、兒童が映畫を見度がるといふことも、その氣持を考へれば從來は許されず居たのが堤を切つた如く現れて居るのであると思ふ。

地區兒童の爲に一週一夜宛集合指導をやつて居る。二十時間を精神方面、二十時間を經濟方面、十時間を體育といふ風に分けて。

(議長) 提案説明に對しお話し願ひ度し。

(議員) 各地により事情異なるから一區土地の状況を申上げる。一方に二校ある、徳島市より二里隔つてゐる。兒童數六百、二分の一内部兒童。

自分は融和教育を三期に分けてやつてゐる第一期は吾々の爲さんとするところを受け入れて呉れる雰囲気を作る。

第二期内部と一般を明瞭に區分して居る。

内部兒童と地區と一般に隔りがあるが、

第三期近き將來に於て綜合的に行ふ。

内部兒童として、第二期に調査表を用ひて内部一般の理解を得る標榜すること。

○成績調査。次にその成績の理由を調べる。

○差別意識感染濃度(尋常一年に於て差別意識なき者あり、其他は差別意識を持つ)自分の學校では地區は地區として、區分して

特別指導を行つて居るが、それは各目的を以てして居ること、此の點了解され度い。吾々は融和教育を學校時だけに留めず進んで學校外にまで及ぼさねばならぬ。

(融和) 圖表につき説明を願ひます。

(融和) 簡単に致します。

(圖表説明)

(融和) 尙同校では職業的の進出を計り、縣外地方に地區兒童たることを示して職業開拓を爲しつゝあり。同時に輔導を爲して居る。

(融和) 他に意見體驗あれば發表ありたし。

(大阪府) 前述者の言と重複するかも知れぬ。

自分は地區出身である。昭和三年專政卒業の後最初は關係なき土地に赴任した。自己卑下の心から大阪府下で郷里に最も近い泉北郡を選ぶ。そして常に職々就々としてまるで刑事に尾行された氣持であつた。實兄の死にさへ朋輩の教師を招かなかつた。町(自分)には千戸程あり、將官佐官なども出て居る。少將一人、大佐一人(伯父に當る)(幸天特機長)殆んど歸らぬ。(旭川參謀長)娘の結婚にも因却、歸るのは夜分。最近その娘が親が地區出身なることを打明けたので樂港に投身した事實がある。これらは自己卑下の備みである。現在千名の兒童中地區兒童は三百五十。千二百戸の所有土地二百十町歩の中地區は三十五町に過ぎない。職業はおひつ入スダレ等の商賣であるがお互が商賣敵の様なことで、商店としても甚だ不健實である。

二三月行商の中に遂に不品行に陥り人間がすれ切つて居る斯か

ゐた。兒童の成績区分なし成績優秀、級長等あり、言語、態度、普通よりも上品である學校經營の根本精神に就て、

日本の教育の精神は一つ、日本精神體現の人となるべく學校兒童、一丸となるべく勇往邁進しつゝあり。

(山口縣) 融和教育の根本理念として萬人同胞でなければならぬ。過去七年の體驗を報告して先輩の叱正を願ひたい。教育の方針として、

1、差別の撤廢 2、自己尊嚴性自覺(宿命觀的、卑下觀念の排除) 3、自己實現の積極的方法態度として

1、理智主義 2、感銘主義 3、感應主義を擧げる。

1、環境教育 2、機會教育 3、系統教育を實施してゐる。

(融和) 次の問題に移る。

(五) 協議題

國立研究所設立に關する件(和歌山縣提出)
融和教育を内面的に眺めて未だ不十分な點が多くあるを痛感する。内部關係のある町村は研究をするが一般的に融和教育の方針が確立して居らぬ爲めと思ふ。實際教育施設は徹底せぬ。單に情操的陶冶の教育に過ぎず何らの新らしみがない。特に國史教育に當つて、問題の發生的歴史に就ても實際家として如何に之を取り扱ふべきかに就て悩を持つ、融和教育進展のため研究途上の障害

る村に生れた兒童を如何に導く可きかに就て悩んで居る最近一定の職に就かざる様努力して居る各工場へは赤裸々に話して就職せしめて居る。道徳的、智的にも劣らぬ者を作り上げた上で、それ〴〵就職せしめたいと考へて居る。半月に一度集め、工場と連絡を取りつゝ輔導に努めて居る。職業の理解を持たしめる爲に學校として全力を捧げつゝあり。

(京都府) 教育の實際と方針を述べる、全部が地區兒童である。兒童數一、六〇〇、教師四二人、人口二一〇〇〇、京都縣東。地區兒童の先天的、後天的のありのまゝを見つめて教育に當つてゐる。やゝもすれば地區兒童達の悪いことでも見通す例がある。學校全體の凡てに就て内部兒童を對象としてやつて居る。學校の編成方法、優劣編成男女別(一年才混合)特別學級を作る。以前は尋常丈だつたが現在高等科併置。作業教育として、學校園を設け、小禽、鹿、山羊、雞を飼ひ、印刷部を設けてゐる。

都會の兒童は落付がない。地區の兒童も同様に。學校の靜室(疊の室)にて靜座。その他、劍道、陸上競技、給食を行ひ家庭との聯絡、託兒所との連絡に努めて居る。學校に産婆部の施設がある。最近差別的現象なく相互に敬愛してゐる。最近地區に公會堂を建てた。前は二十年前に建てた。公會堂の利用と同時に作業場の計畫あり。共同組合の事業は進みつゝある。村一戸當一町二反の耕作、村更生計畫の一部分として進捗しつゝあり、將來は散在あること、現在三分の一が監在新築しつゝあり、區民の關心多大である。學校は三十年前に於て融和教育を爲した記録あり、目的達成に苦心して

排除に努めたい。現在では参考書もなく教師もない。此際全國一丸として協會又は厚生省に於て相當位置にある教育専門家による國立の研究所を設立し全國的融和教育の根本方針の統一、實際的方法、内部兒童の心理學的缺陷に對し、其他更に深い研究を設けられ度い全國的歩みの指導を願ふ次第である。

(融和) 説明、提案理由に對し御意見あれば述べられたし。

(融和) 質問なきや。

(なし。)

(融和) 研究所設立に異議なきや。

設立不必要と考へる方なきや。

(融和) 提案審議の時なくて無理なるも、和歌山縣は如何にするか意見ありや。

(和歌山縣) 協會、厚生省に融和教育の研究者を委託されたし。

(融和) 一般教育に關しては當局に權威者はあるが、融和教育に就て未だ研究が足らぬ有様である。文部省要路の人々も二三はあるが、未だ發表に至らぬといふわけで、國民精神總動員に於て融和週間の講演にしても尻込をしてゐる姿である。文部省としても學者方面でも學者の良心から未發表の人が多し。全國的には教員をして間違でもしはせぬかといふ恐怖から脱却せしめることが第一必要であらう。此點に就ては尙考慮を要する次第である。大體の方針は數年前教育的要綱により融和教育のその方針は定まつて居る。

建國精神に立脚し、出發點をそこに置かならば、自ら道が見出されると思ふ。然し現状は未だ遺憾な有様である。然し研究所を作る

とすれば文部省関係にせねばならぬ協會としては現在の豫算では期待されるだけのものが出来ないが、文部省又は精神文化研究所に依頼するかせねばならぬが、吾々としては、研究所の設立如何は別として融和教育の進展には力を致さねばならぬと信じてゐる。尙文部省にも理解もあるから、當方より申上げることにはしたいが、具體的方法があれば拜聴致したし。

(理由方法研究事項として何を爲すか等、具體的方法の研究) 提案者に質問致し度し和歌山縣の研究所の事情は如何

(和歌山縣) 所員を設ける。所員は中等學校教員、師範、中等學校長、小學校長、視學、社會課員で學務部長を所長としてゐる。研究所の仕事は、研究所員の會合、認識を深めること。縣内として採るべきこと。

(廳長) 他に意見なきや。

(鳥取縣) 問題が國家問題であり又社會意識是正の社會問題である故、なるべく個々に入つて、縣は縣として連絡統制すべく、郡更に村の研究に移らねばならぬ。從而國立的のものが不必要とは言はないが、運動を活かす爲に、實際に個々の問題に入らねばならぬ。協會に因て適當者を分擔せしめらるれば足りはしないかと思ふ。個々別々の近い者同志が強く進んで行かねばならない。

(廳長) 實際は地方の重鎮として視學各位の指導を願つて居る次第である。

(廳長) 協會で研究しておくこととするや。
(和歌山縣) 結構なり。

のです。

此の點に於て特に視學各位の御努力を願はねばならぬ互に町村の無理解者の啓蒙を爲さねばならず、それは誠心誠意を以て進まれるならば必ず理解を生むと信ずる。全校一致して融和教育のために努力する様、更に事變下に於ける事象等に就ても語る機會を持たなかつたが、地區出身の美談あり又差別事象の發生もあつた。これは從來よりも接觸の機會が多かつたからであると思ふが苟くも國家のため、銃後の爲に働く人々に對して差別のあるは許すべからざることである。

此點に於て一層の努力を願ひ度し。

學務部長會議、視學官會議に於て、又師範學校長會議に於ても問

指導者養成施設狀況

團體名	學校教員講習會	師範學校講座	講演會	協議會	研究會	印刷物	視察	其他	計	備考
茨城縣社會事業協會	=								=	融和教育指導者移動講習會一 女子融和教育指導者養成講習會一 融和教育指導者講習會栃木ニテ男女教育各一回一四〇名
下野昭和會	=								=	小學校教員融和教育講習會四、融和教育研究會三、 師範學校融和講座二、融和教育研究助成二
群馬縣融和會	四	=			五				二	關係地區ヲ有スル小學校教員ニ對スル融和教育講習會二、融和教育研究會一
埼玉縣社會事業協會	=								四	指導者養成講習會一
千葉縣社會事業協會	-								-	講習會一、講習會派遣五名
東京府社會事業協會	-								-	

(廳長) 第一の委員會が終了したから、尙第二も委員會附託にしては如何。徳島縣如何。

(徳島縣) 此の問題が根本で委員會で審議されたと思ふ、第二の問題は會期も短いことであり、午前中の意見で盡きたと信ずる故之で留めたい。

(廳長) 第一に就て委員長の説明願ひ度し。

(第一委員會委員長報告) 時局に鑑み融和教育解決上教育者として採るべき態度に就て。

(拍手あり)

(廳長) 意見又は質問なきや。御賛成と見て差支なきや。

(なし)

(廳長) 報告を決定したものと。字句等の訂正必要あらばお委せ願ひ度し。

(廳長) 閉會の辭

朝早くから長時間討議せられ感謝に堪へず此上ながら融和教育のため御盡瘁を願ふ。苟くも、教育者が對象を見つめその内容に入るならば又必要なるものならば、當然研究せねばならぬ。差別問題のある以上これを取り入れて、研究するは、教育上當然のことである。近藤教員、普通學務局長が教育者として此の問題に對する關心は當然であると述べられ、喜田博士は人種別の考は全然誤解なることを説かれた誤解を説くことが當然教育者の任務である如何なる方面からでも更に熱心になつて頂かねばならぬ。然るに岡山縣發表の如く、教育者に於てさえ未だ關心なきものがある

題に就て訓示又は指示があつた。

尙問題は最近順調に進みつゝあるが未だ満足は出来ない。此の機會に於て一層の進展に努めたく御鞭撻と御努力をお願ひ致す。(五時十九分散會)

二、府縣融和團體の施設

昭和十三年度に於ける地方融和團體に於ける本施設は學校教職員講習會八八件、師範學校講座二一件、講演會五九件協議會五九件、研究會一二五件、印刷物刊行五件、其他四〇件合計四〇七件に達する。

第四編 融和運動

栃木縣

融和教育研究會

栃木縣安蘇郡下關係小學校教職員
栃木縣下都賀郡下關係小學校教職員

埼玉縣

埼玉縣融和教育會郡部會
同上町村支會

各郡下小學校長ヲ役員トスル團體
各町村小學校長ヲ支會長トシ町村ニ於ケル融和教育團體

神奈川縣

神奈川縣融和教育研究會

關係小學校ヲ以テ組織ス

富山縣

融和教育研究會
同 委員 會

安蘇郡旗川小學校ヲ中心トシテ研究シツ、アリ
七月一日 研究會 四二名
下都賀郡岩舟小學校及同綱戸小學校合同ニテ
九月二十一日 研究會 七〇名
各町村支會ヲ督シ融和教育ノ普及徹底
市町村學校ヲ中心トスル融和教育ノ研究並調査
研究校ヲ指定シ發表會ヲ開催シ隣接學校ノ啓蒙
ニ力ム

福井縣

福井縣親和會融和教育研究會

關係小學校青年學校教職員ヲ以テ組織ス

一宮上手兩村共ニ昭和十三年中各一回小學校内
ニ融和教育研究會ヲ開催シ地區代表モ數名出席
ヲセシメ互ニ意見ノ交換ヲナシ教育力ヲ以テ完成
ヲ期セントス

山梨縣

融和教育研究會ニアリ

每月當番校ヲ設ケ研究會ヲナス(郡内一
郡)內教員ヲ以テ研究每年一回總會ヲナス

岐阜縣

愛老郡昭和會
郡融和教育研究會

縣內融和教育ノ向上ヲ圖ルタメ協議會ヲ開ク
三重縣教育會主催ノ下ニ融和教育ノ進展ニ付協
議會ヲ開ク
同役員會調査研究、講演、講習視察等

靜岡縣

靜岡縣融和教育會第一支部
同 第二支部

公立學校教職員中本會ヨリ指名委嘱
郡內小學校教職員ヲ以テ融和教育
研究會ヲ組織ス

三重縣

融和教育委員會
三重縣教育會

郡內小學校教職員ヲ以テ融和教育
研究會ヲ組織ス

滋賀縣

蒲生郡融和教育研究會
甲賀郡融和教育研究會

郡內小學校教職員ヲ以テ組織ス

京都府

市兒童融和教育研究會
各郡融和教育研究會

市各小學校教職員ヲ以テ組織ス
郡內小學校教職員ヲ以テ組織ス

兵庫縣

兵庫縣融和教育研究會

學務部長ヲ會長トシ關係各課長融和團體
職員視學各郡市小學校長一名宛ヲ特別研
究委員等トシ單一團體ヲ組織各郡市ニ支
部ヲ置ク

海草郡第二支會內融和教
育研究會

那賀郡第二部 同

講習會、講演會、協議會ヲ開催ス

那賀郡第三部 同

那賀郡南部融和教育研究
會

研究會、講習會、講演會、協議會等ヲ以テ昭和
十六年迄ニ縣下小學校、教職員全部ニ融和問題
ヲ認識セシメ積極的融和教育實踐ニ向ハシメム
トス
本縣研究會ハ事業計畫豫算共學務課所管也

伊都郡 融和教育研究會

有田郡第二部 同

同

有田郡第四部 同

日高郡 同

同

西牟婁郡第一部 同

西牟婁郡富田川筋 同

同

西牟婁郡第三部 同

西牟婁郡第五部 同

同

西牟婁郡第六部 同

西牟婁郡第八部 同

同

東牟婁郡第七部融和教育
研究會

紀北自覺教育研究會
紀南自覺教育研究會

同

第三章 教育教化施設

第四編 融和運動

島根縣 鳥根縣和教會融和教育研究會
廣島縣 融和教育研究會
大分縣 委員 會
大谷派本願寺員 融和教育研究會

各郡市小學校研究會ニ附設
郡教員會單位トシテ校長教職員ヲ以テ組織シ研究ヲナス
小學校長ヲ以テ組織ス
京都市内公立小學校一四二校

第三 融和教育研究指定校

融和教育施設は從來に於ける所謂啓蒙運動を更に教育學的に検討し心理的に分析する等その科學化とその實施體系の上之を秩序化したものである。こゝに於て現下融和教育の實施上その研究方面は最も重要視せられねばならない。現在これらの目的のため融和教育實施上、適當なる學校を指定し、夫々研究事項を定めて之が具體的調査研究に努めてゐる。

昭和十三年度に於ける本施設施行府縣は十五府縣にして、その校數四七に及んでゐる。

1. 中央融和事業協會の指定校

中央融和事業協會は融和教育の重要性と其の進展を促進するため昭和十三年度に於て左の要項に基いて次の六校を融和教育研究校として指定し研究を委嘱した。尙之が獎勵金として各校に百圓宛を交

付した。

融和教育指定校ニ關スル要項

- 一、目的
融和教育ニ關スル諸般ノ研究ヲ委嘱シ該教育ノ進展ニ資セントス
二、成ルベク次ノ各項ヲ具備スル學校ニ付指定ス
(一) 一般教育ニ於テ相當ノ成績ヲ擧ゲツ、アルモノナルコト
(二) 融和教育ノ研究ニ熱意ヲ有スル學校長若クハ職員ノ勤務シツ、アルコト
(三) 當該學校所在ノ市町村當局ガ學校ノ施設ヲ理解シ其ノ援助ヲ吝マザルモノナルコト
三、指定セラレタル學校ハ次ノ各項ヲ履行スルモノトス
(一) 研究
研究事項ハ當該學校ニ於テ適宜選定シ本協會ニ内讓スルコト
(二) 報告
昭和十四年二月末日マデニ其ノ研究ノ結果ヲ本協會ニ報告スルコト

(三) 連絡

本協會並縣和團體ト常ニ十分ナル連絡ニ力ムルコト

研究指定校の概況

Table with 4 columns: 指定校 (Designated School), 研究事項 (Research Item), 概況 (Overview), 融和教育の二つの面とその實踐 (Two aspects of fusion education and its practice). Rows include 神奈川縣中郡秦野小學校, 岐阜縣稻葉郡黒野小學校, 和歌山縣日高郡藤田小學校, 岡山縣御津郡横井小學校, 德島縣名東郡一宮小學校, 大分縣大分市南大分小學校.

融和教育研究指定校概況

Table with 4 columns: 府縣名 (Prefecture/County Name), 指定校名 (Designated School Name), 研究事項 (Research Item), 概況 (Overview). Rows include 安蘇郡 旗川尋常高等小學校, 下都賀郡 岩舟尋常高等小學校, 同郡 由井村網戸尋常高等小學校, 三方郡 耳村尋常高等小學校, 一宮尋常高等小學校, 山梨縣 上手尋常高等小學校, 一志郡 久居町第二尋常小學校, 阿山郡 東拓殖尋常高等小學校, 多氣郡 上御糸青年學校, 犬上郡 河瀬尋常高等小學校.

第三章 教育教化施設

社會教化施設狀況

團體名	指導者養成施設	融和精神普及施設	國民融和施設	功勞者	件差取別	計
茨城縣社會事業協會	—	—	—	—	—	—
下野昭和會	—	—	—	—	—	—
群馬縣融和會	—	—	—	—	—	—
埼玉縣社會事業協會	—	—	—	—	—	—
千葉縣社會事業協會	—	—	—	—	—	—
東京府社會事業協會	—	—	—	—	—	—
神奈川縣實和會	—	—	—	—	—	—
新潟縣社會事業協會	—	—	—	—	—	—
富山縣融和會	—	—	—	—	—	—
石川縣融和事業協會	—	—	—	—	—	—
福井縣親和會	—	—	—	—	—	—
山梨縣共愛會	—	—	—	—	—	—
長野縣同仁會	—	—	—	—	—	—
岐阜縣社會事業協會	—	—	—	—	—	—
靜岡縣社會事業協會	—	—	—	—	—	—
愛知縣社會事業協會	—	—	—	—	—	—
三重縣厚生會	—	—	—	—	—	—
滋賀縣昭和會	—	—	—	—	—	—
京都府親和會	—	—	—	—	—	—
大阪府公道會	—	—	—	—	—	—
兵庫縣清和會	—	—	—	—	—	—
大和同志會	—	—	—	—	—	—
和歌山縣同和會	—	—	—	—	—	—
鳥取縣一心會	—	—	—	—	—	—
島根縣和敬會	—	—	—	—	—	—
廣島縣共鳴會	—	—	—	—	—	—
山口縣一心會	—	—	—	—	—	—
德島縣融和團體聯合會	—	—	—	—	—	—
讚岐昭和會	—	—	—	—	—	—
愛媛縣善鄰會	—	—	—	—	—	—
高知縣公道會	—	—	—	—	—	—
福岡縣親善會	—	—	—	—	—	—
長崎縣誠心會	—	—	—	—	—	—
熊本縣昭和會	—	—	—	—	—	—
大分縣親和會	—	—	—	—	—	—
鹿兒島縣社會事業協會	—	—	—	—	—	—
聖調率旨會	—	—	—	—	—	—
本願寺一如會	—	—	—	—	—	—
大谷派本願寺眞身會	—	—	—	—	—	—
計	10	18	5	2	4	100

團體名	指導者養成施設	融和精神普及施設	國民融和施設	功勞者	件差取別	計
兵庫縣清和會	—	—	—	—	—	—
大和同志會	—	—	—	—	—	—
和歌山縣同和會	—	—	—	—	—	—
鳥取縣一心會	—	—	—	—	—	—
島根縣和敬會	—	—	—	—	—	—
廣島縣共鳴會	—	—	—	—	—	—
山口縣一心會	—	—	—	—	—	—
德島縣融和團體聯合會	—	—	—	—	—	—
讚岐昭和會	—	—	—	—	—	—
愛媛縣善鄰會	—	—	—	—	—	—
高知縣公道會	—	—	—	—	—	—
福岡縣親善會	—	—	—	—	—	—
長崎縣誠心會	—	—	—	—	—	—
熊本縣昭和會	—	—	—	—	—	—
大分縣親和會	—	—	—	—	—	—
鹿兒島縣社會事業協會	—	—	—	—	—	—
聖調率旨會	—	—	—	—	—	—
本願寺一如會	—	—	—	—	—	—
大谷派本願寺眞身會	—	—	—	—	—	—
計	10	18	5	2	4	100

第一 指導者養成施設

社會教化施設施行上先づ此の種事業に従事すべき指導者養

成の施設が必要である。本施設として現在施行せられつゝあるものは講習會、研究會懇談會の開催、並に講習員派遣等の諸施設である。

昭和十三年度中の主要なる施設としては、中央融和事業協會主催の府縣並融和團體從事者の指導者講習會、府縣融和團體主催の府縣融和事業指導者講習會の開催五一件等である

一、中央融和事業協會の施設

1、融和事業指導者講習會

時局下に最も必要なる講習科目を盛つた中央融和事業協會主催の融和事業指導者講習會は昭和十四年二月十四日より同二十一日まで八日間東京市麻布區東京府養正館に於て開催。受講者は府縣融和事業從事者、融和團體職員等三十八名であつた。

講習科目並講師

我國内外ノ情勢ト動向(六時間)

滿洲移住協會常務理事拓大教授 永雄 策郎

日本精神概説(五時間)

國學院大學兼早大講師 松永 材

指導者養成施設

團體名	講習會	講演會	協議會	懇談會	講習員派遣	計	概況
茨城縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一 融和事業指導者講習會
群馬縣融和會	一	一	一	一	一	一	一 融和事業指導講習會三時局認識滿洲事情講習會一

- 鐵局ノ推移ト新支那再建工作(三時間) 陸軍情報部陸軍少佐 山本 兼久
- 農村更生運動概況(三時間) 農林省經濟更生部總務課長 西村 彰一
- 物資動員ト轉業對策(二時間) 商工省轉業對策部總務課長 北野 重雄
- 事變下ノ職業行政ト失業對策(三時間) 厚生省職業部兼失業對策部事務官 玉柳 實
- 滿洲移住問題(三時間) 拓務省囑託 深澤 榮伴
- 融和事業行政(二時間) 厚生省社會局福利課長 武島 一義
- 融和事業概説(十一時間) 中央融和事業協會主事 下村春之助
- 行事指導 同 主事 井上 哲男

埼玉縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一 市町村ヨリ指導の人物ヲ會同セシメ二泊三日講習會
千葉縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一 指導者養成講習會
東京府社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一 市町村指導者講習會
新潟縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一 指導者養成講習會
富山縣融和會	一	一	一	一	一	一	一 市町村融和事業指導者講習會一、婦人融和事業講習會一
石川縣融和事業協會	一	一	一	一	一	一	一 指導者講習會一
愛知縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一 講習會一中央講習會講習員派遣一
三重縣厚生會	一	一	一	一	一	一	一 融和事業指導者講習會一、更生發表懇談會一
京都府親和會	一	一	一	一	一	一	一 研究協議會一、町村長團體代表者研究會六、支會長會議二
大阪府公道會	一	一	一	一	一	一	一 指導者講習會一
大和同志會	一	一	一	一	一	一	一 全國融和事業協議會一、融和事業研究會九、融和教育懇談會一
和歌山縣同和會	一	一	一	一	一	一	一 融和事業講習會六
鳥取縣一心會	一	一	一	一	一	一	一 市町村指導講習會一
島根縣和敬會	一	一	一	一	一	一	一 市町村指導講習會三
廣島縣共鳴會	一	一	一	一	一	一	一 融和教育指導者養成講習會四
山口縣一心會	一	一	一	一	一	一	一 社會教化講習會一、社會教化懇談會八
讃岐昭和一會	一	一	一	一	一	一	一 講習會一
愛媛縣善鄰會	一	一	一	一	一	一	一 宗教家懇談會三
高知縣公道會	一	一	一	一	一	一	一 市町村吏員、警察官、青年團幹部、社會教育關係者ヲ對象トシテ講習會開催
長崎縣誠心會	一	一	一	一	一	一	一 中央講習會ニ本會書記派遣
熊本縣昭和會	一	一	一	一	一	一	一 市町村融和事業實務者協議會二
大分縣親和會	一	一	一	一	一	一	一 市町村指導者養成講習會二

本願寺一如會	1	1	3	2	1	1	5	融和事業研究會三、本派寺院僧侶ヲ中心トセル懇談會
大谷派本願寺眞身會	25	1	1	1	1	1	25	地方指導階級タル宗教家ニ對シ講習會開催
計	26	2	4	4	2	2	102	

第二 融和精神の普及施設

一般社會の封建的差別觀念を去除し、積極的に融和の精神を普及せしむるための本施設は、社會教化施設中最もその面の大なるものである。

本事業の施設事項は之を分てば講習會、講演會、懇談會、映畫會、委員會の開催並に印刷物の刊行、其他若干の施設である。

一、中央融和事業協會の施設

本施設中央融和事業協會に於ける昭和十三年度に施行せる事業は左記の通りである。

融和時報の合同發行	加盟團體	三四
	發行	每月
	部數	六二、七〇〇部

二、府縣融和團體の施設

昭和十三年度中に於ける府縣融和團體の實施狀況は、講習會八八件、講演會二八〇件、懇談會一四二件、協議研究會四四件、映畫會一八八件、印刷物刊行四〇件、其他四八件、計八三〇件に及んでゐる。

パンフレット發行	昭和十三年度中新刊	一種	一〇、〇〇〇部
	再版	七種	二七、〇〇〇部
「融和事業研究」發行	隔月一回	發行	部數 每號 一、五〇〇部
映畫貸付	四種	貸付團體數	一〇
講師派遣	地方廳又は府縣融和團體の施設に對シ	派遣府縣	三四
	回数	八六	

融和精神の普及施設狀況

團體名	講習會	講演會	懇談會	協議研究會	映畫會	印刷物	其他	計	備考
埼玉縣社會事業協會	7	2	1	1	1	1	1	14	
東京府社會事業協會	2	1	1	1	1	1	1	8	
神奈川縣青和會	2	1	1	1	1	1	1	8	
新潟縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	1	6	
富山縣融和會	1	1	1	1	1	1	1	6	
福井縣親和會	1	1	1	1	1	1	1	6	
山梨縣共愛會	1	1	1	1	1	1	1	6	
長野縣同仁會	1	1	1	1	1	1	1	6	
岐阜縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	1	6	
靜岡縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	1	6	
三重縣厚生會	1	1	1	1	1	1	1	6	
滋賀縣昭和會	1	1	1	1	1	1	1	6	
京都府親和會	1	1	1	1	1	1	1	6	
大阪府公道會	1	1	1	1	1	1	1	6	
兵庫縣清和會	1	1	1	1	1	1	1	6	
大和同志會	1	1	1	1	1	1	1	6	
和歌山縣同和會	1	1	1	1	1	1	1	6	
鳥取縣一心會	1	1	1	1	1	1	1	6	
島根縣和敬會	1	1	1	1	1	1	1	6	
廣島縣共鳴會	1	1	1	1	1	1	1	6	
山口縣一心會	1	1	1	1	1	1	1	6	
徳島縣融和團體聯合會	1	1	1	1	1	1	1	6	
計	88	280	142	44	188	40	48	830	

婦人講習會二年年融和問題研究會二
總會記念講演會一

男女師範學校融和問題講習會二國民精神總動員ト融和講演會一五融和問題講習會一五融和問題懇談會一二

中等學校卒業生融和講座一七警察官及教習所講座四
婦人教化講座六社會教化講演會五
融和教育講演會一融和問題講演會一、婦人講演會一、融和事業協議會一文書宣傳一
融和時報毎月二五〇部更生隔月百部

第二日(三月十二日) 關係官廳並各種團體關係者ヲ中心トスル懇談會ノ開催
 第三日(三月十三日) 教育者ヲ中心トスル研究會懇談會ノ開催
 第四日(三月十四日) 明治神宮遙拜式並大衆宣傳

第五日(三月十五日) 青年中心ノ講演會、懇談會ノ開催
 第六日(三月十六日) 婦人中心ノ講演會、懇談會ノ開催
 第七日(三月十七日) 地區、會社、工場等ニ於テ講演會、懇談會ノ開催

國民融和週同施設狀況

團體名	奉獻式 新式 遙拜式	講演會	懇談會	協同會	研究會	映畫會	訓令 訓示	通達 依領	印刷 物	其 ノ 他 計	概 況
下野昭和會	1	1	7	1	1	1	1	1	1	1	融和促進懇談會ポスターリーフレット配布 ポスター五百リーフレット一萬ヲ關係各方 面ニ配布 融和精神ノ普及施設
群馬縣融和會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	融和問題ノ認識ニ努ムル爲縣下四ヶ所ノ町 村ニ於テ講演會開催縣下四ヶ所ニ分テ自 覺更生協議會ヲ開催
埼玉縣社會事業協會	4	1	2	1	1	1	1	1	1	1	三月十四日「融和週同ニ際シテ」ト題シテラ ヂオ放送ヲナス外融和歌ノレコードヲ放送 セリ
千葉縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	縣下全小學校地區ヲ有スル町村ニ對シテバ ンフレット配布
東京府社會事業協會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
神奈川縣青年和會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
新潟縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
富山縣融和會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
石川縣融和事業協會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
福井縣親和會	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
山梨縣共愛會	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
長野縣同仁會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	各地區各町村ニ於テ夫々神社參拜、懇談會 等ヲ催ス
岐阜縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	融和時報特輯號五萬部、各家庭ニ配布融和 宣傳冊寸五萬箱
靜岡縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	縣下中等學校市町村ニ於ケル記念事業實施 週同國民融和ノ社説連載
愛知縣社會事業協會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	學校三、一―三、一七融和週同設置、縣 廳同上記念式舉行、映畫館聯合宣傳
三重縣厚生會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	縣下各市町村學校寺院各種團體ニ對シリー フレットヲ配布セリ
滋賀縣親和會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	福山市ヲ中心トシテ研究會、三原女子師範 學校生徒ニ對シ共鳴會役員ヲ中心トシテ研 究協議ヲナス
京都府親和會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	縣職員指導員等講師トナリ講演會開催有 義ニ終了、リーフレット一萬五千枚ヲ發行 各所ニ配布
大阪府公道會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ポスターリーフレット印刷配布 明治神宮遙拜式
兵庫縣清和會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
大和同志會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
和歌山縣同和會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
鳥取縣一心會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
島根縣和敬會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
廣島縣共鳴會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
山口縣一心會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
德島縣融和團體聯合會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
讚岐昭和會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

扱のもの差別言辭四九件、文書關係二件、社交關係六件、官公團體關係一〇件、學校關係二四件、社寺關係一四件、結婚

關係八件、其他一四件、計一二七件である。

差別事件取扱一覽

團體名	差別言辭	文書關係	社交關係	官公團體關係	學校關係	社寺關係	結婚	其他	計	對策	解決條項	結果
群馬融和會	五	一	二	一	一	一	一	一	八	文書、言辭、結婚、別籍、元八王子村神社問題四十年來紛爭解決	一	一
埼玉縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	八	住職問題ニ絡ミ紛爭セルヲ自覺ナラシメテ解決セリ	一	一
東京府社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	五	果特高等協民力解決ノ自覺ナラシメテ解決セリ	一	一
富山縣融和會	四	一	一	二	一	一	一	一	七	キ爲轉籍サシテ解決セリ	一	一
山梨縣共愛會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	何等條件等ハ付セサルモ警察ノ誠意ニ満足セリ	一	一
岐阜縣社會事業協會	一	一	一	一	一	一	一	一	二	赤子記方法ニヨリ眞陸ノ精神ヲ養フ	一	一
三重縣厚生會	五	一	二	三	一	一	一	一	三	御本會ニ對シテ其率タル心ヲ基トシテ御	一	一

京都府融和會	三	一	一	一	一	一	一	一	二	實地調査ヲ行ヒ失約ノ實情ヲ把握ス	一	一
大阪府公道會	四	一	一	一	一	一	一	一	四	支那本部ヨリ警察署長等ニ對シテ大分解決セ	一	一
兵庫縣清和會	五	一	三	一	二	七	一	一	一六	關係各機關ト協力折衝シ各機關ト協力折衝シ各機關ト協力折衝シ	一	一
大和同志會	一	一	一	三	一	一	一	一	五	調査ノ上兩者ニ接シテ分別ノ徹底ニ	一	一
和歌山縣同和會	九	一	一	八	〇	一	三	工場	天	村長、警察官等地方解決	一	一
鳥取縣一心會	一	一	一	一	一	一	一	一	三	主事並ニ職員等ニ對シテ協同教育ヲ進メ	一	一

第四編 融和運動

廣島縣共鳴會	一	工場内ニ於ケル差別	解決
山口縣一心會	四	差別言辭調停	解決
徳島縣融和團體聯合會	二	介町村各問題ノ共ニ	解決
愛媛縣善鄰會	一	心融和ニシテ	解決
高知縣公道會	二	夫シテ又シテ	解決
大谷派本願寺眞身會	一	本會ニ於テ	解決
計	四二 = 三 一〇 四 四 一 四 三 三		

第四章 補助機關の施設

府縣融和團體に於ける組織の強化並に事業の積極的進展に資せんがため、各地方に種々の補助機關を設置してゐる。この施設としては青年融和團體、婦人融和團體、支會、市町村融和團體並に委員制度等である。

第一 青年融和團體

青年融和運動が融和運動の線上に現れ來つたのは、既に十餘年前であつて當時のこの種青年運動は、融和團體の陣營下

青年融和團體一覽

府縣名	團體名	所在地	創立	代表者	組織	加盟者	活動狀況	融和團體トノ關係
茨城縣	青年融和聯盟		昭和十一年十一月三十日	坂井良太郎	茨城縣社會部		整備時期ニ在リ活動ヲ開始スルニ至ラズ	互ニ提携シ融和部ノ指導ノ下ニ活動スル豫定
群馬縣	群馬郡青年修養會	群馬郡上野村大字保渡田	昭和五年四月二十一日	坂井良太郎	群馬郡內加盟者幹事會		映畫會、講習會、講演會、協議會其ノ他	講師ノ派遣施行事業ノ精神的援助
高崎縣	高崎青年部							

第四章 補助機關の施設

に於て夫々の團體事業遂行上に於ける新鋭活動體として、各所屬團體そのもの、補強工作としての役割を有つて發生したものである。

最近融和運動内部に於て十ヶ年計畫實施以來、新指導方針の確立及び方策並に施設の統制に關聯して機關の整備擴充が行はれて來た爲に、青年融和運動の使命が一部遂行せられる事となつたと共に本運動も、その陣營内に解消してゆく氣運を生じて來て、独自の運動としては、青年の活潑なる活動に比し聊か衰頹の傾向を示すに至つた。然しながら新運動方針下に自覺せる青年に依り、地區自覺更生施設の上に働きつゝあるその役割と効果とに於ては、現下融和運動に於ける最も重要な要素を認めつゝあり、將來本問題解決上相當の業績が期待されてゐる。

群馬縣	中央支部青年部(佐波青年會合併改稱)	佐波郡伊勢崎町華隣寺	昭和七年二月二日	田口 孝雄	郡内加盟者支部長會	四三	映畫會、協議懇談會、一夜講習會、雄辯大會、融和日宣傳	獎勵金ヲ受ケ施行事業ニ便宜ヲ受ク
群馬縣	多野解放青年聯盟	多野郡日野村	昭和五年四月二日	關沼 宇平	郡内加盟者委員	三三	映畫會、協議懇談會、一夜講習會、差別事件調停其ノ他	講師ノ派遣施行事業ノ精神的援助
群馬縣	西毛解放聯盟	碓氷郡安中町	昭和六年五月五日	山田 信壽	碓氷、北甘樂郡内加盟者幹事會	三〇〇	講談會、映畫會、協議懇談會	講師派遣等事業ノ後援ヲナシ聯絡ヲ圖ル
埼玉縣	埼玉青年融和同盟	埼玉縣社會事業協會内	昭和八年三月一日	學務部長	中學青年養成講習會終了者ヲ以テ組織ス	二五	市町村支會トシテ青年會ヲ結成シ市町村青年團ト稱シテ融和促進ヲ中心トスル融和促進自覺更生ニ邁進	埼玉縣社會事業協會ノ青年部トス
神奈川縣	神奈川縣青年融和聯盟	縣廳社會課内	昭和七年三月五日	社會課長	會員組織	六〇		
新潟縣	新潟縣青年融和聯盟	縣廳社會課内	昭和十四年五月	大井 一星		六〇		
山梨縣	北巨摩郡共愛會青年聯盟	北巨摩郡上手村事務長宅	昭和十二年五月五日	山本 初男		六〇	昭和十三年度中一度總算ヲ開キ豫算ヲ決定シテ承認シ時局對策ヲ計ル	總會、協議會等開催ノ場合縣融和團體ヲメリ指導者ノ派遣ヲ求メ又經費補助ヲ申請ラナス外別段ヲナシ
岐阜縣	養老郡昭融會	養老郡高田町團體事務所	昭和五年七月			二、〇〇〇	融和事業ノ普及徹底	本會ニ所屬
三重縣	三重縣青年融和聯盟	各郡市所在	昭和六年三月十四日	各聯盟ニ於テ夫々選舉		二、〇〇〇		
三重縣	厚生會地方會融和教育研究會							

京都府	天田郡青年覺醒聯盟	福知山市新庄	昭和十年九月十日	西田 政雄	會員組織	一五	地區更生研究會開催自覺講演會	本會ヨリ講師等派遣
京都府	船井郡青年覺醒會	船井郡富本村北屋賀	昭和十年七月六日	平井房太郎	同	一三	青年協議會講演會副業研究會	同
京都府	大日本青年愛國聯盟	京都市伏見兩替町		河上 利治	同	一〇	資料研究講演會、座談會開催	
京都府	綴喜郡青年覺醒聯盟	綴喜郡井手町	昭和十年七月五日	木田 清次	同	〇	協議會、資料配布	
大阪府	豊川青年融和研究会	豊川村役場内	昭和四年六月	長(村長)ヲ研究会長トシテ組織ス	豊川村内青年會役員ヲ以テ	五	隔月ニ研究会ヲ開催シ融和事業ニ關スル研究ヲ深メシメ以テ目的達成ヲ圖リツ、アリ	大阪府公道會ノ統制下ニアル
奈良縣	北葛城郡上牧村青年融和聯盟	上牧小學校	昭和六年四月一日	松浦勇太郎	同	男女青年全部	講習會、講演會、記念日宣傳座談會	指導者講師派遣並ニ事業費一部補助
奈良縣	南葛城郡大正村青年融和聯盟	大正小學校	昭和七年四月三日	吉村清太郎	同	男子青年全部	講習會、講演會、少年少女團指導	同
和歌山縣	眞生同朋團	和歌山縣同和會	大正十五年四月二日		講習修了者	一、二五	總會、講習會、講演會、融和日宣傳、少年少女團指導	附屬團體
和歌山縣	光の朋團		昭和二年六月二五日		同	一、三五	同	同
鳥取縣	鳥取縣一心會青年聯盟		昭和六年十月十四日		同	一	總會、協議會、聯絡員會、相互研究會	鳥取縣一心會ノ別働機關ナリ
鳥取縣	鳥取縣一心會經濟更生研究會		同八年十月二十五日		同	一	總會、相互研究會、聯絡員會、研究會、研究發	同
鳥取縣	鳥取縣融和教育研究會		同十年七月七日		同	一	相互ノ連絡ヲ圖リ融和促進上ノ所期ノ目的ニ向テ活動シツ、アリ	善鄰會ノ別働機關
愛媛縣	愛媛縣善鄰青年聯盟	愛媛縣善鄰會内	昭和十二年五月八日	桂 美好	各郡市青年會ニシテ聯盟ノ趣モソニ賛同スル	二五	同	同

第四編 融和運動

高知縣	土佐青年融和聯盟	高知縣社會課內	昭和六年十一月	幹事會制	一五〇	本會ト連絡シ各町村支生ノ活動ヲ促シ經濟更生
熊本縣	自由青年融和聯盟	熊本縣社會課	同	同	一〇〇	同
熊本縣	熊本縣青年融和聯盟	熊本縣社會課	同	同	一〇〇	同
大分縣	大分縣親和會	市町村支部ヲ以テ組織ス	同	同	一八〇	熊本縣昭融會ノ聯絡機關 大分縣親和會所屬機關 大分縣親和會所屬機關 部長トス
計					一八〇	

第二 婦人融和團體

融和事業と婦人との關係はその意義深きものがある。その消極的方面に於ては融和問題の對象たる因襲的差別觀念の保持者は特に婦人に多しと謂はれ、またその積極的方面に於ては、融和事業に對する活動分野中家庭の淨化、幼少兒童の教育、一般婦人相互に對する教化的役割等に於て、婦人の活動を要望するものも亦少なくない。

斯く、融和事業上婦人の役割並にその活動に就いては特に期待さるゝもの多きに鑑み、十數年來所謂婦人融和運動なる

名稱の下に本運動上に一特異性を以て出現したのであるが、融和事業そのもの、内容の質的變化並に婦人の社會的活動に關する障礙等より次第にその影を潜め、現下融和運動上その顯著なる活動をなすものは比較的少い。

然しながら現下融和運動の陣營下に於て、克く婦人の活動部面を考究する時は、之を必要とするものが決して少くない。その擔當部面並に之が方途を究め、堅實なる秩序を以て今後の本運動に臨む時、また婦人融和運動の將來性に於て期待さるゝものも尠くないであらう。

昭和十三年度に於ける婦人融和運動の組織並に活動状態は、次の如くである。

婦人融和團體一覽表

府縣名	團體名	所在地	創立	代表者	組織	支部數	加盟者	活動狀況	融和團體トノ關係
茨城縣	壽婦人會	茨城縣東茨城郡綠岡村役場内	昭和十三年四月十五日	—	會	—	—	市町村支會トシテ婦人並女子青年團ト聯絡シテ市町村ニ於ケル融和觀念ノ普及	埼玉縣社會事業協會事業部ノ婦人部トス
埼玉縣	埼玉婦人融和同盟	埼玉縣社會事業協會内	昭和八年三月	學務部長	中堅婦人養成講習會ヲ以テ組織ス	—	二〇〇	各區郡ニ支會ヲ設ケテ大阪府公道會ノ統制下ニアリ	大和同志會ノ一部内
大阪府	大阪府公道會婦人部	—	昭和五年五月	—	大阪府公道會會員中ニモアリ	—	—	講演會、講習會、座談會、記念日施行事業	大和同志會ノ一部内
奈良縣	大和同志會婦人部	大和同志會内	—	—	—	—	三〇〇	講演會、講習會、座談會、記念日施行事業	大和同志會ノ一部内
和歌山縣	眞生同朋會	和歌山縣同和會	大正十五年四月二日	吉永 時次	講習修了者加盟者	—	一三〇	融和日宣傳、少年少女團指導	縣同和會ノ附屬團體
和歌山縣	光の朋團	同	昭和二年六月二五日	同	講習修了者	—	一四五	講習會、講習會、講習會、講習會	—
德島縣	德島縣婦人融和會	德島縣社會課	昭和八年四月三十日	荒木 節子	—	—	—	講習會、講習會、講習會、講習會	—
德島縣	愛媛縣善鄰會婦人部	—	昭和八年四月一日	會長	講習修了者	—	—	講習會、講習會、講習會、講習會	—
愛媛縣	越智郡支會婦人部	—	同十年五月十七日	會長	講習修了者	—	—	講習會、講習會、講習會、講習會	—
愛媛縣	北宇和郡支會婦人部	—	同九年九月一日	會長	講習修了者	—	—	講習會、講習會、講習會、講習會	—
愛媛縣	原町村分會婦人部	—	同十一年十二月十五日	原町 村長	講習修了者	—	—	講習會、講習會、講習會、講習會	—

第三 支會の組織並に活動

府縣融和團體の組織を強化するため、支會又は分會の施設に關する事項は綜合的進展要綱にも示さる、所であるが、府縣團體組織の細胞化、並にその事業遂行をして圓滑ならしめ

且つその自主的發動を促して運動全體を強化する上に、その支會の組織、並に活動は極めて重要なるものである。昭和十三年度に於ける支會組織數は次表の如く三一七であ

支會の組織並に活動狀況

團體名	稱	支會數	組織區域	代表者	事業
茨城縣社會事業協會	支會部	三	郡市町村其他	町長、村長	町村長及地區代表者等ト協力シツ、着々一團融合ノ世界ニ向ツテ邁進シツ、アリ
下野昭和會	支會部	六	郡市町村其他	町長、村長	町村長及地區代表者等ト協力シツ、着々一團融合ノ世界ニ向ツテ邁進シツ、アリ
群馬縣融和會	支會部	五	郡市町村其他	町長、村長	町村長及地區代表者等ト協力シツ、着々一團融合ノ世界ニ向ツテ邁進シツ、アリ
埼玉縣社會事業協會	支會部	一	郡市町村其他	町長、村長	町村長及地區代表者等ト協力シツ、着々一團融合ノ世界ニ向ツテ邁進シツ、アリ
神奈川縣青和會	支會部	九	郡市町村其他	町長、村長	町村長及地區代表者等ト協力シツ、着々一團融合ノ世界ニ向ツテ邁進シツ、アリ
福井縣親和會	支會部	六	郡市町村其他	町長、村長	町村長及地區代表者等ト協力シツ、着々一團融合ノ世界ニ向ツテ邁進シツ、アリ
山梨縣共愛會	支會部	九	市及町村一圓	市長、町長、村長	半數ハ總會、懇談會、協議會ヲ行ヒ活動シタルモ半數ハ殆ンド有名無實ニ付折角會中ニ屬ス
愛知縣社會事業協會	支會部	六	市町村單位トス	市長、町長、村長	融和運動ノ普及徹底ニ關シ市町村ノ中樞機關トシテ活動中
三重縣厚生會	支會部	三	郡市一圓	所屬伊勢表產組合員中ヨリ互選ス	支會會、協議會、懇談會、研究會一二回又ハ隨時各支部内ノ經營向上ニ努ム
京都府親和會	支會部	四	郡市一圓	警察署長、郡町村長	講習會、講演會、協議會開催、融和日宣傳
大阪府公道會	支會部	六	區郡市町	區長、市長、府會議員、町村長、會長	講習、講演、懇談會等其他
兵庫縣清和會	支會部	一	郡市一圓	支會役員ノ選舉ニヨリ支會長ヲ決定ス	昨年度ニ準ズ
大和同志會	支會部	四	郡町村一圓	町長、區長、市長、團長、町議、本會理事等	本部事業ニ連携シテ之ヲ行フ
和歌山縣同和會	支會部	三	郡市一圓	支會長、村長其他	調査、研究、講演會、講習會經濟更生運動、兒童融和教育運動、其他各種事業並ニ運動ノ指導助成
鳥取縣一心會	支會部	一	各郡市一圓	各郡内町村長、會長、並市長	總會、研究會、協議會
島根縣和敬會	支會部	八	市町村一圓	町長	懇談會、講演會、協議會ヲ開キ、融和事業自覺更生、子弟ノ普及、差別事件ノ圓滿解決ニ當ル
廣島縣共鳴會	支會部	九	各警察區域	警察署長等	各支部ヲ中心トシテ融和促進ノ講習會及講演會、協議會、地區自覺更生ニ關スル施設ヲナシ本會ノ事業ニ多大ノ援助ヲナス

第四編 融和運動

山口縣一心會支會	1市	町	村	市町村長ノ職ニアル者	一、融和事業ニ關スル會合調査研究 二、融和事業施設設計ノ樹立實行 三、其ノ他必要ト認ムル事項
愛媛縣善鄰會支會	3市	郡	1圓	支廳長、市長、警察署長、村長	總會、講習會、懇談會ヲ開キ其ノ他事業促進ノ諸施設ヲナス
高知縣公道會支會	3市	内、町	内、村	縣會議員、町長、村長	總會、講習會、協議會、貯金獎勵、圖書室設置、兒童就學、託兒所、消費組合、共同開塾、診療所、夜學
福岡縣親善會親善會	3	市	1圓	武生 謙	講演會、活動寫眞會等開催
教賀支部	1	郡	1圓	吉田 喜壽	
京都支部	1	府	1圓	森 從憲	管内寺院ト檀徒ヲ對象トシテ自治的研究懇談會ヲ開キ講演會ニハ本部ヨリ講師ノ派遣ヲ爲ス
播磨支部	1	郡	1圓	井 碩 含	
三重支部	1	郡	1圓	原 信 英	
滋賀支部	1	郡	1圓	古屋 教務所長	
名古屋支部	1	郡	1圓	古屋 教務所長	
計	37				

第四 市町村融和團體

府縣融和團體強化の一方策として支會組織と同様、各市町村に一細胞として融和團體を組織することは、融和事業實施地域に於ける實踐上の機關として重要視されねばならぬ。

一、昭和十三年度新設市町村融和機關の狀況

殊に十ヶ年計畫實施以來は、社會局の助成によつて新たな本運動の陣營を強化し、更にその運動内容たる經濟更生運動、並に教育教化施設の遂行上、具體的なる事業内容を示され本運動の遂行上不可缺の施設となるに至つた。
昭和十三年度中、新設の市町村融和機關は次の如く計七一五團體である。

團體名	新設數	名稱	事務所	活動區域	代表者	事業概況
茨城縣社會事業協會	2	支會	町村役場内	町村内	町村長	地區ノ經濟並精神更生融和教育ノ實施ハ勿論一般社會ノ啓蒙運動ノ積極的ノ活動ヲ期ス
下野 昭 和 會	6	支會	町村役場内	町村内	町村長	町村民全體會員トシ融和促進並地區更生活發展
群馬縣融和會	8	支會	町村役場内	町村内	町村長	地區更生ト一般教化
埼玉縣社會事業協會	3	支會	村役場内	村内	村長	
千葉縣社會事業協會	4	支會	町村役場内	町村内	町村長	
神奈川縣青和會	1	支會	小學校内	村内	村長	
新潟縣社會事業協會	2	支會	役場内	市村内	市村長	
富山縣融和會	2	委員	町役場内	町内	町長	調査、研究、講演會、協議會
石川縣融和事業協會	1	融和事業協會	町役場内	村内	村長	地區ノ更生ト一般教化
愛知縣社會事業協會	2	支會	村役場内	村内	村長	融和促進經濟更生、職業指導
三重縣厚生會	1	支會	市町村役場	市町村内	市町村長	總會、地區、更生、指導、協議、懇談、視察、調査、研究、自覺運動、融和促進、産業獎勵、育英、
滋賀縣昭 和 會	7	昭 和 會、親 和 會	町村役場	町村内	町村長	先進地視察、協議會、總會、講演會、地區更生指導、融和教育援助等ヲ實施ス
京都府親和會	6	分會	市役場所	市地内	市村長	調査、講演會、委員會、懇談會
大阪府公道會	7	分會	市役場所	市地内	市村長	協議、懇談、調査、綜合的計畫等
兵庫縣清和會	3	分會	町村役場	町村内	町村長	講習會、講演會、座談會、更生ト協同精神ノ強調
大和同志會	1	支會	村役場	村内	村長	

和歌山縣同和會	六	支部分區	町村役場	町村內	町村長	教育教化指導内部ノ自覺更生
廣島縣共鳴會	八	支部分區	町村役場	市町村內	市町村長	産業、農業、仔牛飼育、住宅移轉、梅園管理
山口縣一心會	二	融和會、清和會	町役場	町內	町長	講演會、座談會、映畫會、各種會議ニ派遣、改善事業
德島縣融和團體聯合會	八	分會	村役場	村內	村長	
廣岐昭和一會	六	分會	町村役場	町村內	町村長	
愛媛縣善鄰會	八	支部融和會	町村役場	市町村內	市町村長	職業斡旋、融和講演等目下活動中
福岡縣親善會	三	融和部	町村役場	町村內	町村長	融和思想ノ普及並ニ經濟更生指導
熊本縣昭和會	二	親和會	町役場	町內	町長	
大分縣親和會	三	親和會	町役場	町內	町長	
鹿兒島縣社會事業協會	一七	計	町村役場	町村內	町村長	

二、昭和十三年末現在市町村融和機關並其の概況

團體名	現在	代表者	活動	狀況	融和團體トノ關係
茨城縣社會事業協會	三	各町村長	市町村ヲ中心トスル融和促進並地區經濟更生	常會、自覺更生、融和促進、懇談會、講演會、協議會	縣社會事業協會
群馬縣融和會	六	各町村長	市町村ヲ中心トスル融和促進並地區經濟更生	常會、自覺更生、融和促進、懇談會、講演會、協議會	市町村支部
埼玉縣社會事業協會	三	各町村長	講習會、講演會、農業期託兒、診療、組合、本協會ト協力	講習會、講演會、農業期託兒、診療、組合、本協會ト協力	互ニ聯絡提携ス
千葉縣社會事業協會	四	各町村長			
東京府社會事業協會	四	各町村長			
新潟縣社會事業協會	九	市町村長	一般トノ接觸ヲ圖ラシメ理解ヲ促進ス		密接ナル聯絡ヲ保チ本會ヨリ補助ス
富山縣融和會	六	市町村長	豫定通り活動ス		融和團體ヨリ補助シム
石川縣融和事業協會	一	村長			補助金交付
岐阜縣社會事業協會	六	町村長及區長	自覺更生、指導教育教化		補助金交付
愛知縣社會事業協會	六	市町村長	地區トノ更生ト一般教化		補助金交付
三重縣厚生會	六	市町村長	融和事業經濟更生、職業輔導		補助金交付
滋賀縣昭和會	四	市町村長	講演會、講習會、裁縫教授、衛生視察、協議會、育英會其ノ他融和促進上有効適切ナル施設		本會各郡支會ニ屬シ活動ス
京都府親和會	三	市町村長	市町村內ノ融和施設ニ努力シ各々相當ノ成績ヲ收メツ、アリ		公道會ノ統制下ニ活動ス
大阪府公道會	三	市町村長			系統機關
兵庫縣清和會	三	町村長			助成金二〇〇圓交付サル(同志會ヨリ)
大和同志會	四	教育課長	研究會、協議會、座談會、委員會、總會、印刷物、宣傳		縣社會事業協會
和歌山縣同和會	七	村長			
鳥取縣一心會	三	村長			
島根縣和敬會	六	町村長	講演會、講習會、座談會、研究會、映畫會、各種會議ニ關係者派遣、改善事業實施、總會等		本會ノ組織體ナリ
廣島縣共鳴會	六	町村長			縣ノ融和團體ノ分會ナリ
山口縣一心會	四	市町村長			指導ヲナシ助成金交付
德島縣融和團體聯合會	四	町村長			
廣岐昭和一會	三	町村長、住職			
愛媛縣善鄰會	三	町村長	講演會、協議會、常會、修養會、農業期託兒、共同貯金、兒童就學		
福岡縣親善會	三	市町村長	年一回總會ヲ開催、講演會、映畫會等ヲ開催ス		

熊本縣昭和會 七 市長村長 講演會、協議會、懇談會
 大分縣親和會 六 市町村長 調査、研究、計畫等ヲナス

補助金ヲ交付ス
 支 部

第五 委員制度

府縣融和團體強化の方策として、支部並に市町村融和團體のほか、府縣下の融和運動全般の上に、その遂行を圓滑且つ積極的ならしむる爲府縣團體に委員制度が施行されてゐる。その委囑箇所は計八七九、委員数は二、〇三八名に及ぶ。

委員制度一覽表

團體名	委員制度名	箇所	委員數	現況
茨城縣社會事業協會	社會事業委員	三	三	縣トノ密接ナル關係ノ下ニ活動シツ、アリ
埼玉縣社會事業協會	親和委員	一三〇	六五	埼玉縣社會事業協會ノ市町村ニ於ケル活動ニ當リシテ連絡活動ニ當ル
千葉縣社會事業協會	更生委員	一	二〇	地區經濟更生計畫樹立指導ニ當リツ、アリ
神奈川縣青年會	支部協會委員	一	一	
石川縣融和事業協會	融和事業指導員	二五	二七	熱心ニ活動ス
廣島縣共鳴會	連絡員	一	一	
大阪府公道會			二九	七〇
德島縣融和團體聯合會	融和促進研究委員會	一	一	三
廣島縣親善會	地方幹事	三〇	三〇	三〇
愛媛縣善鄰會	市町村委員	一七	一七	一七
福岡縣親善會	地方幹事	三〇	三〇	三〇
計			八七九	二、〇三八

第五章 其他の施設

第一節 融和團體の政治的活動

融和事業對象地區は社會一般に比しその社會生活並に經濟生活に於て甚しき低位にあることは明かである。この状態をして社會一般と同等ならしめ、平等の國民生活を招來せしむるためには地區の自覺更生施設並に社會一般の教育教化施設に依つところが多いが、融和團體としては社會經濟上一般社會より低位にある部落の向上發展に關し特に中央地方の行政當局に對する政治的活動は、本事業の促進と積極化を圖る上に不可欠の對策でなければならぬ。

昭和十三年度に於て特記すべき事項としては、物資動員の影響殊に皮革關係に於て融和事業關係地區に及ぼしたる所甚大なるものあるに鑑み、中央融和事業協會は十三年八月二日附を以て陸軍大臣、海軍大臣、被服本廠長宛に失業對策に關する陳情書を提出した。更に近畿融和聯盟に於ても陸軍、厚生、商工の三省に對し陳情する所があつた。

第二節 他團體との連絡提携に關する事項

融和事業の総合的進展を企圖する上に、融和事業團體は關係諸團體との密接なる連絡提携を圖り、教育教化社會産業經濟等各般の方面に互り之が協力に依りて積極的に進展せしむることは肝要なる事項である。

他團體との連絡提携に關する事項

團體名	聯絡事項	回数
埼玉縣社會事業協會	埼玉縣方面事業聯盟、埼玉縣教化團體聯合會、埼玉縣佛教社會事業協會	一
東京府社會事業協會	聖訓奉旨會、中央融和事業協會、國民精神總動員聯盟	一
新潟縣社會事業協會	縣滿洲移住協會、縣產業組合聯合會、縣教育會	一
靜岡縣社會事業協會	靜岡縣融和團體聯合會、都市融和團體	一
第五節 其他の施設	講演會國民融和日其他ニツキ提携 當ニ緊密ナル聯絡ヲ保テ講演會講習會協議會研究會ヲ共同主催ス	一

愛知縣社會事業協會	中央融和事業協會、縣海外移住協會	講習會其他事業上聯絡	三〇
三重縣厚生會	三重縣社會事業協會、三重縣教育會、三重縣教化團體聯合會、三重縣新民會		六
滋賀縣昭和會	縣佛教聯合會、縣下部落寺院融和聯盟、近畿融和聯盟	常ニ聯絡ヲトリ講習會、講演會、協議會、研究會等開催	一
京都府親和會	近畿融和聯盟、京都府融和團體聯合會、京都府社會事業協會、全國並地方協議會	七回、研究會、委員會連絡事項傳事項毎月一回、全國並地方協議會參加三回	七
兵庫縣清和會	近畿融和聯盟、兵庫縣教育協會、神戸社會事業協會、兵庫縣農會、兵庫縣融和教育研究會、產業組合中央會兵庫支會	全國融和事業協議會、融和教育指導者講習會、講習會、近畿融和聯盟特別委員會、皮革關係應急對策協議會等	九
和歌山縣同和會	中央融和事業協會、近畿融和聯盟		一
鳥取縣一心會	中國融和聯盟協議會		一
島根縣和教會	學務課、企業課、農務課、地方課、特高課、社會事業協會、教化團體聯合會等ト聯絡ヲ取り諸般ノ施設ノ萬全ヲ期ス		一
廣島縣共鳴會	廣島縣社會事業協會、西本願寺一如會	廣島縣社會事業協會、毎月記事掲載、共同講習會	一
德島縣融和團體聯合會	德島縣教化聯盟	本會ハ聯盟ニ加入シ時々各種事項シテ聯絡提携シツ、アリテ件數トシテ算スルニ違ナキ状態ナリ	一
愛媛縣善鄰會	越智郡和教同行會、愛媛縣方面委員聯盟、愛媛縣社會事業協會、愛媛縣教化聯盟、海外移住ニ關スル諸團體	時局下ニ於ケル融和協和普及及國民精神勵進目的ヲ以テ融和協和普及及國民精神勵進員ヲ組織シテ活動ス	一
高知縣公道會	高知縣社會事業協會、高知縣教化團體聯合會、高知縣拓務協會、財團濟生會		一

福岡縣親善會 方面委員會、福岡縣社會事業協會、田川郡教育會 產業組合中央會

熊本縣昭和會 熊本縣社會事業協會、方面委員會

大分縣親和會 縣海外協會、縣社會事業協會、縣職業協會

參考資料並統計表

一、昭和十四年度融和事業團體豫算一覽表

融和團體	豫算項目	豫算總額	中央融和協會奉旨	調本派大谷派	天城社	下野	群馬縣	埼玉社	千葉社	東京社	神奈川	新潟社	富山縣	石川融
會	入	一七、五五〇	一〇、二〇〇	三、〇〇〇	一、五〇八	七、〇三二	八、三三〇	七、三一一	三、六二七	一九、九二二	八、五七〇	四、四三三	五、三二五	四、二七〇
補助	費	一一、三〇〇	九、五〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	七、四〇〇	六、九二五	二、八二五	一、四〇〇	一四、四〇〇	七、四〇〇	二、一〇〇	四、二〇〇	三、七〇〇
府	費	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	二、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
各種團體	費	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他收入		三、二五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

參考資料並統計表

二三一

岡山縣 協和會

移資職
民金業
獎貨輔
勵付導、
滿生
洲業

會堅育講五三經
開人施義〇、濟
備物設錄、月更
養獎配教例生
成勵布育會協
講、獎指議
習中教勵導會

育融參設值教
備和考二七育
置報料融指講
融印和定習
和劇教校會
教、育增開

宣三導三事三地融映
傳、者〇業、方和宣
國講、協市協議、業一
融會、町議、村會、促〇
和開村開融開、
日備指備和備進、

〇關市
設町
置村
補融
助和
三機

印融調
刷和查、
物時、
配報講
布配師
布派、
道

廣島縣 共鳴會

狀地融
況區指
調導、
查研、
究地
區

育講中
融習青
勵會年
助開研
成備研
究會
教會

會助融
協成和
議講教
育會研
究會
講究
演會

國究講
民協習
融會開
和會開
日開備
宣備、
傳、研

置市支
獎町部
勵村活
地動
區助
設成

及鳴子講總融
調一購師會和
停發入派、時
行配遣役報、
視、布、員、更
察調、小會、生
查共冊、

山口縣 一心會

就合同產地滿
職職租業洲
仕業合金調
度輔、融查移
金導共施民
給施同設獎
與設租協勵

團一青ト助導二經議化習中
體、年ヲ一、濟懇講會堅
視講修ホ〇徒經更談習一人
察師獎、弟濟生會會、物
研派會、獎獎更研開二婦養
究遣開治學成生究備、人成
備療、授指會八協文講

協組融
議織和、
教
研調育
究查研
發研究
表究會

和和懇講
返懇談習
問談會、
會一、
二、
五、
小、
區、
融融域

講市
習町、
會村、
一、
指、
導、
者

議青
懇年
談聯
會盟
開員
備協

調念習協生レ報託評
查品會議配ッ記講議
、贈、會布ト布師員
事呈功派、配、會
件、勞遣講布、融、
調事者、習、ン、和、
停象記講會更、フ時賜

和歌山縣 同仁會

金指濟外職
貸導更移業
付六生住輔
生定勵訓
業地、練
資區經海

講布獎習中
演、勵會堅
會講、開人
開習更備物
備會生、養
開一就成
備配學講

助年印會設導和常融
成少刷、立助教設和
女物懇獎成育、教
團頒談勵、研兒研
の布會、研究童究
指、開研究會
導少備究會指融所

察講會議講町融
官演開會習村和
融會備開會指日
和開、備開導宣
講備講、備者傳、
座、習研、養、
警會究協成市

支關市
會設町
事置村
業指融
助導和
成、機

織光眞
並の生
指朋同
導團朋
助再團
成組並

文職時和長議總
庫書報一會員會開
發發發議議會開
調行行行一一一催
查、同融一分支、
研同同融一分支、
究和和同會會評

德島縣 融和會

金產置營職同產
業滿協更業作業
維洲同生輔業經
持移租委導所濟
換獎、會、產關
資勵設設運所共

託講中
兒習堅
所會人
診教物
療育養
所獎成
勵、

育講融融
研習和和
究會教教
會育育
融指指
和導定
教者校

日進協眞講講
宣懇議會習演
傳談會、會、
座會、融、活指
會融和事動導
和促業寫者

獎町
勵村
融和
團體

フ行員功
レ、派勞者
ッ指遣者選
ト導印選獎
發員刷獎
行リ物講
刊習

廣 岐 昭 和 會

導地經產副
區濟業業
獎更副講
勵生業習
職指等會
業導助開
輔、成備

獎開映成五婦
勵備畫講、人
二利習中講
〇用會堅習
、講開人會
、教演備物開
育會、養備

究講查研獎融講融
發演研究勵和習和
表、究會、教會教
等協、組融育開育
講講織和指備指
、習並教定二導
研、調育校、者

融和
日宣
傳

事置村講市
業獎融習町
勵、團一指
融體、導
和設町者

調融
查和時
視報配
察布

愛媛縣 善鄰會

ヲ業業資〇出海
相等資〇、外
介經施經部發
所營獎濟落展
ト獎勵更指職
速勵、生導業
絡融副計一進

開婦文教議習中
備人化育懇會堅
、幹講獎談、人
更部習勵會中物
配習開婚備者成
布會備人、協講

講融研開融
習和究備和
員教懇、教
派育談融育
遣指會和講
導開教習
者備育會

國備宗
民講教
融話家
和會懇
日開談
開備會
備、開

業促融融
助進和機
成、機
支關關
會活設
事動置

布融融
和和時
事業報
研配布、
究、配、

高知縣 公道會

移開勵指助職ヲ
住備、定成業ト
助、研地、輔
成調究區經導、
查協指濟、
議導更產
會獎生業

易獎成習中
文勵、會堅
、診一人
保療、物
育所教養
設育成
簡置助講

究備獎融
會、成和
開融、教
備和講育
派教習指
遣育會導
研開者

融談講協
和會話議
週開會會
問備開開
傳、國、一
民懇〇

設町
置村
獎融
勵和
機
關

會心青
ヲニ年
開地婦
備方人
ス講ヲ
習中

布時獎員總
報、會會
配表開開
布彰備備、一、評
更、生融、究、
配和選議

福 岡 縣 親 善 會

組獎移導一指資共
合勵民講二導行同
、獎習〇地組作
負勵會、區合業
債、二職指所
整轉業導農
理業輔會事

地教家濟更地導習中
區育事更生區者會心
視獎講生研講講一人
察勵習協究演習、物
派、會議會會地獎
遣優五會、經一區成
良、二經濟、指講

究一融教講融
指四和育習和
定融教懇會教
校和育談三育
教研會、指
育究一融導
研會五和者

日眞會一〇指
施會一〇、導
設一〇、青者
〇、婦年講
、活人講習會
融勵講習會
和寫演會一

布事周講
功會年習員
勞二記念推
者印念會薦
選刷會、
彰物、
配理十

六、講師派遣

地方廳又ハ地方融和團體主催ノ講習會、講演會、總會、研究協議

會等ニ際シ三十四府縣ニ八十六回講師ヲ派遣セリ

七、融和教育指定校ノ設置

融和教育ノ具體的方策ヲ研究セシムル爲全國（一）施六地方各一校

宛六校ヲ指定シテ研究ヲ委嘱シ研究費六百圓ヲ交付セリ

八、國民融和日宣傳

三月十一日ヨリ十七日迄ノ國民融和週間ニ際シ廣瀬厚生大臣外本

協會役員及一般有志者約二百名ノ明治神宮參拜祈願ノ外、婦人關

係諸團體トノ懇談會ノ開催、第四回中堅青年研究協議會ノ開催、

印刷物配布、新聞雜誌ノ記事掲載依頼等ヲ爲シタリ

九、融和事業施設ノ助成

滿洲國皇帝陛下御寄贈金ニ依リ地方融和團體ニ於テ指導シツ、ア

ル經濟更生指定地區ノ計劃實行ヲ促進スル爲其ノ施設中最モ適切

ナルモノヲ選ビ六地區ニ對シ助成金各百圓ヲ交付セリ

一〇、更生訓練事業

滿洲移住並職業進出適格者養成訓練ノ爲關東、中部、近畿、中國

四國、九州ノ六地方別ニ更生訓練講習會ヲ八月十三日ヨリ九月十

日迄ノ間ニ於テ各十日間開催セリ受講者累計百八十七名ナリ

一一、地方團體施設助成

高等小學校、青年學校其ノ他ノ教育獎勵ニ關スル地方團體ノ施

設（實施三十八團體、獎勵人員四千七百四十九名）ニ對シ助成

金三萬七千八百八十九圓ヲ交付セリ

一二、滿洲移住助成

滿洲農業移住並滿蒙開拓青少年義勇軍訓練所入所助成ニ關スル

地方團體ノ施設（滿洲農業移住實施十二團體助成人員四十八名

滿蒙開拓青少年義勇軍實施十九團體助成人員八十四名）ニ對シ

助成金四千八百圓ヲ交付セリ

一三、滿洲移住調査

滿洲移住ヲ獎勵スル爲移住地觀察助成ニ關スル地方團體ノ施設

（實施六團體助成人員六名）ニ對シ助成金九百圓ヲ交付セリ

一四、職業輔導施設獎勵

職業轉換並ニ進出ヲ獎勵スル地方團體ノ施設（實施一團體）ニ

對シ助成金千圓ヲ交付セリ

一五、融和事業指導員設置助成

融和事業ノ進展ヲ圖ル爲メ融和事業專務職員未設置府縣融和團

體指導員設置ノ施設（實施六團體）ニ對シ助成金六百圓ヲ交付

セリ

一六、印刷物發行

融和時報

年鑑（昭和十三年度版ヲ一千三百部發行セリ

一七、生業資金貸付

生業資金ノ貸付ハ二團體ニ對シ二千圓、其ノ償還金額十圓餘ヨリ

元利合計三千二百八十一圓九十四錢現在貸付口數三十一、貸付元

金總計三萬六百七十二圓六十錢ナリ

一八、其他

イ、本協會並地方融和團體ノ調査ニ係ル圖書其他ノ印刷物ニ於ケ

ル差別字句ニ關シテハ著者又ハ發行所ニ對シ交渉ノ結果削除訂

正等ヲ爲サシメタルモノ十一件ナリ

ロ、融和問題ノ研究調査ノ爲圖書四十二部ヲ購入セリ、計九百八

十七部ニ達ス

四、中央融和事業協會昭和十四年度

事業計畫概要

一、調査研究

融和問題ニ關スル研究ヲ専門家ニ委嘱スルト共ニ自覺更生、教育

教化等融和事業ノ促進上必要ナル調査研究並ニ時局ノ推移ニ依リ

生スル社會狀勢ノ變化ニ即應スヘキ調査ヲ爲ス

二、獎 選

イ、融和事業功勞者及優良團體ノ事績ヲ調査シ感謝狀並記念品ヲ

贈呈シテ之ヲ表彰ス

ロ、地區更生ニ關スル研究努力ヲ獎勵スル爲ニ特ニ優良ナル成績

ヲ擧ケツ、アル中堅人物ヲ表彰ス

三、協議會

イ、地方廳主務職員及地方融和團體ノ役職員等ノ協議會ヲ開催シ融和事業ニ關スル重要事項ヲ研究協議ス

ロ、中央關係官廳及關係諸團體等ト協議會ヲ開催シ融和事業促進上必要ナル事項ニ付之カ聯絡ヲ計ル

ハ、融和教育ニ關スル研究協議會ヲ開催シ相互ノ研究ニ資スルト共ニ融和教育上重要ナル事項ニ付協議ス

四、講習會

イ、融和教育指導者講習會

融和教育ノ振興ヲ計ル爲教育指導者ヲ受講者トスル講習會ヲ開催ス

ロ、融和事業指導者講習會

融和事業指導者ヲ養成スル爲主トシテ地方廳及地方融和團體ノ職員等ヲ受講者トスル講習會ヲ開催ス

五、中堅人物ノ養成指導

社會局依托生トシテ日本國民高等學校在學中ノ生徒ヲシテ眞ニ地區更生上ノ中堅人物ヲラシムル爲之カ獎勵ヲ爲スト共ニ同校卒業後短期ノ講習會ヲ開催ス

六、講師派遣

地方廳又ハ地方融和團體ノ要求ニ應ジ講習會、總會、協議會等ニ際シ講師ヲ派遣ス

七、國民融和日宣傳

設ヲ助成ス

ニ、融和事業指導員設置助成

融和事業專務職員未設置府縣(十)融和團體ニ自覺更生、教育教化等ノ指導員ヲ設置スル場合其ノ經費ノ一部ヲ助成ス

一三、印刷物發行

イ、一般機關紙トシテ地方融和團體ト合同シ月刊「融和時報」ヲ發行ス

ロ、融和事業ニ關スル研究機關紙トシテ年四回「融和事業研究」ヲ發行ス

尙本誌ニ「融和教育欄」ヲ設ケ之カ參考ニ資セントス

ハ、經濟更生機關誌トシテ隔月一回「更生」上ノ參考ニ資セントス

ニ、融和事業ノ趣旨ヲ普及スル爲自覺更生及教育教化ニ關スル「パンフレット」ヲ發行ス

ホ、「融和事業年鑑」昭和十四年版發行ス

一四、生業資金貸付
地區産業經濟ノ向上發展ニ資スル爲特別會計ヲ以テ小賈ノ貸付ヲ爲ス

一五、其ノ他
融和事業全般ノ圓滑ナル進展ヲ計ル爲地方ノ實情ニ依リ自覺更生教育教化施設等ノ指針ニ際シ役職員ヲ派遣シテ其ノ指導ニ當ラシム

三月十四日ノ國民融和日ニ際シ明治神宮ノ參拜祈願、「ラヂオ」放送、リーフレット配布、新聞雜誌ノ記事掲載等ヲ爲ス

八、融和教育指定校ノ設置

融和教育ノ具體的方策ヲ研究セシムル爲全國六地方各一校宛六校ヲ指定シテ研究ヲ委嘱ス

九、更生訓練事業

滿洲移住並職業進出適格者養成訓練ノ爲ニヶ所ニテ訓練的講習會ヲ開催ス

一〇、紀元二千六百年記念事業

紀元二千六百年記念事業執行準備ノ爲委員會ヲ設置シ其ノ計畫ニ基キ各種ノ行事ヲ實施ス

一一、融和事業施設ノ助成

滿洲國皇帝陛下御寄贈金ニ依リ地方融和團體ニ於テ指導シツ、アル經濟更生指定地區ノ計畫實行ヲ促進スル爲其ノ施設中最モ適當ナルモノヲ撰ビ助成金ヲ交付ス

一二、地方團體施設助成

イ、教育助成

高等小學、青年學校等ノ教育獎勵ニ關スル地方融和團體ノ施設ヲ助成ス

ロ、滿洲移住調査並ニ移住助成

滿洲移住ヲ獎勵スル爲移住地ノ實地調査並ニ同移住ヲ助成ス

ハ、職業輔導施設獎勵

職業轉換並ニ進出ヲ獎勵スル爲地方團體(一ヶ所)ノ職業輔導施設

參考編

第一部 水平運動

概説

大正十年の春、奈良縣南葛城郡菟上村柏原の青年は、當時澎湃として漲れる無産階級解放の時代思潮に刺戟されて、部落解放の自主的運動促進の爲めに「青年同志會」を組織した。

同年七月雑誌「解放」に佐野學氏が「特殊部落解放論」を載せて、「特殊部落の解放は、先づ特殊部落民自身が其の社會的地位の廢止を要求することより始まらねばならない」と説いた。かくて同年十二月、右の青年同志會は水平社創立事務所を設け、水平社創立趣意書「よき日の爲に」と題するパンフレットを發行して、翌大正十一年一月近畿各地を始め重なる地方に配布した。

斯くて同年三月三日京都市岡崎公會堂に於て會員二千餘名參會のもとに「全國水平社創立大會」は開かれたのである。爾來、水平運動は漸次擴大し大正十二年三月二日三日の兩日京都市に於て開かれた第二回大會には地方よりの參會者約千五百名、之に京都より約千五百、計三千名を算へ、同十二

年末には三府二十縣に跨り二百四十餘の地方的結社を算ふるに至つた。而してこの運動の全國的擴大に伴ひ差別紛議は至る所に頻々として發生し大正十二年中、兵庫、大阪、京都は各百件以上、其他全國總計八百四十五件に上つた。

次で大正十三年三月三日より三日間京都市に於て開催した第三回全國大會には地方水平社の數二百五十有餘に上り、大會參加者は地方水平社の代議員七百餘名と傍聴者約二千名に上つたのである。

かく創立以來量的に勢力を加へた水平運動は、第三回大會後其の實質的結成と統一をはからんとしたが、偶々徳川公爵に對する辭職勸告運動にからまるスパイ問題に端を發して組織の不統一や運動費の問題等によつて内部に紛争を生じて其の戦線は亂れんとしたので、十三年十二月一日より三日間大阪に於て開かれた全國各府縣水平社執行委員長會議に於て戦線整理に就て協議したが内部の紛争は愈々激烈となつた。

然るに、大正十四年一月十八日夜群馬縣世良田村に勃發した未曾有の事件は、かの内部の争ひを止めしめて全戦線統一の機運を生んだ。かくて、十四年五月七日八日大阪市に於て約四百名の代議

とを明にした。

かくて同年十月二十二日大阪市に「全國水平社勞農黨支持聯盟」が創立され、無産政治運動に進出したのである。

然るに曩に水平運動の無産運動化を排撃した人々は、此の全國水平社本部の左傾化を慨して、昭和二年一月五日京都市南梅吉氏宅に於て新に日本水平社を創立した。

かくて、またもや水平社運動は分裂に分裂を重ねるに至り運動戦線は益々沈滞するに至つた。

而して此の不振の運動を挽回し、全國的戦線の統一をはからんとして、昭和二年十二月三日、四日廣島市に於て第六回全國大會を開き、昭和三年には舊幹部も加はつて五月廿六廿七の兩日京都市に於て第七回全國大會を開催したが分裂せる二派の内部闘争は止まず戦線の統一を見るを得なかつた。

此に於て創立者であり舊幹部であつた坂本清一郎、泉野利喜藏、米田富等の諸氏によりて昭和三年七月十五日奈良縣高田町に於て、全國府縣代表者會議を開いて、新運動方針「純水平運動者と左翼水平運動者との主張を融和せる」を議定したが、此の新方針に反對するものありて戦線は依然として統一されず運動も振はなかつた。

更らに四年十一月名古屋市に於て開催された「第八回全國大會」を期として「解放聯盟」を解體して關東關西統一され、茲に形の上の統一が爲され、復活運動に力を致すこと、

員と約一千名の傍聴者參會の下に開催された第四回全國大會に於ては、從來の無組織にある運動を指導し、運動の大衆的組織と無産階級諸團體との提携による運動が協議せられた。

然るに、大正十四年に於ける我國のすべての社會運動に現はれた現實派と理想派との二大分野的傾向は、一應統一された水平運動にも現はれたのである。即ち全國水平社青年同盟の一派は從來の左傾思想を、無産政黨組織運動熱に乗じてより克明するに至り、青年同盟は九月十八日に解體して同時に全國水平社無産者同盟を創立して、水平社運動の無産者運動化を強調した。之に對して、水平運動の獨自性を自守する人々は、水平運動の純化と水平運動の本質への還元を主張して十月十八日京都市に於て全國水平社自由青年聯盟第一回協議會を開き、水平運動をボルシエヴイキ化する不純分子の掃と純水平運動への還元とを強調したのである。

かくの如くにして、その後の水平運動は兩派の暗々裡の思想的闘争によつて餘り振はなくなつた。

此に於て沈滞せる運動を生氣あらしむべく、從來の唯單なる觀念的な差別に對する闘争より更に進出して經濟的政治的闘争に進ましめんとする第五回大會は十五年五月二、三の兩日福岡市大博劇場に於て全國各地の代表者約千五百名參會のもとに開かれた。即ち此の大會に於て綱領を一部改正して階級闘争に進展することを示し、無産團體と共同戦線に立つこ

なつた。

昭和五年に於ては戦線の甦生復活は形の上にて充分とは言へなかつたであらうが、特に無産階級解放運動の中に直接進行して行つたことが具體的事實として現れて来た。このことは五年十二月開かれた第九回大會宣言に於て「経済的には封建的搾取形態」と闘ひ、「生活權奪還と身分制廢止の旗を高く掲げて」「資本家地主の權力」に迫り、「全被壓迫民衆の一翼としての一部門を分擔し勇敢に闘ふこと」等の文字に依つて明かに知ることが出来る。

然しながら、昭和四年四八四件に比し、昭和五年中に於ける件数は二〇三件に激減してゐる。又其の解決條件も差別者の眞の理解に訴ふる等の方法が相當多い様であるが、更に一面に於て、糾弾方法が社會的又は政治的闘争に向ひつゝ、ある方面を見通すことは出来ぬであらう。

昭和六年中に於ける水平運動の一般情勢中、差別闘争に就て之を客觀的に見れば、次第に低下してゐるとも謂へやう。乍然、無産階級解放運動の一翼としての階級的立場より之に参加し、且つ其の闘争分野に進入するものが多くなつた。又之等の一般的情勢を巡つて前年中水平運動の上に現れたる最も重大なる事件は、第十回大會に於て九州聯合會より投ぜられたる「水平社解消の動議」である。即ち水平社は過去十ヶ

年特殊部落解放の旗をかざして闘つて来たが、特殊部落の解放は全國水平社の闘争に依つて約束され得ないことが部落の労働者農民大衆に理解されるに至つた。プロレタリアートの解放なくして特殊部落民の解放はあり得ない。従つて特殊部落労働者農民の積極的参加こそが、特殊部落民を其の封建的半封建的身分關係から解放する根本條件となるのである。そして其の爲には部落労働者農民の階級的進出を身分的組織の下に縛りつけて阻止してゐる全國水平社を解消しなければならぬ。全國水平社の解消闘争は換言すれば、特殊部落労働者農民及び勤勞大衆を××的階級組織に解消する闘争であり、それは斷じて敗北的「解體」を主張するのではない——と謂ふのである。がこの動議は同大會に於て少數の爲めに保留となつた。

昭和八年三月の第十一回大會に於ける運動方針は以上の解消闘争と其の趣を多少異にし、現在の部落大衆を無産階級的陣營に組織化し、之を一般的労働者農民運動の一翼としてその闘争を進めんとする所に部落問題の社會的、經濟的、政治的に凡ゆる部落民としての全體的解放を期せんとすべく其の目標を定めた。

昭和八年中全國水平社の活動の結果は必ずしも運動方針を其のまゝ實踐せりと斷言することは困難であらう。然しながら同年六月突如として起りたる高松裁判所事件は、當時沈滞ける顯著なる傾向は、政治的活動の活潑となりしことである。即ち地方選挙に於ても亦然りであるが、特に松本委員長の衆議院議員當選を契機として特にその方面が強調せらるゝに至つた。而して之が中央地方の行政當局及議會等に對する活動は地方改善施設費の増額獲得運動等となつて現れたのである。

昭和十一年度に於ける全國水平社の活動は、社會各方面に對し諸種の運動が行はれた。即ち軍隊方面に對する差別撤廢、出版演劇映畫等文化的方面に對する差別糾弾、水害対策其他經濟方面に對する運動等がその主なるものであつた。又政治的方面に於ては松本委員長の衆議院議員當選に引繼ぎ、若干の縣會又は市會議員當選者を出すに至つた。更に第十四回全國大會に於て過去五ヶ年間用ひられた綱領が其の内容を著しく變更されたことは特筆すべき事項である。

昭和十二年度に於ける活動は、支那事變に當り、非常時局に對する認識を正當に把握し「舉國一致」に積極的に参加すべく「非常時に於ける運動方針」並に「聲明書」を決定して、時局即應の運動に向つて邁進するところがあつた。

昭和十三年度に於ては、綱領が改正せられ、十一月二十三日に大阪市に於て第十五回全國水平社大會が開催せられ、銃後部落厚生全國協議會運動が決議された。

せる水平運動を刺戟し、全國部落民大會、全國部落代表者請願隊の上京、中央政府首腦者に對する運動、其他全國各地に於ける集團運動に依り全國に擴大した。斯くも全國部落大衆の憤激をかもした原因は其の差別内容が、既に解放せられた身分制度に關聯せることで、而も之が國家司法機關に於て爲されたるが故であつた。これがため一時全國的に水平社の再組織化をも冀されんとしたが、同問題の指導方針と當時の部落大衆の客觀的社會情勢との間には尙ほ完全なる一致を見ず、遂に該運動の終末と共に再び沈滞なる状態に化せんとするに至つた。

昭和九年度に於ける全國水平社の活動は、同年四月開催せられたる第十二回大會の決議により應急施設費廢止反對、地方改善費増額要求運動等より始まり、差別的映畫糾弾を通じて現はれた文化運動等は新たな運動分野であつた。更に政治的には萬朝報紙上に現はれたる佐藤中將の差別問題に對しては、調査員の派遣、請願隊の活動等より陸軍當局に對する「軍隊内に於ける融和政策の確立」の要求、政府に對する全額國庫負擔による徹底的部落改善施設の要求運動等に展開し夫々活動するところがあつた。

昭和十年度に於ける全國水平社の活動をその組織上より見れば、最近の同社の一般的地方情勢を挽回すべく地區委員會等の方針も相當考慮せられたやうである。又特に同年度に於

第一章 全國水平社の宣言 及び綱領

第一 宣 言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。長い間磨げられて来た兄弟よ。

過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等の爲の運動が何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は夫等のすべてが吾々によつて又他の人々に依つて毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を動かすかの如き運動はかへつて多くの兄弟を墮落させたことを想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは寧ろ必然である。

兄弟よ。

吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり、男らしき重業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮を剥ぐ報酬として、生々した人間の皮を剥ぎとられ、ケモノの心臓を裂く代償として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにもなほ誇り得る人間の血は涸れずにあつた、そうだ、そうして吾々はこの血を享けて、人間が神にかはらうとする時代に遇つたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。

一、我等は賤視觀念の存在理由を識るが故に明確なる階級意識の上にその運動を進めしむ。

【第九回大會より第十四回大會迄】

一、我等特殊部落民は賤視觀念の存在理由を識るが故に、明確なる階級意識の上に其運動を進めしむ。

一、我等特殊部落民は生活權の奪還と政治的自由の獲得を期す。

一、我等特殊部落民は部落民、身の行動によつて絶對の解放を期す。

【第十四回大會改正】

我等は集團的闘争を以て政治的經濟的文化的全領域に於ける人民的權利を擁護伸張し彼壓迫部落大衆の絶對解放を期す。

【第十五回大會改正】

吾等は國體の本義に徹し國家の興隆に貢献し國民融和の完成を期す。

第二章 全國水平社第十五回 大會概況

第十五回全國水平社大會は昭和十三年十一月二十三日午前十時より大阪市浪速區榮町第一小學校に於て開催され、出席者は代議員約二百名、傍聴者約三百名であつた。報告事項提出議案は次の通りである。

殉教者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。
吾々がエタであることを誇り得る時が来たのだ。
吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲とによつて祖先を辱め人間を冒瀆してはならぬ。
そうして人の世の冷たさが何んなに冷たいか、人間を動はる事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人の世の熱と光を願求禮讃するものである。
水平社は、かくして生れた。
人の世に熱あれ、人間に光あれ。
大正十一年三月三日

全國水平社

第二 綱 領

【創立より第五回大會迄】

一、我々特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶對の解放を期す。

二、我々特殊部落民は絶對に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し、以て獲得を期す。

三、我々は人間性の原理に覺醒し、人類最高の完成に向つて突進す。

【第六回大會より第九回大會迄】

我等は人類最高の完成を期して左の諸項を遂行す。

一、特殊部落民自身の行爲によつて絶對の解放を期す。

一、我等特殊部落民は絶對に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す。

報 告

一、昭和十二年九月十一日擴大中央委員會

非常時に於ける運動方針

支那事變は、當初政府の事態不擴大、平和的解決の方針にも不拘、事態は全面的に擴大益々重大化するに至つた。

われわれは、勿論東洋平和と日支兩民族の共存共榮のために、これを遺憾とするものであるが、ことごとくに至つた以上は國民としてこの非常時局に對する認識を正當に把握し「舉國一致」に積極的に参加せねばならぬ。

國家が重大なる時局に直面して要求するところの「舉國一致」には、もとより國內相題の原因となるが如き身分的賤視差別が存続してはならぬ筈である。

かゝる故に我々は差別觀念乃至事象を徹底的に艾除して、何の「舉國一致」を可能ならしめねばならぬのである。而して差別事象の土壌をなしてゐる貧困なる部落經濟の組織化と向上を圖り、以て非常時經濟狀勢の苦難を切抜けるために最大の努力を傾注せねばならぬ。これこそが部落大衆の生活を衛り、出動兵士をして銃後の憂ひなからしめ延ては融和問題の解決を促進する所以である。

これ現下に於ける、わが全國水平社の任務なりと確信する。

一、銃後活動を如何にするか

——出動兵士家族の救援活動——
戦地に於ける兵士の艱難は言語に絶する。しかもこの兵士諸君が戦線に駆擧に家族の生活窮乏を苦慮しなければならぬといふことは

實に寒心に堪へぬ。故に出兵兵士の家族の生活救済を充分にして後顧の憂なからしむることは、銃後に於ける國民の重大なる責務である。われわれは如上の建前から次の様な銃後活動を積極的に捲き起さなければならぬ。

(イ) 軍事扶助法及租税の減免、徴收納法法の活用

(一) 今年から實施されることになつた軍事扶助法は、國家のために生命を捧げて戦ふ軍人に對して國家が當然しなければならぬと考へて實施されたる扶助であるから、この法律の精神をよく説明して生活困難な出兵兵士の家族は進んで受けるやうに世話をすることが必要である。この扶助を受けることは決して恥かしいことではないし、選挙權や被選挙權を奪はれる心配もない。

軍事扶助法並に入營者職業保障法の施行細則は市町村役場で調べればすぐわかるから市町村當局や府縣當局を脅して軍事扶助の公正なる活用のために努力しなければならぬ。

(二) 今度の臨時議會で支那事變に従軍した軍人軍屬は税金を減免され又徴收を猶豫される法律が設けられた。この法律は直ちに實施されることとなるだらうからその活用のために努力しなければならぬ。平常でさへ拂へなくて困つてゐるものが部落には尠くない、それに加へて今度の召集のために、税金が拂へない様になつた者がかなり多いであらう、出兵兵士の家族が税金で苦しむ様なことのないやうに種々の相談相手とならなければならぬ。

(ロ) 遺家族の生活救護と慰問活動

(一) 支部が中心となり、部落全體が協同して出兵兵士家族の生活を救護したり、或は慰問したりしなければならぬ。例へば農村で

は目の前に秋の刈入れの農繁期を控へて、しかも働き手をとられて困つて居る家族に、みんなで共同して勞力奉仕をやつたり、農具や牛馬の使用を提供したりすべきである。この場合部落の青年團や郷軍人會、女子青年團等の團體を動かし、それ等各團體と協力して共同作業をやるやうにすべきである。

(二) 削除

(三) 物わりの良い地主や高利貸は自ら率先して出兵兵士の小作料を減免し、家賃免除乃至減免、借金の支拂を無利子で猶豫するであらうが、まだそれを實行してゐない地主や高利貸に對してはさうするやうに要求することも必要である。また學堂の授業料免除、學用品の給與を當局に要請しなければならぬ。

(四) 電燈、水道、ガス、ラヂオ等の料金や市町村費、町區會費、農會費、産業組合費、衛生費を出兵兵士家族や遺族に減免するやうに努めねばならぬ。

(五) 家族や遺族で病人があれば、土地の醫師會や市町村と聯絡をとり醫療の救護しなければならぬ。殆ど各地の醫師會では出兵兵士の遺家族には診療を無料でやつたり割引したりしてゐる。若し未ださういふ決定をして居ない地方があつたら、出兵兵士遺家族の無料診療を醫師會に對し要請すべきである。

(六) 遺家族に對する慰問品の募集をしたり、或は「慰問の夕」といふやうな催をしたり出兵兵士の共同送別會、歡送をやつたりするやうに活動しなければならぬ。

二、差別問題を如何に扱ふか

根本的な解決は部落大衆の生活環境の向上改善を他にしては望まれない。故にわれわれは無組織、無統制な部落産業を組織し改善して部落大衆の生活安定を圖ると共に非常時經濟に適慮しなければならぬ。それが銃後活動に於けるわれわれの經濟政策である。

(一) 都市に於ては、部落全體の立場から同一業者の組合を作ること。即ち同業者が結束して産業組合や工業組合を組織する。例へば製靴職工が一致して生産組合を造る。日傭労働者は労働請負組合を作らう。さうすれば政府から低利資金を借入れたら、補助を受けたり、技術の指導を受けたり出来る。さうして原料の共同購入生産販賣の統制、資金融通など部落産業を着々組織化し、皆んなが協力してこの非常時經濟を切抜けるやうに努力しなければならぬ。政府の方でも中小商工業の疲弊を救済する方針をとつてゐるのだから、その線に沿ふて部落産業の發達を圖らねばならぬ。

(二) 農村に於ては、耕地整理組合や開墾組合を作つて資源の開發を圖り、農事實行組合、共同生産販賣購買組合等を作つて農業の改善と經濟の向上を期すべきである。

むすび

以上の活動を遂行するに際して注意しなければならぬのは、部落全體といふ見地に立つてやらなければならぬことである。支部員でないからといつて出兵兵士の家族の救済をしなかつたりするやうなことがあつてはならない。支部員でなくても家族の困るのはみんな同じなのだから、支部が中心になつて部落全體の同胞が助け合ふといふ氣持で活動しなければならぬ。また縣會議員や市町村會議員はこ

相剋摩擦の存在することは甚だ遺憾であるが、然し差別觀念を生ずる社會的條件のある以上はそれが發生存續は當然であつて已むを得ない。故に非常時局の下に於ける差別糾弾は眞の舉國一致を實現せしむるといふ建前から問題を處理しなければならぬ。われわれは常に差別に對する糾弾を國民融和への契機として處理し、相互間の溝を深めるやうな結果を招いてはならぬと警告し自戒して來た。しかし未だ從來からの感情的な情性はすつかり清算されてゐるとは言へない。だからこの際はその偏向を徹底的に克服し差別問題を國民融和實現のきつかけとして處理しなければならぬ。これが眞の國民融和への道であると同時に眞の舉國一致の基調をなすものである。

この見地から融和講演の内容も、差別者への訓戒も、また解決條件として提供されるリーフレット、パンフレットなどの内容も特にこの點が時局認識として充分強調されねばならぬ。

三 部落大衆の生活窮乏を如何にして克服するか

部落の産業經濟は一般に較べて甚だ貧困であつて、その經濟力は大體三分の一にも足りない状態である。例へば農業に於ては耕地の平均面積や土地所有の状態、經營の方法等から見て最も惨めな貧農層を形作つてゐる。工業では皮革、油脂、靴、履物製造などが主たる工業であるがそれらはみな小資本の手工業であり、輕工業である。商業を見ても履物や古物の行商のやうな零細な資本のものが大部である。

このやうに部落經濟が貧困なために、部落民の生活程度が低く、それが差別觀念を存続させる土壌となつて居る。だから部落問題の

の活動の先頭に立たねばならぬ。議員は社会的に活動するのにも最も都合のよい地位にあるし、またこういふ時に活動するために議員に選ばれたのだから、出動兵士家族救援と部落大衆の生活防衛のために奮闘しなければならぬ。

二、昭和十三年二月七日開催中央委員会の聲明

聲 明 書

全國水平社運動は、いつの場合でも國家的立場からなされるものであるは言ふまでもない。殊に我々は現下臨時體制下に於ては國難に殉じ、一方昨年九月中央委員決定の運動方針大綱を積極化し國策の線に沿つて運動を進めんとするものである。

國內相対摩擦の解消、舉國一致の建前からなされる革新政策の遂行は、當然に「部落問題」をも解決し得ること、確く信ずるのである。

そのために我々は、部落内部の産業更生や精神的自覺向上を圖り以て革新政策遂行を迅速有効ならしめねばならぬ。更らに如上に必要な努力を、一切の社會的關係と協力の下に行ふことを聲明する。

三、昭和十三年六月十五日開催擴大中央委員會に於て決定された新綱領と運動方針大綱及び實踐要綱

綱 領

吾等は國體の本義に徹し國家の興隆に貢献し國民融和の完成を期す。

一、國家總動員への積極的参加

經濟體制に順應せる振興策を樹立すること

八、差別撤廢融和完成

イ、差別觀念を打破し差別事象の根絶に努むること

ロ、國民一體の精神に徹底せる國民融和の完成を期すること

九、融和團體の改革

中央地方融和團體を徹底的に改革し革新的氣魄を持たしむること

十、各種團體との提携

社會、經濟、文化諸團體との連絡、提携を緊密にし一切の活動を効果的ならしむること

實踐要綱(略)

協 議 事 項

一、戦後部落厚生運動に関する件

〔説明〕 支那事變は今や蔣介石政權の重要據點の悉くを制覇して長期建設の段階に入り舉國一致の體制を一層強化して東亞新協同體の建設の大業に進進しなければならぬ。重大時局に直面してゐるのである。

民族協和による東亞協同體の建設は歐米の桎梏下に呻吟しつゝある諸民族を解放し、東洋永遠の平和を確立しやがて世界維新への發展の過程である。而して國內的には、營利本位の資本主義經濟組織を根本的に是正して、國家本位の全體主義經濟への國民再編成であり、政治、經濟、教育、社會、文化等の凡ゆる領域に亘る革新政策

イ、殉國の覺悟を以て國民精神總動員に参加し舉國一致體制を強化する事

ロ、戦地に在る皇軍將士と同じ心構への下に非常時局の認識を堅め戦後の活動に盡力すること

二、民族發展策への協力

イ、日本民族の大陸發展に貢献せんことを期し國策移民の遂行に協力すること

ロ、東亞永遠の平和を樹立するため眞の日本精神を發揚し一切の民族的偏見を打破すること

三、革新政策絕對支持

イ、資本主義經濟の弊害を是正し國民生活の安定を圖ること

ロ、皇國日本完成のための革新政策斷行に協力すること

四、生活振興運動の展開

舊來の生活を全面的に刷新し革新的生活意識の昂揚を圖ること

五、協同組合運動の徹底

イ、自助協同の精神を振起し協同組合の設立擴充に努むること

ロ、系統機關との連絡を緊密にし之が運営の完壁を期すること

六、中堅青年の養成、訓練

イ、青年の自覺奮起を促し部落の中堅人物たらしむること

ロ、生活振興運動、協同組合運動等の指導に必要な知識を養成し實踐的訓練を施すこと

七、融和事業施設の擴充及び事業對策の確立

イ、政府豫算を増額し融和事業施設を擴充強化すること

ロ、事業のため崩壞に瀕せる部落産業の救済を圖り進んで戦時

の遂行によつて一切の國民生活を確保向上せしめ、併せて部落問題の解決を招來するところの、眞の革新日本建設でなくてはならぬ。

然し乍らひるがへつて國民生活の實狀をみるに當然忍苦すべき時局とは謂へ、都市に於ては、平和産業の著しい収入減と中小商工業の金融杜絶、價格統制による經營難に遭遇し國民の大部分が臥薪嘗膽の生活を営みつゝある状態である。また、農村に於ても應召、重工業への轉出等に依る努力不足並に農産物價と肥料その他消費物價の不均衡と公課加重等による農業の經營難、地方豫算緊縮による自由労働者の収入減等により、これまた忍苦の生活をつゞけて居る。

特に吾々部落大衆は従前より朝鮮同胞の内地進出により著るしく職業の侵蝕を受けてゐるが今次事變によつて都市に於ける主産業たる製革、染革、屠革、製靴及び履物製造の各部門は殲滅的打撃を蒙り農村は耕地面積狹隘なるために青年の多くは都市に出稼中であつたが其の大部分が應召し、その他は行商人、自由労働者、手工業である關係上、全國を通じて一般國民に比し一入の生活苦難を告ぐる状態である。

物資動員による失業問題は、勿論今次の支那事變によつて當面したものであるが、元來、わが國の産業は従來輕工業主體であつて早晩重工業に轉換しなければならぬ状態であつたものである。故に、部落産業は、退嬰的過程を辿りつゝあつたもので既に、重工業方面に轉換されてゐなければならぬ性質のものが、たゞ／＼事變の影響をうけて一時に殲滅的打撃を被つたのである。

然も此度の統制が一時的のものでなくして、今後に於ける長期建設のためには更に一層強化されねばならぬことは必須の事實でありこれこそ經濟維新の序幕であることを知らねばならない。故に、吾々は東亞建設の過程に於ける今後の物資經濟動向を充分に考究知悉し誤りなき根本方針を樹てなければならぬ。

而して當面の任務として、吾々は第一に股販産業への轉業轉職の輔導をなすと共に協同組合を組織し町内會及び既設單獨諸組合文化團體その他の有志等と緊密なる協力によつて或ひは有望産業協同經營を企畫し或ひは原料配給の圓滑化と軍需品請負の道を開拓するなど生産擴充に努めると同時に更にまた消費關係に於ても部落大衆の生活を協同化して冗費の節約を圖り以て生活の振興と向上を期しなればならない。

次に農村に於ては手工業、行商人自由労働者等を主として重工業方面に轉職の輔導をなすと共に農業經營者は協同組合を主體として合理的小作料の制定による地主・作人の全體主義的協同化を計り耕地面積不足に關する問題については國策移民の遂行に協力すると共に村區有地並に空地の協同開墾事業或ひは東亞協同體建設に伴ふ資源開拓による原料配給關係等を考慮して農村の工業化を企畫し消費關係の協同化と併行して生活の基礎を確立しなければならぬ。

さらにまた、都市と農村とを問はず社會的に特に後れたる地區整理(區調整備)や醫療施設機關等の文化的諸施設の完備を期して一つ一つの實現して行かねばならない、しかし乍ら此事たるや現在の吾々としては非常に重い負擔であつて肉體的には渾身の努力と精神的には滅私奉公の誠と熱意なくては決して成し遂げ得るものではない。

單獨組合農事實行組合文化團體等及び之等に寄與する有志ハ、府縣には聯合協議會を組織し必要に應じて市郡協議會を設けること

ニ、全國の統一機關として全國協議會を組織すること
またその任務としては

- 1、轉業の必要な産業は各部門別に協同組合を組織して原料の共同購入、品質、價格、販賣の統一等を圖り生産擴充に努むること
 - 2、犧牲産業方面に於ては協同組合の組織によつて股販産業への轉業軍需品の請負原料配給の圓滑化等を圖ること
 - 3、農村に於ては開墾協同組合、勞働請負組合、耕地整理組合等在來の職業による協同組合を組織して生活確保を圖ると共に更に新たななる方面例へば輸出品軍需品等のうち農村で出來得るものを研究して協同組合を組織して農村の工業化を圖ること
 - 4、尙之等共同組合は消費關係に於ても總てを共同購入とし又は共同炊事場等の設置によつて生活費の低廉化を計り冗費をはぶき諸經費節約をなし生産の協同化と相俟つて生活の再編成を圖ること
- 尙その他の具體的方策に就きては之を新中央委員會に一任すること
二、行動要項決定に關する件

行動要項

- 一、就職上に於ける差別待遇反對、並にその機會均等
- 二、婚姻、居住、その他社會上一切の差別待遇撤廢
- 三、差別内容を有する出版物、映畫、演劇の根絶
- 四、軍事關係の差別根絶
- 五、官公署、學園、軍隊等に於ける融和教育の徹底的實施

い。

さりながら吾々は常に銘記し、思はねばならない。明治維新の改革の際社會的に取殘されたと謂ふ事が、解放令發布されて既に七十年に垂々とする今日、今猶あらゆる苦闘を忍びつゝ部落問題を口にしなければならぬ状態に立至つた所以である。今や經濟も文化も政治も社會も總てのものが革新され新しい秩序と世界が生み出されんとする秋に當つて吾々にして萬一にも惰眠をむさぼるやうな事があつたならば吾々は子々孫々に至るまで永久に差別と壓迫の桎梏から解放される事は有り得ないであらふと謂ふことを。

されば吾々は厭然として奮起しなければならぬ。而して全國水乎社は文字通り全部部落大衆の先頭に立つて未だ誰しもが着手しなかつた處の部落大衆の生活の徹底的なる充實伸張、福祉増進を圖る生活擴充、消費の合理化を最も効果的ならしむるための協同化運動としての「統後部落厚生運動」を全面的に展開しこの運動の過程に於て思想と目標の統一を圖り六千部落三百萬の兄弟大衆を打つて一丸とした所謂部落の革新的再編成を築き上げねばならぬ。

實 行 方 法

イ、以上の理由と目的のもとに吾々は統後部落厚生全國協議會の運動を全部部落大衆に提唱しなければならぬ。
ロ、而して其の組織は單位を各部落としまた構成要素は町内會及び

六、差別觀念撤廢、國民融和促進のための社會啓蒙と教化

七、中央地方融和團體の革新的改革並に協力

八、民族發展國策移民への協力

九、出征軍人の慰問並にその遺家族援護

十、生活振興運動による革新的意識の昂揚と徹底的生活改善

十一、類廢的職業並に事業による離職者の徹底的轉業及び職業輔導

部落産業保護政策等の實施

十二、協同組合、町内會等の普遍的結成と擴充

十三、高利金融の根絶、生産資金、低利資金に係る部落金融の改善

十四、圖書館、集會場、託兒所等の設立

十五、共同浴場、共同作業場公益質屋等の設立

十六、道路、河川、溝渠、橋梁、上下水道等の改善

十七、重院、無料診療所、施藥所、治療所等の設立

十八、地區整理、不良住宅改良法による道路及び住宅の改良

十九、區有山林等に對する部落入會權の擁護並に回復、

中心スローガン

◇差別觀念根絶による學園一致の完成

◇統後厚生運動による部落經濟の革新的再編成

◇東亞協同體建設による部落問題の一舉解決

三、軍事關係、現地團體代表選進に關する件

四、軍事關係の差別根絶に關する件

〔説明〕 戦地に於ける皇軍將兵が生命を鴻毛の輕きに任じ、凡ゆる言語に絶する痛苦に堪へ一切を皇國に捧げて戦つてゐることは統後の吾々が如何なる形容を以てしても盡し得ない處であらう。然

もこの至誠と熱情に於ては一兵たりとも例外のない事は國民の均しく確信するところである。

想ふても見よ

「天皇陛下萬歳」を唱へつゝ敵弾に息絶えてゆく皇軍將兵のまへには鬼神も哭き吾等國民はこの嚴肅なる感激を口に云ひ表はず詞すら知らない

この尊き戦死者及び出征軍人に對して、聊かたりとも差別行爲をなすものがあらう等とは誰か夢にだに想像した處であらうか

然るに何ぞや、支那事變發生以來、埼玉に福井に、京都に、高知にその他全國各所に於て町村群、區群の際に或ひは慰靈祭に於て、または出征軍人の慰問や見送り等に忌はしき差別問題が潮々として煮起されつゝある。嗚、何事ぞ、われ等は、慨嘆久しく限りなき悲しみと憤りを覺へず居られない

然も此の事實は單に吾々の痛憤事たるに止まらず、實に國家の爲に由々しき重大事でないならぬ、これこそ未曾有の時局に遭遇せる吾が國の舉國一致體制を覆亂し、蓋ては皇軍の士氣に及ぼす虞幾干であらう

吾々は單に自分達に關する些少事ならば假りに看過することもあり得るかも知れない、然し乍ら、この事實の重大性を想ふとき斷乎として國家的見地より斯かる差別事象の根絶を期して闘はねばならない

尙又これを生産方面に見る時に一般工場は勿論陸海軍工廠等に於ても特に職工間に於て差別行爲をなすもの頗る多く爲めに犠牲産業關係者の工場、工廠の進出を阻害してゐる現状である

これ等は失業者をして益々生活困難に陥入れるのみならず國民精神總動員達成の上にも大なる障害を來すものである。今や東亞建設の重責を思ふ時、かゝる軍事關係一切の差別根絶は必須の緊急事である

實行方法

本大會に於て委員を選び陸軍省、海軍省、參謀本部、教育總監部その他關係各官廳に對してその善處方を要求し、尙今後事件發生したる場合に於ける連絡及び協力方法等について懇談し萬全を期して根絶に邁進すること。

五、差別糾弾方法に關する件

「説明」東亞協同體建設の大業は國民融和の完成なしには確立されるものではない。

差別觀念根絶の運動は現段階に於て一層重要性を持つものである

而して國民融和の完成に關する一切の方針が眞實に官民一體協力一致の下に樹てられなければならないと同様に、差別事件の糾弾に對ても全國的に一致した方針の下に行はなければならない

從來各團體毎に或ひは全水第一主義或は融和團體第一主義といふ様に互に他の團體との協力を缺き甚だしきに於ては融和團體は官廳と相對立する場合さへもあつたのである

今や舉國一致長期建設に邁進し、國內のあらゆる領域に涉つて全體主義の建前に立たなければならない今日に於ては一切の感情と行き懸りを捨て、同じ目的を持つものは一つの方針の下に協同して奮闘しなければならぬのである

により、適切なる施設を企畫し、施設費支出については勿論部落の自力更生計畫（統後部落厚生運動等による）遂行のための施設助成に重點を置くべきであるが、從來の如く部落戸數を標準に割宛てたものではなく事業施設の緩急、負擔能力の程度等を考慮して決定すべきである。

政府は十ヶ年計畫の實施に當つては町村事業として實行させ部落負擔をさせない方針を採つたのであるが、實質に於てはその大部分が部落負擔によるの外なき状態であつた。

之は町村が冷淡なる場合もあるのであらうが多くは町村自體國庫補助の特別補助金の交付により漸く財政が維持されてゐる現状なるが爲め、負擔困難を理由に部落に押しつけられてゐるのである。

然れば我々は統後部落厚生運動等により部落再編成に協力すると同時に事實負擔に堪へない貧弱町村に對しては全額國庫負擔を要求し、積極的に徹底的部落施設遂行に邁進しなければならない。

實行方法

一、總本部に指導機關を設置して部落厚生運動の線に添ふて部落の實情に即した施設の指導すること。

二、全國關係町村の財政状態を調査し當局と協力の下に負擔困難の町村に對する施設の實現につき善處すること。以上

七、本年度總本部費に關する件

八、役員改選に關する件

大 會 宣 言

今や我が國は更生支那を育成し民族協和による東亞協同體建設の大業に邁進し、歐米の桎梏下に呻吟せる諸民族を解放し以つて、東

それには我々としても之迄やゝもすると感情的糾弾に流れ易かつた傾向を清算して飽く迄社會の啓蒙教化を主眼とした方針を採らなければならぬと同時に吾々は關係官廳（並に市町村責任者學校長其他各團體幹部）融和團體とも協力し「差別糾弾協議會」を組織して對策方針を樹立してこれ等各關係者が一致協力して社會的に善所し以て眞の國民融和の完成による國民精神總動員の達成に邁進すべきである。

實行方法

1、全國各市町村とは市町村責任者、各種團體代表者、學校長、警察官、融和團體支部、全國水平社支部を網羅した融和機關を組織する事

2、各府縣には官廳、融和團體、全國水平社府縣聯合會を以て協議機關を組織する事

3、差別問題發生の場合はこの内容に應じて右機關内に於て對策協議會を組織し、一切の方針を樹立して各關係者一致協力の下に善處する事。以上

六、融和事業實施方針是正に關する件

融和事業完成十ヶ年計畫に對しては、第十四回大會に於て根本的の誤謬を指適して諸關係者の反省を促したのであるが僅かに第三年度を終へたのみの頃より、既に融和團體内部からも、全國的に之が是正が要望される様な状態になつたのである。然かも長期建設の段階に入つた今日に於ては部落の生産、消費、生活の協同化に即應した諸施設の完備を急務としてゐるのである

而かも物資、實力、交通運輸供給、販賣市場の關係等地方の狀況

洋永遠の平和を確立せんとする歴史的使命を擔ひ立つてゐる。而して此事の達成のためには必須の條件として國內的には營利本位の資本主義經濟を根本的に是正し、國家本位の全體主義經濟組織に國民を再編成すると共に政治、文化その他凡ゆる領域に亘る革新政策遂行が切實に要求されてゐる。此の秋に當り眞に完全なる學國一致體制こそ總べての基調的條件たるべき事は言を俟たない處であり、是れなくして築かれたるものは總て自らの内に崩壞の必然性を抱く砂上の樓閣に等しいものである。

然るに解放令發布せられて茲に七十年、學國一致達成上に於ける一大障礙物として今なほ部落問題が嚴存してゐる。東亞協同の新秩序を樹立し建國以來の歴史的使命實現の基點たるべき學國一致體制は國民融和の完成なくして眞の完璧は斷じて期し得ないことを銘記せねばならぬ。斯る意味に於て吾々は今日すでに本問題を自己の痛苦といふのみでなく、國家の重大事として些かも忽がせに出來得ざる時代に當面してゐるのである。

然し乍ら部落問題の解決は、唯單に局部的なる方針によつて其の目的を達成し得るものではなく、そこには立派にして然も積極的な國內諸般の革新断行のみが能く目的を實現し得るものである。而して又、國家革新断行は東亞新秩序建設への重要工作であり大運であつて、時局は之が断行を一日たりとも躊躇すべき事を許さないのである。

今や歴史は未曾有の黎明期に臨んでゐる。過去の如何なる革新を合したよりも重大なる轉換期に立つてゐるのである。この秋に吾等の奮起なくば何時の世にしか解放の時があらう。今こそ吾々は時

代の主導的地位に立ち奮勵躍進。過去の限りなき屈辱と忍苦と血涙の慘虐史を葬りて、幾千萬の祖先が渴仰した「解放のヨキ日」を招來せねばならない。

吾等は滅私奉公の誠を竭し凡ゆる領域に於て國家目的の完に於て圓滑なる遂行に貢献せねばならない、萬一にも非常時の故を以つて些かにても不合理的と矛盾が看過されんか、その結果は國家のため決して輕々たるものではない、國家目的の達成上、將來に禍根を残すが如き怖れある一切の事象に對して怯懦にして卑屈なる態度を斷乎排し、吾等は率直なる下意上達の役割を自らの任務として自覺せねばならぬ。何故かならば此事なくして眞の圓滑と完璧は絶対に期し得ないのである。

過去十七年、如何なる苦難にも打ち克ち部落問題解決を目指し邁進し來つた吾々は、その氣魄と熱意を集中し更新せる指導精神下に全部落大衆の先頭に立ち國民再編成の建前に於て部落の組織を協同化し經濟の發展充實と文化の振興向上を企圖し、その信念と體験を通じて、強力なる推進力とならねばならぬ。惟ふに日本民族の崇高なる使命として東亞協同體建設の雄大なる偉業が樹立されんとするの秋、學國一致の完璧を期し國家總力の發揚に努め以つて天榮賢賢の誠を竭すことは融和報國の赤誠に燃ゆる吾等の本懐とする處である。

吾等は茲に、劃期的意義と任務に輝く第十五回全國大會の名に於て、全部落兄弟大衆の奮勵躍進と、親愛なる全國民の協力を切實に願望し且つ懇へるものである。
右宣言す
昭和十三年十一月二十三日
全國水平社第十五回大會

第二部 融和事業關係統計表

第一表 部落所在市町村・部落數並戸數・人口

府	縣	市	町	落	所	在	部	落	數	戸	數	人	口	比對	率	總	數	(同	順	位)
東京	都	八	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大阪	府	六	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
京都	府	三	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川	縣	三	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兵庫	縣	三	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長崎	縣	三	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新潟	縣	三	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
埼玉	縣	三	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
群馬	縣	三	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
千葉	縣	三	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
茨城	縣	三	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
栃木	縣	三	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
栃木	縣	三	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
奈良	縣	三	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	府	三	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

融和事業ニ關スル教育の方策要綱

融和問題ノ解決ニ關スル教育の方策トシテハ現下ノ實情ニ鑑ミ大體左記ニ據リ各種教育機關ヲ通シテ地方ノ實情ニ應ジ適切ナル施設ヲ講ジ之ガ徹底ヲ期スルヲ最モ緊要ナリト認ム

要 旨

- 一、人格尊重四海同胞ノ精神ヲ涵養スルコト
- 二、日本民族ノ成立ヲ明ラカニシ國民一體ノ精神ヲ涵養スルコト
- 三、因襲的差別觀念ノ根絶ニ努ムルト共ニ徹底セル自覺ニ基ケル向上發展ノ精神ヲ涵養スルコト

第一 學校教育ニ關スル事項

- 一、初等教育ニ關スル事項
 - (一) 研究調査ニ關スル事項
 - (1) 教員諸集會ニ於テ融和問題ヲ研究スルコト
 - (2) 學校ニ於テ各種融和資料ヲ蒐集シ融和問題ノ研究協議ヲナスコト
 - (3) 兒童ニ關スル基礎調査ヲナスコト
 - イ、兒童中ノ差別觀念ノ有無及ビ其ノ感染ノ徑路並ニ兒童間ノ交遊狀態ヲ調査スルコト
 - ロ、一般兒童ト地區兒童トノ相違點ノ有無ヲ明ラカニシ之ガ對策ヲ考究スル爲、就學出席狀況、學業成績、學用品整備狀況、上級學校ヘノ進學狀況、個性、操行、身體狀況、言語風俗、家庭狀況等ニ就テ調査スルコト

二、教育方法ニ關スル事項

- (1) 融和教育方針ヲ確立スルコト
 - 前記要旨ニ則リ地方ノ實情ヲ參酌シテ教育方法ヲ定ムルコト
- (2) 各學年ノ指導方法ヲ定ムルコト
 - 低學年ニ於テハ融和的情操ヲ涵養シ、中學年高學年ニ至ルニ從ヒ地方ノ實情ニヨリ同胞差別ノ不合理ナルコトヲ知ラシメ人格尊重ノ精神ヲ涵養スルコト
- (3) 融和教材ノ取扱方法ヲ確立スルコト
 - 修身、國語、國史、唱歌、體操、郷土科等ノ中融和觀念養成上特ニ留意スベキ點ニツキテ考慮研究ヲナシ之ガ取扱ノ方法ヲ確立スルコト
- (4) 適宜時間ヲ利用シ其ノ學年程度ニ應ジ童話、訓話、實話等ニヨリ不知不識ノ中ニ融和ノ精神ヲ涵養スルコト
- (5) 共同訓練上ニ注意ヲ拂フコト
 - 共同作業、競技、遊戲、學藝會、自治會、遠足旅行等ニ關シ共同訓練ヲ施シテ融和ニ資スルコト
- (6) 兒童ニシテ差別的言動ヲナシタルトキハ當人並ニ家庭ニ對シテ充分説諭シテ理解反省ヲ求ムルト共ニ、全校兒童又ハ同級兒童ニ機會教育ヲ施スコト
- (7) 教室內兒童ノ配置、休憩時ノ指導、身體ノ清潔、服裝學用品給食其他保護施設職業指導等ニ關シ留意スルコト
- (8) 兒童ノ校外生活指導ニ關シテ融和和教育上適切ナル施設ヲ講ズルコト

スルコト

- (四) 毎年卒業スベキ生徒ニ對シテ時間ヲ設ケテ融和ニ關スル系統的智識ヲ與フルコト
- (五) 生徒ニシテ差別言動アリタルトキハ充分説諭シテ理解反省ヲ求ムルコト

第二 社會教育ニ關スル事項

- 一、男女青少年ニ關スル事項
 - (一) 實業補習學校、青年訓練所、男女青年團、少年團體、日曜學校等ノ教職員及指導員等ノ諸集會ニ於テ融和問題ヲ研究スルコト
 - (二) 實業補習學校、青年訓練所、男女青年團等ニ於テ各種融和資料ヲ蒐集シ融和問題ノ研究協議ヲナスコト
 - (三) 實業補習學校、青年訓練所等ノ生徒ニ對シテハ修身、公民科其他ノ教授ニ際シテ融和ノ精神ヲ涵養ニ努ムルコト
 - (四) 男女青年團、少年團體、日曜學校等ノ行事ニ際シテハ融和ノ精神ノ普及ニ努ムルコト
 - (五) 各種團體ニ於テハ男女青年ヲ融和運動ニ參加セシムル機遇切ナル指導ヲナスコト
 - (六) 融和事業團體ニ於テハ一層内部青少年ノ自覺向上ヲ圖ル施設ヲ講ズルコト
- 二、成人ニ關スル事項
 - (一) 教化團體、婦人團體、宗教團體等ノ指導者並ニ社會教育委員方面委員ノ諸集會ニ於テ融和問題ヲ研究スルコト

第三部 融和事業關係要綱

- (9) 父兄會、母姊會、保護者會等ノ行事ニ際シテハ融和ノ精神ノ普及徹底ニ留意スルコト
- (10) 家庭トノ聯絡ヲ圖リ家庭ヲ通シテ兒童ノ教化ニ留意スルコト
- (11) 學校教職員中ニ融和主任ヲ設ケタル等ノ方法ヲ講シ主トシテ融和ニ關スル事項ヲ處理セシムルコト
- (12) 關係地區アラバ教員ハ平素之ニ出入接近シテ地區兒童ノ教育ノ向上ヲ圖リ地區全般ノ指導ヲナスコト
- (13) 教化關係諸團體ト常ニ密接ナル聯絡提携ヲ圖ルコト

二、師範教育ニ關スル事項

- (一) 師範學校校長會議及師範學校教員ノ諸集會ニ於テ融和問題ヲ研究スルコト
- (二) 各種融和資料ヲ蒐集シ職員ノ研究會ヲ設ケタルコト
- (三) 師範學校ニ特ニ時間ヲ設ケテ融和ニ關スル系統的智識ヲ與フルコト(其ノ教授内容ニ就テハ前記初等教育ニ關スル事項ヲ參照スルコト)
- (四) 附屬小學校ニ於テ融和問題ヲ研究シ之ニ基キテ教生ノ指導ヲナスコト

三、中等教育ニ關スル事項

- (一) 中等學校校長會議及中等學校教員ノ諸集會ニ於テ融和問題ヲ研究スルコト
- (二) 各種融和資料ヲ蒐集シ且ツ職員ノ研究會ヲ設ケタルコト
- (三) 修身歷史國語公民科等ノ授業ニ際シテ適宜融和ノ精神ヲ涵養スルコト

- (二) 教化團體、婦人團體、宗教團體等主催ノ講習會講演會協同會座談會等ニ於テ融和及精神ノ普及徹底ニ努ムルコト
- (三) 成人教育講座、公民教育講座、勞務者教育講座等ニ於テ融和問題ニ關スル知識ヲ與フルコト
- (四) 婦人教育講座、母ノ講座、家庭教育講座等ニ於テ融和及精神ノ普及徹底ヲ圖ルト共ニ兒童融和及教育ノ知識ヲ與フルコト
- (五) 各種圖書館及巡回文庫ニ融和問題資料ヲ備ヘ付ケ之ガ利用ヲ圖ルコト
- (六) 活動寫眞等ノ民衆娛樂ヲ通シテ、融和及精神ノ普及ヲ圖ルコト
- (七) 警察官講習所、自治講習所其他官吏ノ養成機關ニ於テ融和問題ニ關スル系統的知識ヲ與フルコト
- (八) 融和事業團體ニ於テハ各種團體ト協力シテ成人ヲ對象トスル講習會、講演會、文書教育等ノ施設ヲ一層效果アラシムル體組織の方法ヲ講ズルコト

第三 融和事業ノ綜合的進展ニ關スル要綱

(昭和十年六月全國融和事業協議會決定)

近時融和事業ノ進歩ニ伴ヒ各般ノ施設好成績ヲ舉ゲ殊ニ地方改善總會施設ノ實施及ビ經濟更生運動融和教育運動ノ實踐等ニ依リ漸ク積極的進展ノ機運ヲ生ジ本事業ノ前途ニ一線ノ曙光ヲ認ムルニ至レ

- 2. 生産ヲ合理化シ收益ノ増加ヲ圖ル爲メ各種産業ニ關スル設備ヲ充實シ之ガ技術ノ改善ニ努ムルコト
 - 3. 餘剩勞力ノ利用及ビ勞力ノ合理化ニ依リ收益ノ増加ヲ圖ル爲メ地方ノ實情ニ應ジ有利ナル副業ノ指導獎勵ヲナスコト
 - 4. 各種職業ヲ通ジテ其ノ經營困難ナルモノ又ハ將來ノ見込乏シキモノハ之ガ轉換ヲ促シ進ンデ生活ノ安定ヲ得セシムベク授産職業輔導、職業紹介等ノ方法ヲ講ズルコト
 - 5. 人口ノ緩和ヲ圖リ進ンデ生活ノ安定ヲ得ル爲メ移住獎勵ノ方法ヲ講ズルコト
 - 6. 各種産業(副業ヲ含ム)ニ要スル資金ノ融通ヲ圖ルト共ニ從來ノ金融機關ヲ改善シ高利負債ヲ整理スル爲メ適切ナル金融施設ヲ講ズルコト
 - 7. 經濟生活ヲ向上スル爲メ經濟觀念ノ普及徹底ニ努メ消費經濟ノ合理化ヲ圖ラシムルコト
 - 8. 其ノ他産業經濟ニ關スル資源ノ擴充並ニ收益ノ増加ヲ圖ラシムル爲メ地方ノ實情ニ應ジ適切ナル指導獎勵ヲ講ズルコト
- (二) 部落ノ自覺向上ヲ圖ル爲メ教育文化施設ヲ擴充スルト共ニ之ガ指導ニ努ムルコト
- 1. 教育程度ノ向上ヲ圖ル爲メ高等小學校教育、青年教育(青年學校其ノ他)ノ教育、職業教育等ノ普及獎勵ニ努ムルコト
 - 2. 教育ノ機會均等ノ實ヲ舉グル爲メ中等教育以上ノ育英獎勵ヲ爲スコト
 - 3. 青年ヲシテ自覺更生ニ關スル活動ノ中心タラシムル爲メ之

然リト雖モ融和問題ノ解決タルヤ頗ル難事ニシテ前途憂慮ニ堪エザルモノ渺ナシトセズ
コノ故ヲ以テ現下ノ機運ニ察シ社會情勢ノ推移ニ鑑ミ近キ將來ニ於テ本事業ノ目的ヲ達成スベク積極的の方策ヲ確立シ之ガ貫徹ヲ期スルハ最モ緊要ナリトス

一、融和事業ノ指導方針

融和事業ノ指導方針ハ部落民ノ自覺ニヨリ其ノ經濟及ビ文化ノ向上發達ニ關スル方策ヲ中心トシ社會一般ノ差別的觀念除去ニ關スル方策ヲ外廓トスル有效適切ナル施設ヲ講ジ計畫的組織的ニ強力ナル進展ヲ期スルニアリ

二、融和事業ノ方策並ニ施設

融和事業ニ關スル方策ヲ分チテ部落ニ關スルモノト社會一般ニ關スルモノトノ二項トシ其ノ主ナル施設内容ヲ左ノ通りトス

- イ、部落ニ關スル方策ヲ自覺更生施設ノ名稱ノ下ニ具體化シ經濟及ビ文化施設ノ擴充ニ努メ且環境ヲ整備シ社會的地位ノ向上ヲ圖ルコト
- (一) 部落ノ經濟更生ノ實ヲ舉グル爲メ其ノ産業經濟施設ヲ擴充シ計畫的組織的指導ニ努ムルコト
- 1. 産業經濟ノ經營方法ヲ改善シ之ガ向上發達ニ資スル爲メ部落ノ狀態並ニ職業ニ應ジテ各種ノ組合事業ヲ獎勵シ其ノ普及發達ヲ促スコト

- ガ教育並ニ訓練ニ努ムルト共ニ地方ノ實情ニ應ジ兒童ノ教育ニ力ヲ注グコト
 - 4. 婦人ヲ始メ其ノ他全般ノ自覺ヲ促ス爲メ之ガ教育ニ努ムルコト
 - 5. 社會生活ノ向上ニ資スル爲メ部落ノ實情ニ應ジ各種ノ文化的施設ヲ完備スルコト
 - 6. 保健衛生ノ改善ヲ圖ル爲メ醫療衛生施設ヲ講ズルコト
- (三) 部落ノ社會生活狀態ノ改善ヲ促ス爲メ環境整備施設ノ擴充ヲ圖ルコト
- 1. 居住地域ヲ改善シ各般ノ活動ヲ円滑ナラシムル爲メ地區整備電路改修等ニ關スル施設ヲ講ズルコト
 - 2. 生活ノ向上ニ資スル爲メ住宅改良、給水、排水等ノ施設ヲ完備スルコト
 - ロ、社會一般ニ關スル方策ヲ教育教化施設ノ名稱ノ下ニ具體化シ學校教育及ビ社會教化ノ方法ニ依リ之ガ趣旨ノ普及徹底ニ努ムルコト
 - (一) 同胞融和ノ基礎觀念タル人格尊重國民一體ノ精神ヲ涵養スル爲メ各種ノ學校ニ於テ適切ナル施設ヲ講ズルコト
 - 1. 教育者相互間ニ融和及教育研究機關ヲ設ケ之ガ研究調査等ヲ爲シ融和及教育ノ實踐ニ資スルコト
 - 2. 小學校教育ニ於テ融和問題關係教科並ニ特設ノ教授及訓練實施ニヨリ融和及精神ノ涵養ヲ圖ルト共ニ特ニ勞作教育郷土教育校外指導等ニ依リ協同一體精神ヲ體現セシムルコト

3. 小學校教員ハ常ニ學區ト聯絡スルト共ニ社會教化、社會事業ノ諸團體ト提携シ教育環境ノ積極的教化ニ努ムルコト
 4. 師範學校ニ於テハ特ニ時間ヲ設ケ融和問題ニ關スル系統的知識ヲ與フルコト
 5. 師範學校附屬小學校ニ於テ融和問題ヲ研究シ之ニ基キテ教生ノ指導ヲ爲スコト
 6. 各種中等學校ニ於テハ關係教科教授等ニ依リ融和精神ヲ涵養セシムルコト
 7. 青年學校其ノ他ニ於テハ適切ナル方法ニ依リ融和精神ヲ涵養セシムルコト
- 社會一般ノ融和ヲ實現スル爲メ融和及精神ノ普及徹底ヲ圖リ差別觀念ノ根絶ニ努ムルコト
1. 講習會、講演會、協議會、懇談會、映畫會等ノ開催、印刷物ノ配布ニ依リ融和及精神ヲ強調スルコト
 2. 官公署、軍隊、寺院、教會等ニ於ケル教育教化ニ際シ融和及精神ノ徹底ニ努ムルト共ニ空教團體、教化團體、社會事業團體、戶主會、婦人會、男女青年團體、少年團等ヲシテ之ガ趣旨ノ普及ニ努ムルコト
 3. 融和ニ關スル美談事蹟ヲ蒐集調査シ選擧其ノ他ノ方法ニ依リ融和促進ニ資スルコト
 4. 冠婚葬祭、社交又ハ雇傭、借家、借地、共有財產並ニ產業團體、金融機關ノ組織等ニ於テ機會均等ヲ妨グルガ如キ弊風ノ打破ニ努ムルコト

5. 官公署、軍隊、學校、銀行會社等ノ職員ノ採用、待遇ニ關シ取扱ヒテ異ニセザルノ趣旨ヲ徹底セシムルコト
 6. 差別行動ハ絕對ニ之ヲ爲ササルノ風ヲ徹底セシムルコト
- 村落全體ニ涉ル融和ヲ實現スル爲メ生活、慣習、環境等ノ融和ニ資スベキ適切ナル施設ヲ講ズルコト
1. 市町村ニ於ケル融和施設ノ主體トナルベキ機關ヲ設ケ之ガ活動ニ依リテ市町村ノ全面的空氣ノ刷新ヲ圖ルコト
 2. 村落娛樂、村定メ、調組、冠婚葬祭、招客等ノ地方慣習ニ於ケル差別ノ弊風ヲ除去シ共存共榮ノ實ヲ擧ゲシムルコト
 3. 婚姻、雜居、職業ノ一般化等ヲ容易ナラシムル爲メ之ガ誘導ニ努ムルコト

三、融和事業施設ノ統制

- 融和事業ノ方策並ニ施設ヲ實施スルニ當リテハ其ノ指導方針ニ則リ實情ニ即シテ計畫的組織的遂行ヲ圖ルト共ニ特ニ政府、公共團體並ニ融和團體等ノ各機關ハ緊密ナル聯絡ヲ保チ其ノ機能ヲ十分發揮スベク左ノ通り執行事項ノ擔任ヲ明ラカナラシムルコト
- イ、政府並ニ公共團體ハ主トシテ前項(イ)ノ具體的施設ノ整備擴充ニ努ムルコト
 - ロ、産業經濟施設ニ關スル事項
 1. 部落單位又ハ部落ヲ主トスル協同組合(農事實行組合、生産者ノ組合日傭労働者ノ組合並ニ生産者ノ組合聯合會等)ノ獎勵助成ヲナスコト
 2. 共同作業場、共同倉庫等ノ設置及ビ各種産業(副業ヲ含ム)ノ獎勵助成ヲ爲スコト

1. 地區整理、道路改修等居住地域ノ整備改善ノ獎勵助成ヲ爲スコト
 2. 住宅改良、給水排水設備其ノ他生活ノ改善向上ニ資スベキ施設ノ獎勵助成ヲ爲スコト
 3. 教育教化施設ニ關スル事項
 1. 市町村ニ於ケル教育教化施設ニ對シ獎勵助成ヲ爲ス
 2. 教育上生徒兒童ニ對シ融和及精神ヲ涵養セシムル爲メ適切ナル方法ヲ講ズルコト
 3. 功勞者ノ選擧、學校教職員ノ優遇其ノ他方法ヲ講ジ融和促進ニ資スルコト
- 自覺更生、教育教化ニ關スル融和團體ノ運動ヲ積極的ナラシムル爲メ一層之ガ獎勵助成ヲ爲スコト
- イ、融和團體ハ主トシテ前項(イ)、(ロ)ヲ通ジ其ノ教育的活動ニ主力ヲ注グコト
- 産業經濟施設ニ關スル事項
1. 組合事業ノ運営ニ關スル指導ヲ爲スト共ニ講習會、講演會、懇談會、印刷物等ニ依リ組合精神ノ普及徹底ニ努ムルコト
 2. 講習會、講演會、印刷物等ニ依リ産業ニ關スル科學的知識ノ普及並ニ技術ノ向上ヲ圖ルト共ニ各種産業ニ關スル試驗場其他ノ機關ト十分ナル聯絡ヲ執リ之ガ利用ニ努ムルコト
 3. 講習會、競技會、等ニ依リ副業ニ關スル技術ノ習得向上ニ努ムルコト共ニ、農會産業組合等ト十分ナル聯絡ヲ執リ原料ノ購入、生産並ニ販賣等ノ合理化ヲ圖ラシムルコト

第三部 融和事業關係要綱

4. 授産、職業輔導、職業紹介等ニ關シ地方ノ實情ニ應ジ適切ナル指導ヲナスト共ニ授産場、職業輔導機關、職業紹介所等ト聯テヲ執リ之ガ斡旋ニ努ムルコト
 5. 講習會、懇談會、印刷物等ニ依リ移住ノ趣旨ヲ宣傳普及シ一般移住獎勵施設ノ利用ヲ圖ラシムル等十分之ガ指導斡旋ニ努ムルコト
 6. 無盡、頼母子講、高利負債等ノ整理ニ關シ適切ナル指導方法ヲ講ズルコト
 7. 生活必需品ノ共同購入、冗費ノ節約、貯金ノ獎勵等ノ方法ヲ講ジ經濟生活ノ改善ヲ圖ラシムルコト
 8. 講習會、講演會、懇談會、印刷物等ニ依リ部落經濟事情ヲ審ニシ經濟觀念ノ涵養ニ努メ自力更生ノ精神ヲ振作スルコト
 9. 部落經濟更生計畫ノ樹立實行ニ關スル指導ニ努メ計畫的組織更生ノ實ヲ舉ゲシムルコト
 10. 經濟更生ニ關スル中堅人物ノ養成訓練ニ努ムルコト
- (二) 教育文化施設ニ關スル事項
1. 講習會、講演會、研究會、座談會、印刷物等ニ依リ青年ノ自覺促進ニ努ムルコト
 2. 地方ノ實情ニ應ジ講話會、印刷物等ニ依リ兒童ノ指導訓練ニ努ムルコト
 3. 講習會、講演會、懇談會、印刷物等ニ依リ婦人ヲ始メ其ノ他全般ノ自覺ヲ促スコト
 4. 圖書館、圖書館、託兒所、診療所等ノ施設ノ運営並ニ利用

1. 市町村ニ於ケル教育教化施設ニ對シ之ガ指導獎勵ヲナスコト
 2. 教育教化關係者ノ集會ニ於テ融和問題ニ關スル研究ヲ促スコト
 3. 小學校、師範學校各種中等學校教職員ヲシテ融和教育研究機關ヲ設ケシメ之ガ指導獎勵ヲ爲スコト
 4. 官公署、學校、青年學校、軍隊等ニ於ケル教育教化等ニ際シ融和精神ノ徹底ニ努メシムルコト
 5. 宗教團體、教化團體、男女青年團、社會事業團體其ノ他各種團體ニ於テ融和精神ヲ高唱セシムルト共ニ社會工場等多數ノ從事員ヲ有スル向ニ對シ融和精神ノ普及ヲ圖ラシムルコト
 6. 融和ニ關スル美談、事蹟ヲ蒐集調査シ選擧其ノ他ノ方法ニ依リ融和促進ニ資スルコト
 7. 各種印刷物ヲ發行シ融和精神ノ普及徹底ニ資スルコト
 8. 教育教化ニ關スル指導者ノ養成其ノ他社會一般ノ教育教化ニ關シ適當ナル指導獎勵ヲ爲スコト
- 四、融和事業機關ノ整備擴充
- 融和事業全般ノ進展ヲ強化スル爲メ政府、公共團體並ニ融和團體等之ガ執行機關ノ整備擴充ニ努ムルコト

- (一) 中央地方ノ融和事業行政機關ヲ擴充スルコト
1. 主務省ニ一課ヲ設クルコト
 2. 關係府縣中既設府縣ノ事務職員ヲ増置スルト共ニ未設府縣ニ於テモ必ズ之ヲ設置スルコト
 3. 主要市町村ニ事務職員ヲ置クコト
- 政府並ニ公共團體ノ行政各局ハ融和事業ニ關シ其ノ聯絡ヲ一層緊密ナラシムルコト
- (二) 中央行政各局ノ聯絡ヲ圖ル爲メ主務省ニ適當ナル機關ヲ設クルコト
1. 中央行政各局ノ聯絡ヲ圖ル爲メ主務省ニ適當ナル機關ヲ設クルコト
 2. 地方廳ニ於テハ關係各課ト聯絡ヲ圖ル爲メ主務課ニ適當ナル機關ヲ設クルコト
- 中央地方ノ融和團體ノ組織ヲ充實強化シ各々其ノ機能ニ準ジテ活動ヲ敏活ナラシムベク一層緊密ナル聯絡ヲ圖ルコト
- (三) 中央融和事業協會ハ府縣融和團體ノ聯絡統制ニ當ルト共ニ融和事業全般ノ進展ヲ圖ル上ニ於テ必要ナル調査研究指導獎勵ノ事業ヲ行フコト
2. 中央融和事業協會ノ評議員ハ府縣融和團體ノ役員中ヨリ選出スルコト
 3. 中央融和事業協會ノ理事若干名ハ評議員中ヨリ會長之ヲ委嘱スルコト
 4. 中央融和事業協會ノ事業執行ニ關シ會長ノ諮問ニ應ズル爲メ參與若干名ヲ置キ中央行政各局及融和事業ニ造詣深キ者ニ就キ會長之ヲ委嘱スルコト

- (四) 府縣融和團體ニ青年團體ヲ組織シ其ノ積極的活動ヲ促スコト
1. 府縣融和團體ニ青年團體ヲ組織シ其ノ積極的活動ヲ促スコト
 2. 府縣融和團體ニ婦人團體ヲ組織シ其ノ積極的活動ヲ促スコト
5. 府縣融和團體ハ總テ中央ニ於テ決定セル方針ニ則リ地方ノ實情ニ應ジテ有効適切ナル事業ヲ行フコト
6. 府縣融和團體ノ組織ヲ統一シ其ノ強化ヲ圖ル爲メ市町村ニ支部又ハ委員會ヲ設置スルコト
7. 聖訓奉旨會、一如會、眞身會等ハ友誼團體トシテ一層其ノ聯絡ヲ緊密ナラシムルコト
- 青年並ニ婦人融和團體等ノ組織ヲ擴充シ其ノ活動ヲ十分ナラシムルコト

第四 融和事業完成十箇年計畫

概要

(昭和十年六月全國融和事業協議會決定)

一、緒言

所謂部落問題は往年の米騒動及び水平者運動の勃發等に依リ社會問題として重視されるに至れるの觀あり。然りと雖も惟ふに明治維新の初め、長くも五箇條の御誓文を發せられ舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を宣し給ひ、尋で明治四年八月太政官布告を以て身分職業共に何等差別を設けざる旨を布告せられたり。爾來茲に六十有餘年間而も今尙差別的偏見其の跡を絶つに至らず。所謂部落

の人々をして物心両面の困苦を感じしめ、其の社會生活上不遇の地位に在るを慨嘆せしむるが如きは、不合理の甚だしきものにして昭和聖代の痛恨事と謂はざるべからず。曩に政府は内務大臣より訓令を發して國民相互の自覺を喚起すると共に、社會事業調査會に諮問し融和事業に關する施設要綱を定め地方廳に移譲して之が實施を促し、其の他京都外十一主要府縣に對する事務職員の設置を始め、關係地方廳の融和事業費に對する國庫補助金の交付、育英獎勵、融和團體の獎勵並に地區整理事業の實施等適宜の施設を講ずるに至れり。

全國の融和團體は政府の方策と相俟て、本事業の遂行を圓滑ならしめ融和の完成を期すべく、中央團體地方團體相共に提携協力し、所謂部落の自覺更生を圖らしむべく指導獎勵をなすと共に、進んで差別事件の解決、差別事象の撤廢等に努め、且つ啓蒙運動、融和教育運動等を実施して社會一般の差別觀念を交除し、融和精神的涵養を計る等最善の努力を傾注し以て今日に及べり。

幸にして之等政府公共團體等の各般の施設漸次好成績を擧らし、本事業の進捗上相當見るべきものあるに至れり。就中近時經濟界不況の深刻化に伴ふ所謂部落の疲弊困難を救済せんが爲め、時局匡救事業として昭和七年度以降實施せられたる地方改善應急施設は、融和團體を中心として強調せる部落經濟更生運動と相俟ちて特に著しき効果を擧らし、實に部落の經濟生活難を緩和し克く其の急を凌がしめたるのみならず、特に精神方面に於て多大なる刺激を與へ自覺自勵以て之が更生に努力するに至れる等、部落の氣運を全面的に刷新するに依り十箇年間の年次計畫を樹立することとす。

新すると共に延ては本事業全般に亘り積極的進展の機運を生じ、其の前途に一縷の光明を認めしむるに至れり。

然りと雖も本問題の解決たるや其の性質上頗る至難にして苟且偷安を許さず、前途尙憂慮に堪えざるもの渺しとせず。この故に現下の機運に際し社會情勢の推移に鑑み、近き將來に於て本事業の目的を達成すべく、積極的進展の方策を確立し之が貫徹を期するは最も緊要なりとす。即ち全國の融和團體は茲に見る所あり、昭和十年二月廿二日三日の兩日東京に融和事業全國協議會を開催し、積極的進展の方策を決定すると共に「融和事業完成十箇年計畫」を樹立し、之に依り本事業の遂行を圖るべく決議し、特に委員を擧げて其の具體案を考究審議せる結果、積極的進展の方策は一、融和事業の指導方針 二、融和事業の方策並に施設 三、融和事業の統制 四、融和事業機關の整備擴充の四項に分ちて其の要綱を定め、「融和事業完成十箇年計畫」は右要綱に基きて立案することとし、其の成案を得たるを以て、昭和十年六月二十四日二十五日の兩日融和事業全國協議會を再會し「融和事業の綜合的進展に關する要綱」と共に左記方針に依り之が計畫を樹立すべく決定せり。

一、本計畫は今後十箇年間に融和事業の完成を期するを以て其の目的とす。但し萬一其の後に於て尙本事業の必要を生ずることありと雖も、其の際は社會事業教化事業等の一般施設に依ることとし融和事業としての特別施設は一切之を爲さざること。

二、本計畫は「融和事業の綜合的進展に關する要綱」に則り左記施設

設に依り十箇年間の年次計畫を樹立することとす。

- イ、部落の自覺更生施設中特に産業經濟施設に主力を注ぎ之を基礎とし、自覺更生施設全般の圓滑なる發達を計ること。
- ロ、部落の自覺更生施設中教育文化施設は産業經濟施設と相俟て施行するものなり、雖も經濟生活の充實に伴ひ其の整備擴充を計ること。
- ハ、部落の自覺更生施設中環境整備施設は前二項と併行して實施し内容外形相共に完備すべきものなりと雖も産業經濟施設と密接なる關係を有するものを先にすること。
- ニ、社會一般の教育教化施設は部落の自覺更生施設と併合せしめ全期間を通じて其の進展を圖り人格尊軍國民一體の精神を強調し融和の基礎觀念の涵養を圖ると共に特に融和を實現すべき方針に力を注ぐこと。

二、融和事業完成十箇年計畫に關する

施設並に經費

(一) 施設並に經費	三九、七六一、四一〇
一、自覺更生施設費總額	
内 譯	
産業經濟施設費	一六、八〇四、六一〇
教育文化施設費	七、三一四、四〇〇
環境整備施設費	一五、六四二、四〇〇
教育教化施設費	五、〇五〇、九三〇

三、融和事業機關費

(一) 融和事業完成十箇年計畫に關する年次別經費	五、〇〇一、五三〇
第一年次	五、九六八、六四七
第二年次	五、五四九、五九二
第三年次	五、二七八、〇七七
第四年次	五、一五四、九五二
第五年次	五、二二四、一六二
第六年次	四、七七〇、二三七
第七年次	四、六八六、五一七
第八年次	四、六〇六、八八二
第九年次	四、三九六、二七二
第十年次	四、〇七八、五三二
計	四九、七九七、八七〇

三、融和事業完成十箇年計畫説明

第一 自覺更生に關する事項

融和事業に關する方策固より多岐に亘ると雖も、所謂部落の社會生活上に於ける地位及び現下の社會情勢に鑑み之が自覺更生を計るは最も緊要なりとす。この故に本計畫に於ては融和事業の指導方針に則り自覺更生施設を中心とし經濟及び文化施設の擴充に努め且つ環境を整備し、社會的地位の向上を圖り融和の促進に資せんとす。

(一) 産業經濟施設に關する事項
所謂部落の自覺更生を圖るに當りては特に産業の振興と經濟の充

實を期せざるべからず。この故に本計畫に於ては産業經濟全般に亘る施設を擴充すると共に、自力更生の精神の振作、隣保共助の精神の活用、中堅人物の犠牲的努力等に努め、協同組合を中樞機關とする部落の經濟更生の實行に併り之が根本的刷新を企圖し以て經濟生活の向上發達を計り自覺更生の根幹たらしめんとす。

(イ) 經濟更生實施

産業振興經濟充實の計畫的組織的實行方策としては、主として融和團體の指導に依り、未だ經濟更生を實施せざる戸數十戸以上の部落に對し五箇年間に五箇年計畫に依る更生計畫を樹立せしめ、自力更生の精神を振作し之が實行に當らしめんとす。

經濟更生施設費總額

備考

實施部落數

既設部落數

内 譯

中央融和事業協會指定部落數

府縣團體指定部落數

(ロ) 協同組合の活動

經濟更生の中樞機關として活動せしむる爲め、未だ協同組合を設置せざる戸數十戸以上の部落に對し、五箇年間に其の狀態並に職業等に應じ部落單位又は部落を主とする農事實行組合、日傭労働者の組合、生産者の組合等の協同組合を設置すると共に經濟更生計畫實行中の五箇年間は經常費に對しても補助金を交

付し、其の活動を圓滑ならしめんとす。尙戸數百戸以上を有する部落の組合に付ては其の事務費に對し特別補助を交付するものとす。

協同組合施設總額

備考

一、組合 數

(ハ) 産業經濟設備の擴充

經濟更生計畫の實行・協同組合の活動等と相俟て、産業經濟に關する共同作業を容易ならしめ収入を増加せしむる爲め、未だ共同作業場、授産場、職業輔導所の設備を有せざる部落に對しては、其の戸數並に職業狀態等に應じ、一部第一箇所の計畫を以て、五箇年間に共同作業場、授産場、職業輔導所等を設置し共同作業 副業、授産・職業輔導等に必要なる機械器具を設備すると共に、經濟更生計畫實行中の五箇年間は授産場、職業輔導所に關しては其の經常費に對しても補助金を交付せんとす。

産業經濟設備費總額

備考

一、産業設備を爲すべき部落數

内 譯

共同作業場

授 産 所

職業輔導所

二、三六八

五四二

九六七、四四〇圓

二、七三三、一〇〇圓

二、八四九箇所

二、三八〇箇所

三四二箇所

一一七箇所

二、地方改善施設費補助並に地方改善廳舎施設にて

實施せる産業施設費總額

内 譯

共同作業場

授 産 場

職業輔導所

(ニ) 産業經濟施設獎勵

經濟更生計畫の實行、協同組合の活動等と相俟て資源乏しく、職業に恵まれず、經營難に陥りつゝある部落經濟の改善向上を圖る爲、生産資源の開發、産業の振興、副業の獎勵、職業の轉換、移住の獎勵等其の産業經濟に關する各般の施設を擴充する爲、之が獎勵助成を爲さんとす。

産業經濟獎勵費總額

(ホ) 公益質屋の獎勵

高利負債を防止し經濟生活の改善に資する爲め未だ公益質屋の設置を見ざる戸數三百戸以上の部落五十六箇所に對し三箇年間に之が設置を爲さしむべく獎勵せむとす。

公益質屋設置費總額

備考

一、新設質屋數

二、既設質屋數

(ヘ) 産業指導員の設置

部落の經濟更生計畫の樹立實行に際し、物心兩方面に於ける指導

第三部 融和事業關係諸要綱

(チ) 中堅人物の養成

經濟更生を實行すべき部落の中堅人物として單に經濟方面のみならず自覺更生全般に亘る活動の中心たらしむる目的を以て、十箇年間に戸數十戸に付一名の割合を以て優秀なる青年を選抜し、融和團體主催の下に短期講習を開き之が養成を爲さんとす。

中堅人物養成費總額

備考

一、養成 數

(ト) 地區指導者の養成

經濟更生計畫の樹立實行に當り之が指導者として其の更生上専心努力せしむる目的を以て、五箇年間に部落戸數三十箇所に付一名の割合を以て特に其の部落の優秀なる青年を選抜し、國民高等學校、農民修練所等に收容し之が養成を爲さんとす。

地區指導者養成費總額

備考

一、養成 數

(ニ) 産業指導員數

備考

地區指導者の養成

備考

中堅人物養成費總額

備考

産業指導員設置費總額

備考

共同作業場

授 産 場

職業輔導所

備考

共同作業場

授 産 場

職業輔導所

備考

地區指導者の養成

備考

一、五三八名

五六名

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

二、七〇〇圓

歩 考 編

- 一、養成 数 一九、〇四四名
- 二、昭和七年より同九年迄の中央融和事業協會主催 經濟更生指導者講習會に依る養成数 七三〇名

(リ) 自覺更生の指導

産業の振興、消費經濟の改善、經濟觀念の普及、自力更生の精神の振作等部落の經濟更生全般の指導に當るのみならず、青少年の指導訓練、婦女子の教養等の教育文化の向上發達を計り融和の促進に資する爲め、主として融和團體之が指導に當らんとす。

自覺更生施設指導費總額

一、二五五、一〇〇圓

(ヌ) 産業經濟に關する資金の融通

所謂部落の經濟事情に鑑み金融難を緩和する爲め各産業、負債整理、公益質屋等に要する資金の融通を圖らんとす。

産業經濟施設關係資金總額 一〇、〇〇〇、〇〇〇圓

備考

- 一、公益質屋五六箇所に對する資金 五六〇、〇〇〇圓
- 二、各種産業經濟に要する資金 九、四四〇、〇〇〇圓

(ニ) 教育文化施設に關する事項

所謂部落は經濟難の爲め教育の程度概して低く、尋常小學校卒業者の高等小學校其他の上級學校入學歩合を見るに一般に比して二分の一内外に過ぎず。又文化施設に於ても見るべきもの少く、加ふるに其の多くは居住地區が邊陲の地に在り、一般的施設の利用に適應せざるため環境の缺陷と相俟て社會生活上の弊害甚なからざるも

のあり。この故に教育文化に關する左記の施を實施し、社會生活の改善向上を促し以て自覺更生に資せんとす。

(イ) 教育獎勵

尋常小學校卒業者の上級學校進學の歩合に於て大なる懸隔あるのみならず、出席歩合も亦概して不良なるを以て高等小學校教育、青年教育(青年學校其他の教育)職業教育等の獎勵助成を爲し之が向上を圖らんとす。

教育獎勵總額

一、九八五、五〇〇圓

備考

一、中央融和事業協會の既獎勵者數 一〇、六〇〇人

内 譯

- 高等小學校 七、八三三人
- 補習學校 二、二八五人
- 其 他 四八二人

(ロ) 育英獎勵

中等以上の教育を受ける者極めて少く、大正十年三月の調査によれば九十七戸に付一人の割合に過ぎず。其の後に於ける調査を見るも一般に比し甚だしき懸隔あるを以て、秀才を選抜して中等教育、専門教育等の獎勵助成を爲し社會的進出に資せんとす。

育英獎勵費總額

九五〇、〇〇〇圓

備考

一、既獎勵者數 二一〇、二八八

(ホ) 購保館の經營獎勵

戸數百一戸以上の部落及び既設の購保館の經營費に對し補助金を交付し部落住民の教養指導、託兒所、診療所等適切な事業を行はしめ、文化並に保健衛生の向上を圖らしめんとす。

購保館經營補助費總額

九六三、五〇〇圓

備考

- 一、實施部落數 三九〇
- 二、實施部落延數 一、九二七

(ヘ) 共同浴場の設置獎勵

浴室を有するもの極めて少きのみならず、邊陲の地に居住するもの多き爲め一般浴場利用の便乏しきを以て、戸數百一戸以上の部落中未設の地方に對し共同浴場の設置を爲さしむべく獎勵助成し保健衛生の改善を圖らしめんとす。

共同浴場設置費總額

二一、〇四〇圓

備考

- 一、實施部落數 二六三
- 二、既設部落數 一二五

(ト) 文化施設の獎勵

部落は全般的に生活狀態低く保健衛生狀態亦不良なるを以て地方の實情に應じて有効適切なる文化施設を獎勵助成し之が向上を圖らしめんとす。

文化施設補助費總額

一、三三〇、〇〇〇圓

(三) 環境施設に關する事項

二九三

内 譯

- 中等學校 一七、三二人
- 専門學校以上 二九六人
- 二、在學者數 一、〇〇八人
- 中等學校 九〇三人
- 専門學校以上 一〇五人

(ハ) 集會場の設置

會合の爲めの建物を缺くもの多きのみならず住宅亦兼用するに足るもの殆んどなきを以て戸數三十一戸以上百戸迄の部落に集會場を設置し社會生活上の便益に資せんとす。

集會場設置費總額 一、〇〇三、〇〇〇圓

備考

- 一、實施部落數 一、〇〇三
- 二、既設部落數 一六〇

(ニ) 購保館の設置

戸數百二戸以上を有する部落は三百八十八箇所あり。其の多くは文化に關する施設を缺くのみならず、生活狀態、衛生狀態、共に不良なるを以て、圖書室、託兒室、診療室等を兼ねたる購保館を設置し之が向上に資せんとす。

購保館設置總額

八七二、〇〇〇圓

備考

- 一、實施部落數 三七一
- 二、既設部落數 二二

第三部 融和事業關係需要額

所謂部落は自然的にも社会的にも其の生活環境甚だしく不利なる状態に在り。之を概観すれば居住地域は偏在し道路狭隘にして住宅密集し又給水排水等の設備不十分なるもの多し。尙十戸以下の部落多数にして其の社会生活上不利不便尠からず。之が爲部落民の教育衛生風紀交通災害豫防等に悪影響を及ぼしつゝあるのみならず、一般社会に於ける差別の原因となり融和促進上重大なる支障を與へつゝあり。故に之が対策として左の如き環境整備施設を講じ生活全般の円滑なる進歩向上を計ると共に融和促進に資せんとす。

(イ) 地区整理

二百戸以上の部落約四〇〇あり。其の大多数は住宅狭小道路狹隘給水排水設備不備にして、生活全般に悪影響尠からず。故に其の中特に其の状況甚だしきもの一二〇部落に對し地区整理改善を爲し生活全般の円滑なる進展を期せんとす。

地区整理費總額

五、四〇〇、〇〇〇圓

備考

一、政府實施の地區整理

第一次(完了)

二〇地區

經費

一、五二八、〇〇〇圓

第二次(實施中)

三三地區

同

二、二七〇、〇〇〇圓

(ロ) 道路改修

部落は比較的街道狹隘にして荒廢せるもの多く、新設せる道路も修理不十分にして衛生交通上不利不便尠からざるを以て一

九七二の部落に對し道路の改修を行はんとす。
道路改修施設費總額 九八六、〇〇〇圓

(ハ) 給水排水施設

部落は地域の關係上給水施設不良不充分なるものあり、且排水状況も不良なるもの多きを以て、衛生上之が設備を完くする爲め一九二七の部落に給水排水施設の完備を期せんとす。

給水排水施設費總額

五九一、六〇〇圓

(ニ) 住宅改良

部落の住宅は概ね密集し狭少荒廢せるもの多きは顯著なる事實にして、經濟並に文化生活に及ぼす悪影響尠からざるを以て特に不良なりと認むる一萬七千餘戸に對し其の改良を行はんとす。

住宅改良施設費總額

五、二二八、八〇〇圓

(ホ) 移轉奨励

全国には十戸以下の小部落多数ありて社会生活上不利なる條件の下に在り。故に其の中實力乏しき七千餘戸に對し他の經濟、文化、社会生活上有利なる條件の土地に轉出分散せしめんとす。

移轉奨励施設費總額

三、五三六、〇〇〇圓

第二 教育教化施設に關する事項

融和問題の解決上社会一般に關する対策としては人格尊重、國民一體の精神を涵養すると共に差別的偏見を文除するを以て最も緊要なりとす。之が實施に當りては各種學校に於て國民融和に關する教育を爲すと共に、社会教化の諸施設により共同一體の國民生活を確

立せんとす。

(イ) 融和教育機關の設置

小學校教員を中心とし府縣單位を以て融和教育機關を組織し、更に之を郡市を區域とする支會に分ち、各郡市内の小學校教員を會員たらしめ之等の機關に對し奨励金を交付し、以て小學校融和教育の研究並に實施上の聯絡に資せしめんとす。

融和教育機關費總額

一、六四七、八〇圓

備考 延施設團體

計 二、二五〇圓

(ロ) 融和教育指導者の養成

融和教育に關する指導者を養成すると共に、學校教職員等に對し融和問題を理解せしむる爲、中央機關に於ては府縣融和教育擔任者、師範學校、中等學校教職員等に對し、又地方機關に於ては小學校、青年學校教職員等に對し融和教育講習會を開催せんとす。

融和教育指導者養成費總額

五一六、四五〇圓

備考 講習會數

計 四八〇圓

(ハ) 融和教育施設の奨励

各府縣師範學校に對し融和問題に關する系統的知識を與ふると共に中等學校生徒に對し融和精神を涵養せしむる爲め、地方融和機關に於て師範學校に對しては融和講座を、中等學校に對しては融和講演會等を開催せんとす。

融和教育施設費總額

五五、三〇〇圓

備考 延施設校數

計 一一、〇六〇校

第三部 融和事業關係諸要綱

(ニ) 融和教育指導員の設置

各府縣師範學校、高等學校、高等師範學校其の他融和教育に造詣深き者を委嘱し、各府縣に於ける融和教育の指導に當らしめんとす。

融和教育指導員設置費總額

三〇〇、〇〇〇圓

(ホ) 指導者講習會

教化團體、男女青年團、婦人團體、宗教團體、少年團體等の指導者並に官吏、警察官、社會教育委員、方面委員等にして主として啓蒙教化に従事すべき指導者を養成する爲め、一年次母に中央融和事業協會の主催を以て二回、府縣融和團體の主催を以て三十九回計四十一回の講習會を開催せんとす。

指導者講習會費總額

九四〇、〇〇〇圓

(ハ) 指導員の設置

社會一般の融和を實現するに當り關係市町村のみにて既に三千餘に及びその範圍の廣き到底融和團體の役職員のみにては充分なる活動の望み難き憾みあり、仍て京都府外二十六府縣下に指導員九十八名を囑託し、その居住地を中心にして啓蒙教化に當らしめんとす。

指導員費總額

二九四、〇〇〇圓

(ト) 市町村内教化施設費の助成

市町村内の融和機關に於て施設さるべき講演會、映畫會、一夜講習會、座談會、國民融和日宣傳、文書教育等の教化施設に對し(部落十一戸所在の二千三百四十四ヶ市町村の融和機關に於て

施設される場合)之に對し助成せんとす。
 市町村内教化施設助成費總額 九八二、八〇〇圓

(チ) 教育教化施設の指導獎勵
 教育教化施設に對し各種印刷物の發行、講師派遣、映畫備付、指導員協議會等の方法に依り指導獎勵を爲さんとす。
 教育教化指導獎勵費總額 一、七九七、六〇〇圓

第三 融和事業機關に關する事項
 本計畫に依り融和事業施設を完成せんとするには之が指導機關並に執行機關を整備擴充するを要す。仍て左記の諸機關を擴充せんとす。

(一) 融和事業十ヶ年計畫調査並に之が獎勵の爲め中央地方の融和事業機關を擴充せんとす。

1 主務省總額 一九三、七〇〇圓

2 地方事務職員費總額 八二二、五〇〇圓

3 主要市町村事務職員設置總額 八二四、〇〇〇圓

(二) 中央地方の融和團體の聯絡を一層緊密ならしめ各々其の機能に準じて活動を敏活ならしむる爲之が組織の整備擴充を圖らんとす。

1 中央融和團體並に既設府縣融和團體(三四)の組織を擴充すると共に未設府縣(長崎、新潟、茨城、石川の四縣)に融和團體を組織せんとす。
 融和團體事務費總額 二、五四三、七五〇圓

2 府縣融和團體に於ては左の通り市町村に支部又は融和委員

制度を設置せんとす。

關係市町村(十戸以上部落所在市町村二、三一四)の中機關既設の市町村には助成費一ヶ所三〇圓、未設市町村には設置助成費一ヶ所五〇圓を交付するものとす。

但し未設市町村機關は五ヶ年間に設置するものとす。
 市町村融和機關設置助成費總額 六二七、五八〇圓

備考

一、市町村融和機關設置助成費は既設のもの(四三三)には初年度より一ヶ所三〇圓を交付し、新設は五ヶ年に分割し一ヶ所五〇圓交付するものとす。

一、第六年次よりは全部一ヶ所三〇圓宛交付するものとす。

第一表 融和事業完成十箇年計畫ニ要スル經費總額一覽表

府 縣	自 費 更 生 施 設 費			教育教化施設費	融和事業機關費	計
	産業經濟施設費	教育文化施設費	環境整備費			
中央	三〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	一四,一〇〇	九三,五〇〇	五四,七〇〇	一,一八七,二〇〇
東京	一一九,一八〇	五,〇〇〇	一四,一〇〇	三六,〇〇〇	七三,九〇〇	四四,〇〇〇
京都	七七,〇〇〇	三,〇〇〇	三六,〇〇〇	一四,六〇〇	一六,八〇〇	三三,三〇〇
大阪	六八,三〇〇	六,〇〇〇	三三,〇〇〇	一三,一〇〇	一六,七〇〇	三三,〇〇〇
神奈川	六六,〇〇〇	三,七五〇	五,〇〇〇	三三,〇〇〇	八,〇〇〇	三三,〇〇〇
兵庫	二〇,三三〇	一〇,七三〇	一八,九〇〇	三三,〇〇〇	三九,〇〇〇	五三,〇〇〇
長崎	八七,五〇〇	二,一七五	六,〇〇〇	三三,〇〇〇	二六,五〇〇	三三,〇〇〇
新潟	五七,七九〇	一〇,三三〇	一八,九〇〇	三三,〇〇〇	二六,五〇〇	三三,〇〇〇
埼玉	四九,三六〇	一〇,三三〇	一八,九〇〇	三三,〇〇〇	二六,五〇〇	三三,〇〇〇
群馬	五五,六一五	一〇,一七五	一八,九〇〇	三三,〇〇〇	二六,五〇〇	三三,〇〇〇
千葉	一〇五,〇六五	一〇,〇〇〇	一八,九〇〇	三三,〇〇〇	二六,五〇〇	三三,〇〇〇
茨城	三三,七七〇	一〇,九七五	一八,九〇〇	三三,〇〇〇	二六,五〇〇	三三,〇〇〇
栃木	六三,六五五	一〇,九七五	一八,九〇〇	三三,〇〇〇	二六,五〇〇	三三,〇〇〇
奈良	七二,八二〇	一〇,九七五	一八,九〇〇	三三,〇〇〇	二六,五〇〇	三三,〇〇〇
三重	三三,七二〇	一〇,九七五	一八,九〇〇	三三,〇〇〇	二六,五〇〇	三三,〇〇〇
愛知	三三,七二〇	一〇,九七五	一八,九〇〇	三三,〇〇〇	二六,五〇〇	三三,〇〇〇
静岡	三三,七二〇	一〇,九七五	一八,九〇〇	三三,〇〇〇	二六,五〇〇	三三,〇〇〇
山梨	三三,七二〇	一〇,九七五	一八,九〇〇	三三,〇〇〇	二六,五〇〇	三三,〇〇〇
滋賀	三三,七二〇	一〇,九七五	一八,九〇〇	三三,〇〇〇	二六,五〇〇	三三,〇〇〇

項目	岐野	長野	石川	富山	鳥取	岡山	廣島	山口	和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	鹿兒島	其計	
第一年度	八〇,八五〇	三九,〇六五	四三,九〇〇	六六,七〇〇	一三六,二七〇	三三三,八四五	一九三,九〇〇	九〇〇,四八〇	三五〇,六五五	九一,九〇〇	四〇八,〇〇〇	一七二,五〇〇	一〇四,四四五	五三三,九〇〇	一,四九四,九〇〇	一六九,五〇〇	四四,九〇〇	三三八,九五〇	一六,六五〇	一六,〇四四,六〇〇
第二年度	五五,六〇〇	三六,三〇〇	一八,九〇〇	一四,八〇〇	四二,三五〇	一七三,七〇〇	三三〇,三三五	二九八,八〇〇	一四八,四三五	四〇〇,〇〇〇	三三三,九五〇	四九,四七五	三五五,三五五	三三二,八〇〇	五二,一三五	一六,六〇〇	一九,六五〇	二七,八三五	八,三三五	七,三四四,四〇〇
第三年度	四一,七〇〇	四〇,二〇〇	一九,二〇〇	六五,四〇〇	二六,七〇〇	三三〇,七〇〇	二四,七〇〇	八三,八〇〇	三三,四〇〇	八五,四〇〇	三六五,八〇〇	八三,二〇〇	八三,三〇〇	六〇,一〇〇	一,二九,三〇〇	一,一六,六〇〇	三,二〇〇	二五,六〇〇	一四,八〇〇	一五,六四三,四〇〇
第四年度	四一,七〇〇	四〇,二〇〇	一九,二〇〇	六五,四〇〇	二六,七〇〇	三三〇,七〇〇	二四,七〇〇	八三,八〇〇	三三,四〇〇	八五,四〇〇	三六五,八〇〇	八三,二〇〇	八三,三〇〇	六〇,一〇〇	一,二九,三〇〇	一,一六,六〇〇	三,二〇〇	二五,六〇〇	一四,八〇〇	一五,六四三,四〇〇
第五年度	四一,七〇〇	四〇,二〇〇	一九,二〇〇	六五,四〇〇	二六,七〇〇	三三〇,七〇〇	二四,七〇〇	八三,八〇〇	三三,四〇〇	八五,四〇〇	三六五,八〇〇	八三,二〇〇	八三,三〇〇	六〇,一〇〇	一,二九,三〇〇	一,一六,六〇〇	三,二〇〇	二五,六〇〇	一四,八〇〇	一五,六四三,四〇〇
第六年度	四一,七〇〇	四〇,二〇〇	一九,二〇〇	六五,四〇〇	二六,七〇〇	三三〇,七〇〇	二四,七〇〇	八三,八〇〇	三三,四〇〇	八五,四〇〇	三六五,八〇〇	八三,二〇〇	八三,三〇〇	六〇,一〇〇	一,二九,三〇〇	一,一六,六〇〇	三,二〇〇	二五,六〇〇	一四,八〇〇	一五,六四三,四〇〇
第七年度	四一,七〇〇	四〇,二〇〇	一九,二〇〇	六五,四〇〇	二六,七〇〇	三三〇,七〇〇	二四,七〇〇	八三,八〇〇	三三,四〇〇	八五,四〇〇	三六五,八〇〇	八三,二〇〇	八三,三〇〇	六〇,一〇〇	一,二九,三〇〇	一,一六,六〇〇	三,二〇〇	二五,六〇〇	一四,八〇〇	一五,六四三,四〇〇
第八年度	四一,七〇〇	四〇,二〇〇	一九,二〇〇	六五,四〇〇	二六,七〇〇	三三〇,七〇〇	二四,七〇〇	八三,八〇〇	三三,四〇〇	八五,四〇〇	三六五,八〇〇	八三,二〇〇	八三,三〇〇	六〇,一〇〇	一,二九,三〇〇	一,一六,六〇〇	三,二〇〇	二五,六〇〇	一四,八〇〇	一五,六四三,四〇〇
第九年度	四一,七〇〇	四〇,二〇〇	一九,二〇〇	六五,四〇〇	二六,七〇〇	三三〇,七〇〇	二四,七〇〇	八三,八〇〇	三三,四〇〇	八五,四〇〇	三六五,八〇〇	八三,二〇〇	八三,三〇〇	六〇,一〇〇	一,二九,三〇〇	一,一六,六〇〇	三,二〇〇	二五,六〇〇	一四,八〇〇	一五,六四三,四〇〇
第十年度	四一,七〇〇	四〇,二〇〇	一九,二〇〇	六五,四〇〇	二六,七〇〇	三三〇,七〇〇	二四,七〇〇	八三,八〇〇	三三,四〇〇	八五,四〇〇	三六五,八〇〇	八三,二〇〇	八三,三〇〇	六〇,一〇〇	一,二九,三〇〇	一,一六,六〇〇	三,二〇〇	二五,六〇〇	一四,八〇〇	一五,六四三,四〇〇
計	一,〇一〇,二〇〇	九六七,四〇〇	三二七,三〇〇	九七五,七〇〇	二,二二〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	三三〇,七〇〇	三,三〇〇,〇〇〇	一,〇一〇,二〇〇	一,〇一〇,二〇〇	三,三〇〇,〇〇〇	一,〇一〇,二〇〇	一,〇一〇,二〇〇	三,三〇〇,〇〇〇	一,〇一〇,二〇〇	一,〇一〇,二〇〇	三,三〇〇,〇〇〇	一,〇一〇,二〇〇	一,〇一〇,二〇〇	三,三〇〇,〇〇〇

第二表 融和事業完成十箇年計畫年次表

項目	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度	第六年度	第七年度	第八年度	第九年度	第十年度	計
經濟更生施設費	四九,九〇〇	六六,四〇〇	一六,二〇〇	一五五,六〇〇	三〇三,二八〇	一五〇,九〇〇	二二〇,〇〇〇	七三,九〇〇	五,五〇〇	一〇一〇,二〇〇	一,〇一〇,二〇〇
協同組合施設費	六八,五〇〇	一〇三,五〇〇	一七,九〇〇	一六三,二〇〇	二九〇,五〇〇	一三六,〇〇〇	九三,六〇〇	五九,三〇〇	九,一〇〇	九六七,四〇〇	九六七,四〇〇
産業經濟獎勵費	八三,三〇〇	六八,八〇〇	四七,〇〇〇	九八,九〇〇	三三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	九七,五〇〇	九八,五〇〇	二,二二〇,〇〇〇	二,二二〇,〇〇〇
産業經濟獎勵費	九六,五〇〇	九六,五〇〇	九六,五〇〇	九六,五〇〇	九六,五〇〇	九六,五〇〇	九六,五〇〇	九六,五〇〇	九六,五〇〇	九六,五〇〇	九六,五〇〇
公益屋敷設置費	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
産業指導員設置費	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
地區指導者養成費	五〇,七〇〇	四六,七〇〇	四六,六五〇	四三,二〇〇	四一,〇〇〇	四一,〇〇〇	四一,〇〇〇	四一,〇〇〇	四一,〇〇〇	四一,〇〇〇	四一,〇〇〇
中堅人物養成費	二八,八〇〇	二八,七五〇	二八,七〇〇	二八,六九五	二八,六〇〇	二八,五五〇	二八,五〇〇	二八,四四五	二八,四〇〇	二八,三五五	二八,三五五
自覺更生指導費	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇
教育獎勵費	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
育英獎勵費	九五,〇〇〇	九五,〇〇〇	九五,〇〇〇	九五,〇〇〇	九五,〇〇〇	九五,〇〇〇	九五,〇〇〇	九五,〇〇〇	九五,〇〇〇	九五,〇〇〇	九五,〇〇〇
集會所設置費	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
隣保館設置補助費	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
隣保館經營補助費	一九,〇〇〇	一九,〇〇〇	一九,〇〇〇	一九,〇〇〇	一九,〇〇〇	一九,〇〇〇	一九,〇〇〇	一九,〇〇〇	一九,〇〇〇	一九,〇〇〇	一九,〇〇〇
共同浴場設置補助費	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
文化施設補助費	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
計	一,〇一〇,二〇〇	九六七,四〇〇	三二七,三〇〇	九七五,七〇〇	二,二二〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	三三〇,七〇〇	三,三〇〇,〇〇〇	一,〇一〇,二〇〇	一,〇一〇,二〇〇	三,三〇〇,〇〇〇

- 進出ノ方法ヲ講ズルコト
- 消費組合、貯金組合等ヲ設置セシメ之ガ獎勵助成ヲナスコト
 - 産業經濟ニ要スル低利資金ノ融通ヲ圖ル方法ヲ講ズルコト
- 二、教育文化施設ニ關スル事項
- 高等小學校、青年學校、職業等ノ教育ニ關シ獎勵助成ヲナスコト
 - 中等教育、專門教育等ノ獎勵助成ヲナスコト
 - 隣保館、簡易圖書館、集會場、託兒所、花樣學校等ノ設置並ニ經營ニ關シ獎勵助成ヲナスコト
 - 中堅人物ノ養成並ニ教育文化ニ關スル有効適切ナル施設ヲ講ジ之ガ獎勵助成ヲナスコト
 - 共同浴場、診療所等ノ設置並ニ經營ニ關シ獎勵助成ヲナスコト
 - 講演會、講習會、研究會其他ノ方法ニ依リ婦人、青少年ヲ始メ全般ノ自覺ヲ促スコト
- 三、環境整備施設ニ關スル事項
- 地區整理、道路改良等居住地域ノ整備改善ノ獎勵助成ヲナスコト
 - 住宅改良排水設備其他生活改善ニ資スベキ施設ノ獎勵助成ヲナスコト
 - 小公園ノ設置ニ關シ獎勵助成ヲナスコト
- 四、教育教化施設ニ關スル事項
- 都市ニ於ケル教育教化施設ニ關スル事項
 - 小學校、青年學校、商工學校ノ生徒兒童ニ對シ融和精神ヲ涵

- 養セシムル適當ナル方法ヲ講ズルコト
- 融和團體ノ運動ヲ積極的ナラシムル爲メ、一層之ガ獎勵助成ヲナスコト
 - 小學校、青年學校、各種中等學校教職員ヲシテ融和教育研究機關ヲ設ケシメ之ガ指導獎勵ヲナスコト
 - 各種團體、會社、工場、商店等ニ對シ融和精神ノ普及徹底ノ方法ヲ講ズルコト
- 融和事業機關ノ整備擴充
- 都市ノ融和事業行政機關ヲ擴充スルコト
 - 融和團體未設ノ都市ニ於テハ速ニ之ガ設置ヲサシムルコト
 - 各都市ニ融和事業專務職員ヲ置クコト
 - 各都市ニ於テハ關係各部課ト連絡ヲ圖シ爲メ主務課ニ適當ナル機關ヲ設クルコト
- 二、都市融和團體ノ組織ヲ充實強化シ一層緊密ナル聯絡ヲ圖ルコト
- 各都市間ニ聯絡機關ヲ設クルコト
 - 關係地區内ニ融和事業研究機關並實行機關ヲ設クルコト
 - 各都市ノ實情ニ應ジ關係區役所ニ分會又ハ委員會ヲ設置スルコト
- 都市ニ於ケル社會事業施設利用ニ關スル事項
- 都市融和事業ノ完成ヲ圖ル爲メ融和事業施設ノ充實ヲ企圖スルハ勿論ナルモ一社社會事業機關ト緊密ナル聯絡ヲ保テ之ガ施設ノ利用ニ努メ以テ融和事業完成ニ資スルコト
- 一、産業經濟施設ニ關スル事項

- 授産事業、職業輔導機關、職業紹介所等ト緊密ナル聯絡ヲ執リ之ガ斡旋ニ努ムルコト
 - 中小商工業者ニ對スル低利資金ノ融通ヲ計ルコト
 - 産業組合ニ加入シ之ガ資金ノ利用ヲ講ズルコト
 - 公益質屋等ノ金融機關ヲ利用シ高利負債ヲ整理スルコト
 - 人口ノ緩和ヲ圖リ生活ノ安定ヲ得ル爲メ移住獎勵ノ方法ヲ講ズルコト
- 二、教育文化施設ニ關スル事項
- 兒童保護施設ノ利用ニ努ムルコト
 - 醫療衛生施設ノ利用ニ努ムルコト
 - 少年救護及少年保護事業機關ト緊密ナル聯絡ヲ執リ少年ノ不良防止及保護ニ努ムルコト
 - 司法保護機關ト緊密ナル聯絡ヲ益リ釋放者ノ保護ニ努ムルコト
 - 體育施設ノ利用ニ依リ保健ニ留意スルコト
 - 簡易圖書館ノ利用ニ努ムルコト
- 三、環境整備施設ニ關スル事項
- 住宅ノ改善ヲ圖ル爲メ不良住宅改良法ニヨリ住宅改善ノ方法ヲ講ズルコト
 - 居住地域ノ改善ヲ圖ル爲メ都市計画法ニヨリ地區整理ノ方法ヲ講ズルコト
 - 都市ノ一般土木事業ニヨリ道路改良、排水等ノ施設ヲ完備スルコト

第六 昭和十一年度融和事業 實施方針並に主要施設 に關する實施要項

一、昭和十一年度融和事業實施方針

「本方針ハ昭和十一年六月二十五、二十六兩日開催セル全國融和事業協議會ニ於テ中央融和事業協會ヨリ提出セル協議案「昭和十一年度融和事業遂行ニ關スル件」ニ對シ審議決定セラレタルモノナリ。」

昭和十一年度融和事業遂行ニ當リテハ官民ノ協力ニ依リ本年度ヲ第一トシテ「融和事業完成十箇年計畫」ノ實現ヲ期スル意圖ノ下ニ其趣旨ノ普及徹底ヲ圖リ國民相互ノ覺醒奮起ヲ促スト共ニ政府ノ地方改善施設ニ即シテ自覺更生、教育教化等各般ノ指導督勵ニ當ルノミナラズ特ニ現下ノ世局ニ鑑ミ自衛自勵更始一新ノ意氣ヲ以テ所期ノ目的ヲ達成セントス。

一、十ヶ年計畫趣旨普及ニ關スル事項

- (一) 中央融和事業協會ハ左記方法ニ依リ之ガ趣旨ノ普及徹底ニ努ムルニト
- イ 關東、中部、近畿、中國、九州ノ六地方ニ於テ協議會ヲ開催シ府縣融和事業關係職員及融和團體役員(一府縣五名平均)ヲ會同シ十一年度事業遂行ニ關シ協議スルコト
- ロ 府縣並府縣融和團體ノ開催スル十ヶ年計畫ニ關スル協議會又ハ大會等ニ際シ希望ニ依リ講師ヲ派遣スルコト

ハ 十ヶ年計畫ニ關スル印刷物ヲ作製シ府縣及融和團體ニ配布スルコト
 ニ 各種講習會ニ於テ十ヶ年計畫ノ趣旨ヲ説明スルコト
 ホ 「融和時報」「更生」「融和事業研究」等ニヨリ十ヶ年計畫ノ趣旨ヲ普及スルコト

(二) 府縣融和團體ハ左記方法ニ依リ之ガ趣旨ノ普及徹底ニ努ムルコト
 イ 十ヶ年計畫ニ關スル協議會又ハ大會ヲ開催スルコト
 ロ 關係市町村ニ於テ十ヶ年計畫ニ關スル協議會、懇談會等ヲ開催スルコト

ハ 各講習會ニ於テ十ヶ年計畫ノ趣旨ヲ説明スルコト
 ニ 十ヶ年計畫ニ關スル印刷物ヲ廣ク配布シ趣旨ノ普及ヲ圖ルコト

二、自覺更生施設ニ關スル事項

(一) 指定地區ノ指導督勵

イ 府縣融和團體ハ各地區ノ經濟、教育、文化等各段ニ亘ル更生計畫ノ樹立實行ニ關シ左記方法ニ依リ之ガ指導督勵ニ努ムルコト
 (1) 全地區ノ奮起ヲ促シ自力更生ノ精神ヲ振作スル爲メ講演會、懇談會、映畫會ノ開催及印刷物ノ配布等ヲ爲スコト
 (2) 地區ノ經濟文化生活全般ニ亘リ其ノ實態ヲ調査シ之ヲ基本トシテ更生計畫樹立實行上ノ方針ヲ示シ之ガ更生ヲ企圖セシムベク適切ナル指導ヲ爲スコト

ムルコト

(1) 府縣融和團體主催ノ中堅人物養成講習會ヲ助成スルノ外希望ニ依リ講師ヲ派遣スルコト
 (2) 府縣融和團體主催ノ中堅人物ノ指導訓練ニ關スル研究協議會等ノ開催ニ際シ希望ニ依リ講師ヲ派遣スルコト
 (3) 研究會協議會ノ開催、成績優秀ナル中堅人物ノ表彰、印刷物ノ作成配布等ヲ爲スコト

(三) 自力更生精神ノ振作

イ 府縣融和團體ハ地區全般ニ亘リ自力更生ノ精神ヲ振作スル爲メ講演會、懇談會、映畫會ノ開催印刷物ノ配布等ヲ爲スコト
 ロ 中央融和事業協會ハ自力更生ノ精神ヲ振作スル爲メ印刷物ノ作成配布、映畫ノ貸付等ヲ爲スコト

(四) 其ノ他ノ自覺更生施設

イ 府縣融和團體ハ左記ノ方法ニ依リ自覺更生上ノ指導獎勵ニ努ムルコト
 (1) 高等小學校・青年學校ノ教育ニ關スル獎勵助成ヲ爲スコト
 (2) 講義館・圖書館・託兒所・診療所等ノ文化施設ノ運用ニ關スル指導ヲ爲スコト
 (3) 青少年等ノ教育指導ニ努ムル爲メ講習會・講演會・研究會等ノ開催印刷物ノ配布等ヲ爲スコト

ロ 中央融和事業協會ハ府縣融和團體ノ教育獎勵施設ヲ助成スルト共ニ自力更生ニ關スル印刷物ノ作成配布ヲ爲スコト

三、教育教化施設ニ關スル事項

第三部 融和事業關係要綱

(二) 中堅人物ノ養成訓練

イ 府縣融和團體ハ左記方法ニ依リ中堅人物ノ養成訓練ニ努ムルコト
 (1) 地區更生ニ關スル中堅人物ヲ養成スル爲メ主トシテ指定地區ノ青年壯年ヲ講習員トスル講習會ヲ開催スルコト
 (2) 前項講習會受講者等ヲシテ地區更生ヒノ中心活動體タラシムベク經濟更生研究會等ノ組織ヲ通ジ研究協議會ノ開催、相互視察、印刷物ノ配布等ニ依リ之カ指導訓練ニ努ムルコト
 ロ 中央融和事業協會ハ左記方法ニ依リ中堅人物ノ指導訓練ニ努ムルコト

(一) 指導者ノ養成

イ 府縣融和團體ハ左記方法ニ依リ指導者ノ養成ニ努ムルコト
 (1) 小學校・青年學校等ノ教職員ヲ講習員トスル講習會ヲ開催スルコト
 (2) 市町村吏員及教化團體・男女青年團・婦人團體・少年團體等ノ指導者並社會事業社會教育者ヲ講習員トスル講習會ヲ開催スルコト
 (3) 前項教育者講習會受講者並小學校・青年學校等ノ教職員ヲシテ融和及教育ノ研究並實施上ノ聯絡ニ資セシムベク融和及教育研究會等ノ組織ヲ通ジ研究協議會ノ開催、印刷物ノ配布等ニ依リ之ガ指導訓練ニ努ムルコト
 (4) 師範學校上級生ニ對シ融和問題ニ關スル系統的知識ヲ與フル爲融和講座ヲ開催スルコト
 ロ 中央融和事業協會ハ左記方法ニ依リ指導者養成ニ努ムルコト
 (1) 府作ノ融和指導者タルベキ視學及師範學校教職員等ヲ講習員トスル講習會ヲ開催スルコト
 (2) 府縣融和團體主催ノ教化關係者ヲ中心トスル講習會・研究協議會等ニ際シ希望ニ依リ講師ヲ派遣スルコト
 (3) 「融和事業研究」等ヲ利用シテ教育教化關係ノ資料ヲ提供シ又必要ニ應ジ適切ナル印刷物ヲ作成配布スルコト

(二) 融和及精神ノ普及

イ 府縣融和團體ハ融和及精神ノ普及ヲ圖ル爲メ官公署・學校・軍隊・寺院教會・會社工場等ニ於テ講演會、懇談會、映畫會開

- 僅、印刷物ノ配布等ヲ爲スコト
- 中央融和事業協會ハ融和精神ノ普及ヲ圖ル爲メ印刷物ノ作成
配布、映畫ノ貸付等ヲ爲スコト
- 其他ノ教育教化施設
- (三) 府縣融和團體ハ市町村又ハ市町村融和機關ニ於テ行フ教育教化施設ニ對シ之ガ指導獎勵ヲナスコト
- 中央融和事業協會及府縣融和團體ハ教育團體・宗教團體・教化團體・男女青年團・社會事業團體其他各種團體ト聯絡ヲ緊密ニスルコト

四、其他融和事業施設ニ關スル事項

- (一) 中央融和事業協會
- イ 府縣並府縣融和團體ノ職員ヲ受講者トスル講習會ヲ開催スルコト
- ロ 市町村融和機關ノ設置並市町村指導者講習會ニ對シ助成スルコト
- 府縣融和團體ノ陣容ヲ整備充實スルト共、其ノ組織ヲ一層強化スル爲メ主要市町村ニ支會・分會等ヲ設置スルコト
- 五、聖訓奉旨會・一如會・眞身會等ハ前各項ニ準ジ一層協力援助サレタキコト

二、主要施設ニ關スル實施要項

「本要項は昭和十一年度全國融和事業協議會に引續き地方別に開催せる協議會に於て審議せられたるものなり」

- (七) 月例會ヲ開キ自力更生精神ヲ強調スルト共ニ更生計劃ノ實行ニ關スル研究協議會ヲ行ハシムルコト
 - (八) 中堅青年ノ養成訓練、青年全般ノ自覺向上ニ努メ更生計劃實行ノ活動體タラシムルト共ニ兒童ノ教化指導ニ努ムルコト
 - (九) 婦人ノ自覺ヲ促シ更生計劃ノ實行ニ協力セシムルコト
 - (十) 高等小學、青年學校其他ノ教育獎勵、各種文化施設ノ運営並利用ニ關スル指導等ニ努メ物心兩面ノ更生上遺憾ナキヲ期セシムルコト
 - (十一) 共同作業場、授産場、職業輔導所ノ利用其他産業經濟施設ノ實施等ニ關シ適切ナル指導ヲ爲スコト
- 三、聯絡ニ關スル事項
- (一) 經濟更生指定教化町村等ニ在リテハ町村ノ更生計劃ト相俟ツテ之カ實行ヲ促シ町村一體ノ更生ヲ期セシムルコト
 - (二) 市町村ノ學校寺院、産業組合、農會等各機關トノ聯絡ヲ緊密ナラシムルコト
 - (三) 市町村融和機關トノ聯絡ヲ緊密ナラシメ常時之カ指導ヲ受ケシムルコト
- 二、協同組合、更生委員會等ノ組織運営ニ關スル事項
- 一、協同組合
- (一) 地區ノ狀態又ハ其ノ職業ニ應シ主トシテ農事實行組合（特ニ必要ナル地區ニ於テハ生産者ノ組合、日傭労働者ノ請負組合）等

一、指定地區ノ指導ニ關スル要項

- 一、調査並計劃樹立ニ關スル事項
- (一) 地區ノ概況（戸數、人口等）産業經濟狀況（生産、消費、金融等）教育文化狀況等ニ關スル事項ヲ調査シ之ニ基キ地區ヲ主體トスル更生計劃ヲ樹立セシムルコト
- (二) 更生計劃ノ樹立ハ年度計劃（三箇年、五箇年）トシ其ノ地區ノ實情ニ應シ一定ノ目標ヲ定メ全地區民ノ總意ニ依ツテ遂行セシムルコト
- 二、計劃實行ニ關スル事項
- (一) 更生計劃中必要事項ヲ定メ之ガ遂行ニ努メシムルト共ニ更生計劃全般ノ綜合的指導ニ留意スルコト
- (二) 更生計劃ト實行狀況トヲ照應スル進捗表ヲ作製シ隨時實行進捗ヲ明カニシ之カ督勵ニ努ムルコト
- (三) 更生計劃ニ則リ收支ノ均衡ヲ目標トスル各戸計劃ヲ樹立セシメ實行ヲ促スト共ニ家計簿經營簿等ノ記入ヲ勵行セシムルコト
- (四) 特ニ更生困難ナル者ニ對シテハ特別指導ヲ爲シ地區一體トシテノ更生ヲ期セシムルコト
- (五) 地區更生ノ中樞機關タル更生委員會ヲシテ協同組合ヲ始メ地區内各種機關ノ統制聯絡ノ面ニ當ラシメ各々其ノ機能ニ應シテ之カ活動ヲ促進セシムルコト
- (六) 小組（五人組、十人組）等ヲ設ケ更生計劃ノ實行ヲ容易ナラシムルト共ニ更生委員會ト地區民トノ聯絡機關タラシムルコト

- ヲ設立シ經濟更生上ノ實行機關トシテ活動セシムルコト
 - (二) 地區ノ狀態又ハ其ノ職業ニ應シ農事實行組合ニ必要ナル部門（生産、販賣購買、金融改善、利用等）ヲ設ケ他ノ協同組合ニアリテハ適宜部門ヲ設クル等ナルヘク産業經濟全般ニ亘ル活動ヲ圓滑ナラシムルコト
 - (三) 其ノ組合ノ許ス範圍ニ於テ男女青年等ナルヘク多數加入セシムルコト
 - (四) 各部門ノ係員等ハ主トシテ中堅壯年ヨリ選任シ一人一役主義ノ下ニ專ラ組合活動ノ實務ニ當ラシムルコト
 - (五) 農事實行組合等ハナルヘク法人組織トシテ産業組合ニ加入セシメ販賣、購買、金融利用等ノ便益ヲ得セシムルコト
 - (六) 市町村、學校、農會、産業組合等關係各機關トノ聯絡ヲ緊密ナラシメ其ノ活動上遺憾ナカラシムルコト
 - (七) 既設ノ組合中其ノ必要アルモノハ以上ニ準シテ内容ノ整備ヲ計ラシムルコト
- 二、更生委員會
- (一) 更生委員會ハ地區民中ヨリ總會ニ於テ選出セラレタル者及協同組合青年團體、婦人團體ノ幹部等其ノ地區ニ於ケル各機關ノ代表者ヲ委員トシテ組織セシムルコト
 - (二) 市町村長、學校長、農會長、産業組合等ヲ委員若クハ顧問等ニ依屬トシ之カ活動上指導督勵ヲ受ケシムルト共ニ各種機關トノ聯絡上遺憾ナキヲ期セシムルコト
 - (三) 更生委員會ニ正副會長其他ノ役員ヲ置キ之カ活動ヲ指揮統率

- セシムルコト
- 正副會長ハ市町村長若クハ地區代表者ヲ充ツル等專ラ其ノ地區ノ實情ニ應ジテ決定セシムルコト
- (四) 地區ノ實情ニ應ジ更生委員會ニ必要ナル部門(統制、經濟、教化等)ヲ設ケ地區更全般ニ亙ル活動ヲ圓滑ナラシムルコト
- (五) 更生委員會ハ市町村融和機關ノ統制下ニ置キ其ノ市町村ニ於ケル融和事業ノ完成上遺憾ナキヲ期セシムルコト
- (六) 更生委員會ノ運用ニ關シテハ主トシテ中堅青年中ヨリ幹事(又ハ書記)ヲ選任シ役員若クハ委員指揮ノ下ニ調査並更生計劃ノ樹立實行等ヲ各般ノ實務ニ當ラシムルコト
- (七) 融和事業擔任ノ市町村吏員ハ學校、農會、產業組合ノ職員等ヲ相換役ニ推薦シ之カ實務ノ遂行上指導ヲ受ケシムルコト
- (八) 既設ノ更生委員會中其ノ必要アルモノハ以上ニ準シテ内容ノ整備ヲ計ラシムルコト

三、中堅人物ノ養成訓練ニ關スル事項

- 一、地區更生ニ關スル中堅人物ヲ養成スル爲メ主トシテ指定地區ノ青年ヲ受講者トスル短期講習會ヲ開催シ左記方法ニ依リ之カ指導ヲ爲スコト
 - (一) 講習會ハ全員合宿シ中心講師ヲ定メ常ニ講習員ト接觸ヲ圖リ之カ指導訓練ニ努ムルコト
 - (二) 講習會ハ地區更生上必要ナル知識ヲ涵養セシムルト共ニ特ニ國民精神ノ作興人格ノ陶冶ニ努メシムルコト
- 二、前項講習會受講者等ヲシテ地區更生ノ中心活動體タラシムヘク

- 左記ニ依リ之カ指導訓練ニ努ムルコト
- (一) 更生委員會、協同組合等ノ實務ニ當ラシメ實踐ヲ通シ修練ヲ積マシムルコト
- (二) 經濟更生研究協議會ノ開催、相互視察、印刷物ノ配布等ニ依リ之カ切磋琢磨ニ努メシムルコト
- (三) 農民道場其ノ他經濟更生等ニ關スル一般ノ講習會等ニ可成参加セシムルト共ニ產業組合、農會、青年團產業部等トノ聯絡ヲ緊密ナラシムル等之カ指導訓練上遺憾ナキヲ期スルコト

四、融和教育ノ指導法方ニ關スル事項

- 一、指導者養成ニ關スル事項
 - (一) 小學校、青年學校等ノ教職員ヲ講習員トスル講習會ヲ開催シ融和教育ニ關スル理論ト實際ニ就テ研鑽セシムルコト
 - (二) 師範學校上級生ニ對シ融和教育問題ニ關スル系統的知識ヲ與フル爲融和講座ヲ開催スルコト
- 二、研究施設ニ關スル事項
 - (一) 府縣視學、師範學校小學校青年學校等ノ教職員並教育者講習會受講者其他融和教育ニ造詣深キ者ヲ以テ融和教育研究機關ヲ組織シ研究協議會ノ開催參考資料ノ作成印刷物ノ配布等ニ依リ融和教育ノ研究並實施上ノ聯絡ニ當ラシムルコト
 - (二) 師範學校附屬小學校ニ於テ融和教育ヲ研究シ之ニ基キテ教生ノ指導ヲ爲サシムルコト
 - (三) 融和教育指定校ヲ設クル等ノ方法ニヨリ特定ノ小學校ニ對シ

指定事項ノ調査研究ヲナサシムルコト

- (四) 府縣教育會又ハ郡市教育會ニ於テ融和教育ノ研究ヲナス場合ニ之カ獎勵助成ヲナスコト
- (五) 教育者ノ諸會合ニ於テ融和教育問題ヲ研究スル機促進スルコト

三、實施方法ニ關スル事項

- (一) 小學校、青年學校ニ對シテハ左記方法ニ依リ融和教育ノ實施ヲ促スコト
 - (イ) 教職員中ニ融和主任ヲ設クル等ノ方法ヲ講シ主トシテ融和教育ニ關スル事項ヲ處理セシムルコト
 - (ロ) 各教科目ニ付キ融和教材ノ取扱方法ヲ確立シ各學級經營案ニ融和教育ヲ挿入スルト共ニ勞作教育、郷土教育、校外指導ニ依リ協同一體ノ精神ヲ體現セシムルコト
 - (ハ) 學校内差別事象ノ根絶ヲ圖リ機會教育ヲ徹底スルコト
 - (ニ) 教職員ハ常ニ各學區ト聯絡ヲ密ニスルト共ニ男女青年團、少年團其他ノ社會教育、社會事業等ノ諸團體ト提携シ教育環境ノ積極的教化ニ努ムルコト
 - (二) 各種中等學校ニ對シテ修身、歴史、國語、公民科等ノ教授ヲ通シテ融和精神ヲ涵養スル機促進スルコト

五、市町村融和機關ニ關スル事項

- 市町村融和機關並其ノ施設ニ關シ左記方法ニ依リ指導督勵ニ努ムルコト
- 一、機關ニ關スル事項

第三部 融和事業關係要綱

融和團體ノ活動ヲ強化スル爲メ部落所在ノ主要市町村ニ支會分會等ヲ施設スルコト

- (一) 支會分會等ハ成ルヘク市町村長ヲ代表者トスルコト
- (二) 市町村會議員、區長、警察官、學校長、方面委員、社會教育委員及ビ社會教化、產業等ノ各種團體ノ代表者、當該部落ノ有力者其他篤志家、名望家等ヲ以テ組織スルコト
- 二、施設ニ關スル事項
 - (一) 市町村ノ實態ヲ調査シ之ヲ基本トシテ府縣融和團體ノ十ヶ年計劃ニ準據シ各市町村ノ實情ニ應ジテ年次計劃ヲ樹立シ之カ遂行ニ努ムルコト
 - (二) 融和事業ニ關スル市町村融和機關是ヲ確立スルコト
 - (三) 地區更生委員會ヲ統轄シ其ノ施設ニ關シ指導援助ヲ爲スコト
 - (四) 教育者ノ融和教育研究ニ對シ援助ヲ爲スコト
 - (五) 研究協議會、懇談會、座談會等ノ開催、先進地視察、印刷物ノ配布等ニ依リ市町村指導者間ニ一層ノ協力ト理解ヲ求ムルコト
 - (六) 小地區懇談會、一夜講習會、講演、講話會、座談會、映畫會等ノ開催、リーフレット、ピラ、融和時報等ノ印刷物ヲ配布スルコト
 - (七) 戶主會、在郷軍人會、宗教團體、消防組、男女青年團、婦人其他ノ團體ニ對シ決議並ニ協定申合セ等ニ依リ各團體トシテノ總意ヲ表示セシムルコトニ努メ其ノ實行ヲ期セシムルコト

- (八) 婚姻、雜居、職業ノ一般化ヲ容易ナラシムル爲之カ誘導斡旋ニ努ムルコト
- (九) 市町村内ニ差別事件ノ發生シタル時ハ之ガ根絶ヲ圖ルト共ニ差別事件ノ發生シタル時ハ之ガ根本的解決ヲ期スルコト

第七 昭和十二年度融和事業

實施方針

「本方針ハ昭和十二年五月二十二、二十三兩日開催セル全國融和事業協議會ニ於テ中央融和事業協會ヨリ提出セル協議題「昭和十一年度事業實施情況ニ鑑ミ本年度事業遂行上特ニ留意スベキ點如何」ニ對シ審議決定セラレタルモノナリ」

昭和十二年度融和事業ノ實施ニ當リテハ曩ニ決定セル實施方針並ニ實施要項ニ則リ益々之カ遂行ニ努メ就中昨年度ノ實績ニ鑑ミ、特ニ左記各項ニ留意シテ所期ノ成果ヲ擧ケムコトヲ期ス

一、十ヶ年計畫ニ關スル事項

- 一、十ヶ年計畫ノ實施ニ當リテハ一層組織的綜合的ニ遂行スル機留意スルコト
- 二、關係市町村及地區ニ對シテ十ヶ年計畫ノ趣旨ヲ一層普及徹底セシムルト共ニ速ニ年次計畫ヲ確立セシムルコト
- 三、地區更生施設ハ十ヶ年計畫ノ趣旨ニ則リ成ル可ク集中的ニ施設セシムルコト

- (三) 月例會等ヲ開キ自力更生精神ヲ振作シ相互ノ修養ニ努メシムルト共ニ更生計畫ノ實行ニ關スル研究協議ヲ行ハシムルコト
- (四) 協同組合ハ成ル可ク法人組織トシテ産業組合ニ加入セシメ産業經濟全般ニ亘ル活動ヲ圓滑ナラシムルコト
- (五) 共同作業場、授産場等ノ利用及ヒ其ノ他ノ産業經濟獎勵施設ノ實施ニ關シテハ産業經營ノ改善有利ナル開拓、耕地ノ擴張等ニ努メシムルコト
- (六) 更生計畫ト實行狀況トヲ照應スル進度表ヲ作成セシメ實行進度ヲ明カナラシムルコト
- (七) 市町村並ニ市町村融和機關、學校、産業組合、農會等ノ關係各機關トノ聯絡ヲ緊密ニシ之カ指導督勵ヲ受ケシムルト共ニ進ンテ一般施設ノ利用ニ努メシムルコト
- 四、青少年並ニ婦人ノ教育指導ニ力ヲ注クコト
- 五、醫療衛生施設等ノ利用ニ努メシムルコト

四、教育教化施設ニ關スル事項

- 一、融和教育指導者養成ニ關スル講習會、研究會等ノ開催ニ當リテハ其ノ計畫ニ付一層ノ攻究ヲ遂ケ融和教育ノ理論ト實際ト就キ十分研究セシムルコト
- 二、融和教育ノ振興ヲ圖ル爲融和教育研究機關ヲ組織シ其ノ活動ヲ促スト共ニ融和教育指定校ヲ設クル等適切ナル方法ヲ講スルコト
- 三、師範學校ニ於テ融和教育講座ヲ定期的ニ開催スルト共ニ教生ノ實地指導ニ關シテ適切ナル方法ヲ講スルコト
- 四、市町村融和機關ノ活動ヲ促シ一村一婦ノ全面的空氣ノ刷新ニ努ムルコト

二、融和機關ノ整備充實ニ關スル事項

- 一、融和團體ノ活動ヲ一層強化スル爲メ職員ヲ増置スルコト
- 二、經濟更生課、産業組合、農會等ノ職員ヲ地區更生指導員ニ、視學、師範學校教職員等ヲ融和教育指導員ニ委嘱スル等ノ方法ヲ講スルコト
- 三、市町村指導者ノ養成ニ努ムルト共ニ關係市町村ニ融和機關ヲ速ニ設置セシメ其ノ機能ヲ發揮スル様指導督勵ヲ爲スコト

三、自覺更生施設ニ關スル事項

- 一、地區全般ニ亘リ一層自力更生精神ノ振作更張ニ努ムルコト
- 二、中堅人物ノ養成訓練ニ當リテハ左記ニ依ルコト
 - (一) 講習會ハ全員合宿シ中心講師ヲ定メ地區更生上必要ナル知識ヲ涵養セシムルト共ニ特ニ國民精神ノ作興人格ノ鍛鍊陶冶ニ努ムルコト
 - (二) 前項受講者ヲシテ地區更生上ノ中心活動體タラシムヘク經濟更生研究會等ノ組織ヲ通シ絶エス之カ指導訓練ニ努ムルコト
- 三、指定地區ノ更生計畫樹立實行ニ關シテハ左記ニ依リ常時指導督勵ヲ爲スコト
 - (一) 地區ノ概況、産業經濟狀況、教育文化狀況等全般ニ亘リ實態ヲ調査シ之ヲ基本トシテ地區更生ニ關スル年度計畫(三ヶ年、五ヶ年)ヲ樹立實行セシムルコト
 - (二) 地區更生上ノ中樞機關トシテ更生委員會等ヲ組織セシメ調査並ニ更生計畫ノ樹立、實行統制等ニ當ラシムルコト

第四部 融和問題文獻

第一 昭和十三年度中に發行されたる

冊子

團體名	著編者	題名
中央融和事業協會	藤野 惠	融和对策としての教育
同	中央融和事業協會	融和事業關係地區人口資源其の他の概況
同	同	皇民鍊成に徹せる融和教育
同	同	本校訓育と融和教育
同	同	寮野校に於ける融和教育
同	同	地區更生と婦人の任務
新潟縣社會事業協會	成澤初男	融和事業概況
同	五十嵐 榮	融和運動二十年史と本縣融和事業對策
同	成澤初男	融和教育の理論と實際
同	長野縣 同 仁 會	總 親 和 讀 本
同	長野縣 同 仁 會	自覺更生機關設置要項
同	三重縣 厚生會	德島縣融和事業概要
同	兵庫縣 清和會	融和の知識
同	德島縣 融和團體聯合會	
同	德島縣 婦人融和會	

第二 「融和事業研究」(中央融和事業協會發行)

經濟更生の諸問題と融和事業	丹羽四郎	同
非常時局下に於ける融和事業の一考察	森 梁香	同
青年教育と融和教育	植木俊助	同
都市地區改良の實際問題	脇坂作次郎	同
第三年度に當り特に考慮すべき事項	座光寺久男	同
難局に直面せる全國竹皮表製造界の打開策に就て	山木元一郎	同
全體主義より見たる融和問題	吉川兼光	同
次の時代のための職業調査と職業問題	遊佐敏彦	同
支那事變と農業經濟	富田文雄	同
半農村的都市地區指導の難點	西野清見	同
維新前後の部落解放と	高橋梵仙	同
融和教育實施上の諸問題	小 山 明	同
融和教育の方法と態度	田 中 雪雄	同
融和教育の體驗を語る	富山田鶴雄	同
最近の職業問題	木田徹郎	同
融和事業と職業指導	古 川 茂郎	同
族稱廢止の經過	小 山 三郎	同
徳川時代の都市と部落	高橋東山	同

第三 「更生」(中央融和事業協會發行)

社會教育の一面としての融和事業	楠原祖一郎	同
物資動員計畫の強化に伴ふ轉業問題	北野重雄	同
融和事業進展上教育教化方面の總力を促す	生江孝之	同
徳川時代の都市人口と部落(二)	高橋東山	同
戦時下の失業對策	木田徹郎	同
農村に於ける保健衛生	富田文雄	同
民需原皮の割當と歩一歩前進する皮革工聯	南 景敏	同
長期建設と融和行政	三好豐太郎	同
日支事變を契機として融和運動の轉進を要す	安 藤 寛	同
長期建設下に於ける融和事業	森 梁香	同
長期建設下に於ける融和事業の將來	植木俊助	同
融和事業と滿洲移民	東山範明	同
半農村的都市地區指導の對策	玉 井 勝	同
都市融和事業研究序説	西野清見	同
英國工業都市の非衛生地區に於ける住宅改良事業	脇坂作次郎	同
融和教育の開展開と中等學校	楠原祖一郎	同
徳川時代の都市人口と部落	近藤恭一郎	同

題 名

國民精神總動員融和週間に際し全國民に望む	平沼駟一郎	同
中小平和産業の戦時工業轉換に就て	橋 井 眞	同
事變下の農村對策に就て	丹羽七郎	同
地區中堅人物の更生運動	矢田鶴之助	同
中堅者の本領	山本文太郎	同
滿洲移住	小 山 三郎	同
地區更生と分村計畫	遠藤三郎	同
農繁託兒所の營み方	守 屋 茂	同
時局に對處して地區青年の執るべき道	小 山 三郎	同
戦時體制と産業組合	山本正男	同
社會的進出と更生訓練	下村春之助	同
戶籍面「族稱」の問題	太 田 正孝	同
戦局と經濟	武 島 一義	同
物資調整強化と地方改善應念施設に就て	小 山 三郎	同
物資動員下に於ける皮革業と其の實際	中村孝太郎	同
村落常會の理論と實際	荒 木 貞夫	同
長期建設に邁進せよ	小 山 三郎	同
長期建設下に於ける農業經營の諸問題	西 村 彰一	同
事變下に於ける農村經濟更生の意義	同	同

第四部 融和問題文獻

新年奉祝實施要項	椎尾辨匡	同
青年修養微言	脇坂作次郎	同
長期建設と地區の更生	難波英夫	同
長期建設下の青年に贈る時の問題	成澤初男	同
健氣な少年鼓隊	中西新次郎	同
十六名の同志と共に滿洲へ土に叫ぶ	同	同
(松田甚次郎著より和田勝一作新國劇於有樂座上演)	同	同
臣民の道	平沼駟一郎	同
長期建設と地區の更生	脇坂作次郎	同
地區更生の再建的一考案	本山慈樓	同
滿洲移住地視察記	北原泰作	同
北滿移住地を巡りて時の問題	村上健夫	同
更生への歩み	難波英夫	同
榮ある若き開拓者	五十嵐 柴	同
土に叫ぶ(前同)	同	同

第四 「融和時報」(中央融和事業協會發行)

題名

筆者

一月一號

一舉にして問題の根柢を艾除すべき絶好機我等が自誠と覺悟
 事變下に於ける融和事業の情勢此の機此の際國民一體の實を擧げよ
 北滿通信
 事變下の新年を迎へ
 教育教化運動の展望
 事變下の地區を訪ねて
 協同組織を擴充強化せよ
 昭和十三年の更生運動に望む
 部落は一體どこにある
 時局と融和事業
 新春の辭
 託兒所を顧みて
 支那事變大勝の新春を迎へ侮りの罪惡を悟り國民總和の完成へ
 荊のみち
 非常時下の年頭に當りて
 自覺の意味
 聖戰迎春

中村 惠
 内山 佐市
 冬木 孤島
 坂内てる子
 辻本 晴一
 大谷 政雄
 吉田 彌生
 念阿 彌生
 岡橋 憲榮

南京陥落の日に想ふ
 ある校庭で
 誠且感懐
 私共の歩みの一端
 昭和十三年を迎へ各運動の展望
 東洋平和の基調
 今更
 所感と希望
 融和の聖戰に生命を奉還せよ
 地區更生の完璧を期せ
 大御心に赤誠を披瀝して奉答せよ
 新聞記事偶感
 精神總動員と融和問題
 融和史と時局に際して
 悲しい犠牲
 時局に當り地區青年の奮起を望む
 雜感
 鬼佛塔
 支那事變と差別事象の根柢
 融和事業と國民の責務
 新時代に於ける融和運動

永井 瑞穂
 外山 新五
 正木 好一
 中村 要平
 戸川 榮次郎
 岡崎 豪
 森川 榮次郎
 前田 太郎
 野田 稔生
 榎山 一郎
 花田 一
 藤本 生
 川上 生
 早瀬 勇
 福田 忠三郎
 高石 生
 桂美 好

大陸の秋
 母と子と
 悲しきさだめ
 學園一致和協一心の實を擧げよ
 都市的地區の更生
 他團體の協力を求めよ
 この手紙を觀よ
 融和教育の具體的方法の基礎
 軍國佳話
 縣下の女性へ希望
 使命を守る男
 解決至難なればこそ
 旅で拾つた話
 愛の缺けた象牙の塔
 事變と融和問題
 融和教育の一断面
 教育は大和魂
 融和教育寸言
 惡習の罪
 鬼佛塔
 五圓の喧嘩
 融和教育の國民の責務

中浦 泉
 石川 銀鬼
 大谷 聖
 協坂 作次郎
 勞 堂 生
 本山上 慈樓
 村上 善博
 辻本 善子
 佐野 信三郎
 夏山 茂見
 藤本 生夫
 富坂 祐夫
 津田 多喜江
 中川 滿雄
 鍋木 青腹
 勞 堂 生
 高石 生

戰爭が描く融和事業の重大性
 青少年義勇軍を送り出せ
 國民精神總動員融和週間に際し全國民に望む
 國民精神總動員融和週間の意義
 美智子の手紙
 融和週間運動の方途
 卒業兒童の職業指導について
 精神態度の確立と遺家族の扶助慰藉
 國民融和日の意義
 融和促進の捷徑
 さりば
 疼痛抄
 銃後青年と融和運動
 春晝冷雨
 麗朗の春遠からじ
 鬼佛塔
 額を突き出す男
 融和教育の再検討
 國民融和週間に就いて
 訓令に就て

尾崎 昇司
 東山 範明
 平沼 駿一郎
 中浦 泉
 本山 慈樓
 福田 忠三郎
 全信 人
 石川 限
 岩崎 哲
 藤範 見
 美山 生
 勞 堂 生
 し げ 堂
 峯村 一夫
 厚生 生
 厚生省社會局福利四一七

友を思ふ周次の歌
 文部大臣訓令の反響
 愛する地区の訪問
 憧れる秋
 太陽は輝く
 燭前低語
 融和劇筋書
 思ひのまゝ
 若さの力は強し
 融和教育の本質と其の重大性
 宗教家の聲
 時局と失業対策
 物資動員の影響と地区不
 賑産業従事者に望む
 國民融和の促進
 一家言と座右の銘
 故吉岡上等兵のこと
 時局と國民融和
 各層の協力を求む
 滿洲移民を総合的に指導せよ
 此の一年
 戦勝の越年

成澤初男	福井昭	古川しげる	林哲一	寺本保夫	南正實	山崎巖	長谷部豊
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同

昭和十三年を語る
 師範教育制度改革と融和精神
 全國水戸社第十五回全國大會
 偽りのない生活
 統後美談
 玄海灘を渡りて
 啓ちやん萬歳
 新らしく強き意力
 明日に光榮あれ
 戦ひはこれから
 光の建設者
 鬼佛塔
 消費組合の發展と統後美談
 今年の残した課題
 戦時下の迎春
 一君萬民の理想と融和教育
 花嫁招致
 融和運動の建設性
 戦傷將兵心と融和事業
 戦時下第二の新春を迎へ國民の融和を求願す
 青春と猿

鈴木珠子	本山慈樓	村上博	谷口庄治	谷口寅太郎	姫井勞堂	平沼驥一郎	中井辰男	脇坂作次郎	宮地久策	辻本晴一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

非常時融和運動の提唱
 兒童融和教育の研究室
 融和促進を願て
 融和促進の加速性
 日本人としての自覚
 中堅青年諸君は如何なる
 方面に努力しつゝあるか
 此青年が融和事業を運営する
 社會の儀表たれ
 早春の一夜
 東亞協同體の建設と「太陽精神」
 時局と融和運動
 貧富の差別より深刻なる差別
 一言
 地方改善の使命を了得せよ
 時局美談「この妻を見よ」
 滿洲移民大陸の花嫁
 總親和總努力
 國民精神總動員融和日に際して
 陋習打破の機會
 總親和と融和事業
 和魂
 融和事業當面の急務
 融和週間と融和教育
 神社と融和問題
 級友
 吐息の影

藤範一	黒田一哲	花田一	稲山稔	一木定夫	荒木定夫	吉村定夫	中村定夫	福村定夫	辻村定夫	昌村定夫	山本定夫	村上定夫	村本定夫	雷馬久	廣瀬久	有馬久	蓮沼久	三好伊平	植木俊次	伊藤末次	中西孤兒	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

第五 其他一般雜誌
 軍用兎皮裁方の研究
 椿咲く療養所
 眞の融和はこれからだ
 融和事業運動の機構
 の整備強化に就て
 新東亞協同體の建設を目指して
 大陸經營を何と見る
 融和事業への希望
 融和事業三年の新春に當り
 關係地區の各位に訴ふ
 婦人の奮起を望む
 文部大臣の訓令
 と融和教育
 總力戦下の融和事業
 青年團幹部諸賢に訴ふ
 時局と融和事業の重要性
 時局下における融和事業
 方面委員と融和問題
 長期建設と融和事業
 皮革統制の波紋
 融和運動新理論
 新啓蒙運動及新自覺運動
 舊來の陋習を打破し國
 民總親和の實を擧げよ
 碎かれし若草

高塚幸榮	植木俊助	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

第五部 融和問題略年表 (自明治元年至昭和十三年)

年	月	日	摘	要	参	考
明治元年	一	月	幕府、彈左衛門に對して平人とする旨の沙汰書を下し、次で其部下六十餘人をも平人とす。			
同 二年	三	月十四日	天皇南殿に出御し公卿を率ひて天神地祇を祭り五箇條を誓ひ玉ふ			
同 二年	四	月二日	公議所に於て「里敷改定の議」外敷案により部落解放を論ず。		○公議所三月七日開始。	
同 三年	一	月	蓮蓬村元右衛門部落解放の請願をなす。		○加藤弘之著「眞政大意」に「ソシアリズム」「コミニズム」の語見ゆ	
同 三年	三	月	大江卓、大木民部大輔に部落解放の建白書を提出す。		○新聞雜誌に「バリ・コンミン」の記事見ゆ。	
同 四年	五	月	彈直衛、民部省御用掛に採用さる。		○三月鏡牛馬の處分を主に委す。	
同 四年	七	月	高知藩屋野權三郎、部落解放の建白をなす。			
同 四年	八	月廿八日	大政官布告第六十一號を以て稱呼廢止、身分職業平民同權たるべきことを布達す。			
同 四年	十	月	播磨神東、神西二郡に於て復讐嘆願のため擾亂す。			
同 七年					○板垣退助等、民選議院の設立を唱へ、愛國公黨を組織す。	
同 十四年					○板垣退助自由黨を組織す。	
同 十五年					○東洋社會黨創立、政府直に之を禁止す。	
同 十五年					○中江兆民雜誌「政理叢談」を創刊し、ルソーの「民約解」等を連載す。	
同 十六年					○奥宮 健之等「車界黨」を組織す	
同 十六年					○大井憲太郎「車界黨」を組織す	
同 十六年					○佐野經彦「眞登利考」を著す	

同 十九年						
同 二十二年	二	月	杉浦重剛「美噲夢物語」(一名新平民國天談)を著す。		○二月、憲法發布。	
同 二十三年			中江兆民、東雲新聞紙上に「新新世界」と題して部落解放を論ず。		○八月、立憲自由黨組織さる。	
同 二十五年					○十一月、第一回帝國議會召集。	
同 二十七年					○十一月、大井憲太郎「東洋自由黨」を組織す。	
同 二十八年					○八月、日清戦争起る。	
同 三十年					○四月、日清戦争終る。	
同 三十一年					○新聞、雜誌に社會問題を盛に論ず。「労働世界」發刊さる。	
同 三十三年					○十月、社會主義協會組織さる。(後に社會主義協會と改稱)	
同 三十四年	二	月	柳瀬勁介の遺稿「社會外の社會多非人」出版さる。		○十月十日、治安警察法公布。	
同 三十五年	八	月	岡山縣に「備作平民會」創立さる。		○五月、社會民衆黨「組織」(伊藤内閣の爲即時解散)組織せらる。	
同 三十五年	十一	月十日	大阪毎日新聞紙上に「一種の社會」を連載す。		○六月、日本平民黨「組織せらる。(即日禁止)」。○社會問題研究会生る。	
同 三十五年	十一	月廿八日	西本願寺、乙達第卅七號を以て門末に融和促進を達示す。			
同 三十五年	十二	月廿七日	南部露庵「世の所謂新平民」と題して關門新聞紙上に連載す。			
同 三十六年	五	月九日	前田三遊「天下の新平民諸君に據す」等の論文を發表し部落民の自覺を喚起す。		○日露の風雲急を告ぐ。「真朝報」非戦論を高調す。	
同 三十六年	七	月廿六日	三好秋軒「不遇なる我徒の爲に世の反省を促す」と題して論ず。「大日本同融和會」の創立總會を大阪市土佐堀青年會館に開く。		○十一月、萬朝報を退社した幸徳秋水と併利彦「平民社」を起し週刊「平民新聞」を發行す。	

同三十七年									
同三十八年									
同三十九年	一	月							
同四十年									
同四十一年									
同四十二年									
同四十三年	二	月	十一	日					
同四十四年	二	月	十一	日					
大正元年	八	月							
同二年	十	月	一	月					
同二年	八	月							

同三十七年
○二月、日露開戦

同三十八年
○九月、日露講和條約成る。

同三十九年
○二月、「日本平民黨」「日本社會黨」相次いで組織さる。

同四十年
○二月、「日本社會黨」解散を命ぜらる。

同四十一年
○六月、赤旗事件起る。

同四十二年
○大逆事件起り幸徳等二十六名被擧さる。

同四十三年
○八月鈴木文治等労働組合友愛會を組織す。

同四十四年
○八月鈴木文治等労働組合友愛會を組織す。

大正元年
○八月鈴木文治等労働組合友愛會を組織す。

同二年
○八月鈴木文治等労働組合友愛會を組織す。

同三年	四	月	六	月	七	日			
同四年	四	月							
同七年	二	月							
同八年	一	月	十七	日					
同九年	一	月	二	月					
同九年	二	月							
同九年	三	月							
同九年	七	月							
同九年	九	月							
同九年	十	月							
同九年	十	月							
同九年	十	月							

同三年
地方長官會議に内務大臣、初めて部落問題に就て訓示す。

同四年
帝國公道會、東京商業會議所に創立總會を開く。

同七年
地方長官會議に内務大臣部落改善に就て訓示す。

同八年
内務省感化救済團體並部落改善團體等に奨励金交付特に個人を選奨す。

同九年
細民部落改善協議會を内務省に開催す、席上喜田貞吉博士「特殊部落の成立沿革を略叙して其解放に及ぶ」と題する講演をなす。

同九年
帝國公道會、第一回同情融和大會を築地本願寺に開催す。

同九年
第四十一議會に、代議士福井三郎「部落改善に關する建議」を、又松井庄五郎外九名は請願書を提出す。

同九年
「高知縣公道會」創立さる。

同九年
内務省部落改善團體七に奨励助成金交付

同九年
喜田貞吉主幹「民族と歴史」特別號「特殊部落研究」を發刊す。

同九年
内務省、社會事業團體、部落改善團體等二百六十一團體に奨励助成金選奨状を下附す。

同九年
第四十三議會に、地方改善費の豫算五萬圓初めて通過す。

同九年
帝國公道會人事相談所の連絡統一を企つ。

同九年
「岡山縣協和會」創立さる。

同九年
「信濃同仁會」創立さる。

同九年
和歌山縣下宗教家部落改善に付協賛す。

同九年
内務省社會局長より地方長官に部落改善事項調査に就き照會す。

同三年
○六月、歐洲大戰勃發し、經濟界一時不振に陥る。

同四年
○五月、友愛會長鈴木文治米國東洋人排斥を緩和すべく渡米す。

同七年
○八月、米騒動起る。

同八年
○十月、第一回國際労働會議ロンドンに開かる。

同九年
○五月、日本最初のメーデー示威運動を舉行す。

同 十年		同 十一年		同 十二年	
一月十三日	二月十三日	二月十一日	三月三日	三月八日	三月廿三日
三月	三月	三月	三月	三月	三月
四月	四月	四月	四月	四月	四月
五月	五月	五月	五月	五月	五月
六月	六月	六月	六月	六月	六月
七月	七月	七月	七月	七月	七月
八月	八月	八月	八月	八月	八月
九月	九月	九月	九月	九月	九月
十月	十月	十月	十月	十月	十月
十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月
十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月

社会事業調査會に部落改善要綱を附議し審議す。
帝國公道會、第二回同情融和大會を桑地本願寺に開催す。
第四十四議會に、筒井鐵藏等「部落稱呼廢止」の請願書を出す。
社会事業調査會にて審議中の「部落改善施設要綱」答申さる。
「廣島縣共鳴會」創立さる。
早稻田大學政治科生部落改善の爲め黎明會を創立す。
大正十年度地方改善施設補助二十一萬圓に増額され、尙國費による地方改善事務職員を二府十縣に置く。
部落改善團體功勞者を表彰す。
部落改善獎勵に關する件通牒
佐野學「特殊部落解放論」を「解放」誌上に發表す。
有馬頼寧等東京に「同愛會」を創立す。
水本社創立事務所を奈良縣南葛城郡被上村駒井方に置き、創立趣意書「よき日の爲に」と題するパンフレットを發行す。
森秀次、寺田蘇人等主唱の「大日本平等會」發會式を大阪中之島公會堂に開催す。
全國水本社創立大會を京都岡崎公會堂に開催し、中央執行委員長に南梅吉を推し本部を京都に置く。
京都六角會館に東西兩本願寺主僧「部落問題批判講演會」開かる。
全國水本社東西兩本願寺に募財拒絕の通告をなす。
奈良縣大正村小學校糾彈事件起る。
地方改善功勞者並團體を選奨す。
代議士星島二郎「地方改善に關する質問書」を第四十六議會に提出す。

- 神戸の川崎、三菱兩造船所の大労働争議等全国各地に労働争議起る。
- 九月天也大江卓氏歿す。
- 十月、友愛會を「日本労働總同盟」と改稱す。
- 十二月、曉民共産黨事件檢舉さる。
- 無政府主義の「ギロチン社」生る。

- 二月「日本農民組合」創立。
- 五月、メーデーの決議に初めて「労働ロシヤ承認」の一項加へらる。
- 五月、労働露國代表ヨッフエ來朝。

同 十二年	
三月二日	三月廿三日
三月八日	三月廿三日
三月	三月
四月	四月
五月	五月
六月	六月
七月	七月
八月	八月
九月	九月
十月	十月
十一月	十一月
十二月	十二月

全國水本社第二回大會を京都市岡崎公會堂に開く。
全國水本社代表、南梅吉、栗須七郎、平野小劍等上京して宮内大臣、内務大臣、警保局長、社會局長官等を謁訪す。
代議士横田千之助「因襲打破」に關する建議書を衆議院に提出す。
奈良縣磯城郡川西村に水本社對國粹會の争闘事件起る。
關東水本社創立。
大正十二年度地方改善費四十九萬一千圓に増額さる。
三重縣社會事業協會融和部創立さる。
内務省主催地方改善懇談會開催關係知事出席。
社會局第二部長より地方長官に「地方改善費補助申請に關する通牒」を發し、「差別觀念の除去方法に一層重きを置くこと」を指示す。
群馬縣水本社、高崎區裁判所を襲撃す。
融和事業研究會設立さる。
中央社會事業協會に地方改善部を設く。
水野内務大臣「地方改善に關する訓令」を發す。
「京都府融和會」創立さる。
「兵庫縣融和會」創立さる。
「水本社青年同盟」成る。
第一回地方改善事業講習會並懇談會を廣島市に開催す。

- 六月、第一次日本共産黨檢舉せらる。
- 七月、名古屋共産黨檢舉せらる。
- 九月一日、關東大震災。
- 十月、秘密結社「群馬青年共産黨」檢舉せらる。
- 十二月、虎の門事件起る。

- 二月、日本労働總同盟全國大會現實化への方向轉換を宣言す。
- 六月、政治研究會創立。
- 十一月、總同盟分裂し、關東地方評議會組織さる。

同十三年		同十四年	
三月廿六日	水本社代表南徳吉、松本治一郎等徳川家達公に辭職勧告をなす。	二月廿五日	「鳥根縣和教會」創立さる。
四月廿五日	水本社代表、坂本清一郎、米田富、平野小劍等、駐日米大使を訪ひ排日移民法に對する警告文を手交す。	三月十日	「中央融和事業協會」創立さる。
五月	「鳥取縣一心會」創立さる。	四月五日	「全國融和聯盟」創立され第一回聯盟委員會を芝協調會館に開く。
八月	本多謙等、京都に「公平會」を組織す。	五月七日	第一回近畿融和事業協會を奈良縣内閣に開く。
十月	「大分縣親和會」創立さる。	五月十五日	全國融和聯盟より第五十議會に「融和事業の徹底に關する請願書」提出。
十二月	「神奈川縣青年和會」創立さる。	五月廿七日	貴族院議員阪谷芳郎、衆議院議員有馬頼寧部落問題に就て質問す。
	「本派本願寺一如會」創立さる。		代議士有馬頼寧等「國民階和に關する建議案」を衆議院に提出す。
	同愛會主催部落問題協議會を東京に開く。		岡山縣法律制定定期成會より差別行動取締法制定に關する請願を衆議院に提出す。
			「鳥根縣和教會」創立さる。
			全國水本社府縣委員長會議を大阪に開く。
			地方長官會議に地方改善に關する諮問をなす。
			全國水本社第四回大會を大阪中之島公會堂に開き規約を改正す。
			全國融和聯盟第二回聯盟委員會を芝増上寺に開く。
			中央社會事業協會地方改善部主催「全國融和事業大會」を芝協調會館に開く。
			○五月、總同盟より除名されたる二十三の労働組合閉結して「日本労働組合評議會」を結成す。
			○八月、大阪に無産政黨組織準備委員會開かる。
			○十二月、「農民労働黨」創立、即時禁止。

昭和十五年		同十四年	
一月十九日	「群馬縣融和會」創立さる。	九月十八日	全國水本社無産者同盟創立さる。
二月九日	全國融和聯盟の起案にかゝる。「部落問題」の國策確立に關する建議案及請願書、第五十一議會に提出さる。	九月廿二日	「中央融和事業協會」創立さる。
二月十八日	中央融和事業協會主催、關東方面融和事業協議會を埼玉縣熊谷町に開く。	十月十八日	全國水本社自由青年聯盟創立さる。
二月廿八日	中央融和事業協會主催、關西方面融和事業協議會を神戸市に開く。	十月廿四日	全國融和聯盟第三回委員會を京都市に開く。
三月廿五日	全國融和聯盟第一回國策確立協議會を東京市日本俱樂部に開く。	十月廿七日	社會局に開催の社會課長會議に地方改善事業に關する指示をなす。
三月	「大谷派本願寺眞身會」設立さる。		
五月廿三日	中國六縣融和團體代表者會を開催す。		
五月十九日	第五回全國水本社大會を福岡市に開き、綱領を改正し、階級闘争化を明にす。		
五月廿五日	「貴族院議員融和問題研究會」創立さる。		
五月廿九日	中央融和事業協會、第一回融和事業從事員講習會を東京に開催す。		
六月一日	第二回近畿府縣融和事業協議會を大阪市實業會館に開く。		
六月二日	同愛會、五週年記念事業として「同愛」特別號を發刊、記念演劇等をなす。		
六月廿九日	第三回近畿府縣融和事業協會を和歌山縣會議事堂に開く。		
			○三月、「労働農民黨」組織さる。
			○十月、「日本農民黨」組織さる。
			○十二月、社會民衆黨「組織さる。
			○「日本労働黨」組織さる。
			○十二月廿五日、大正天皇崩御、昭和と改元。

同 二年	十月四日―九日 十月九日、十日 十月十一日 十一月 十二月十日	中央融和事業協會、第二回融和事業従事員講習會を駿島に開催す 中国六縣社會課長會議を廣島縣駿島に開き、融和事業に就て協議す。 社會局に開會の全國學務部長會議に融和促進に就て指示諮問す。 「日本水産社」創立さる。 「山梨縣共愛會」創立さる。	
同	二月廿七日	全國融和聯盟主催、第二回國策確立協議會を日本青年館に開き、議會運動に着手す。	○三月、全國農民組合創立。
同	三月廿二日	貴衆兩院融和問題研究會第一回總會を日本青年館に開く。	○同月、公益質屋法公布。
三	三月	「部落問題の國策確立に關する建議案」貴衆兩院全員賛成可決す。	○同月、全國婦人同盟創立。
同	三月廿一日	全國融和聯盟より提出せる「部落問題の國策確立に關する請願」兩院にて採擇さる。	○同月、大日本女子青年會發會。
同	五月十日より 同 十五日まで	「下野昭和會」創立。 中央融和事業協會主催、第三回融和事業従事員養成講習會を日本青年館に開く。	○同月、第一回全國方面委員會議開催。
同	五月十六日	田中總理大臣、首相官邸に貴衆兩院議員並融和問題研究會幹事及全國融和聯盟本部員を招待して、融和問題に就て意見の交換をなす。	
同	六月十八日	内務大臣、社會事業調査會に融和促進方策を諮問す。	
同	七月四日	社會局に開會の全國學務部長會議にて融和促進に就て協議す。	
同	七月三十日	同愛會、帝國公道會、中央融和事業協會の三團體合同し、同時に全國融和聯盟解散す。	
同	十月一日	「廣岐昭和會」創立。	
同	十月二十日	社會局に開會の全國社會課長會議に融和問題に關する協議をなす	

同 三年	一月九日	社會長局官より「差別事象の根絶方」に就て全國府縣知事に諭達す。	○二月、我國最初の普選による衆議院議員選舉行はる。
同	一月十二日より 三月末日まで	中央融和事業協會全國男女師範學校及巡査教習所に於て融和思想普及講演會を開催す。	○二月、第一回普選に無産黨八名代議士當選。
同	二月十一日	中央融和事業協會融和事業功勞者三十二名を表彰す。	○三月、第二次共產黨事件にて全國一斉檢挙。
同	二月廿九日	「大阪府公道會」創立さる。	○四月、労働黨、評議會、青年同盟結社禁止。
同	三月廿七日	四國四縣融和事業協議會を道後天心園に開催す。	○五月、日農、全日の合同協議會成立二十七日大阪にて全國農民組合結成。
同	四月十三日	第七回近畿府縣融和事業協議會を三重縣廳に開催す。	○七月、無産大衆黨結成。
同	四月廿九日	内務大臣より各地方長官に對し「融和促進に關する訓令」を發す。	○九月、思想善導機關設置を閣議にて決定。
同	四月三十日	中央融和事業協會主催全國融和事業協議會を社會局に開催す。	○十月三十日學生主事任命さる。
同	五月一日	全國融和團體代表者會議を社會局に開き御大典記念事業に就て協議す。	○十一月、陪審法實施さる。
同	五月廿六日	全國水産社、第七回大會を京都市阿崎公會堂に開く。	○十一月、即位式につき恩赦の大見維持寺に開く。
同	五月十六日	地方長官會議に融和促進に關し諮問す。	
同	六月廿五日	警察部長會議に融和促進を指示す。	
同	六月廿五日より 同 三十日まで	中央融和事業協議會主催、第四回融和事業従事員養成講習會を鶴見維持寺に開く。	

七月四日	七月十五日	七月廿六日	八月一日	八月廿八日	同月同日	九月四日	十一月三日	十二月廿六日	二月十五日	三月八日	三月十一日	同二十五日	同二十五日	四月一日	五月廿一日	十月			
全國學務部長會議に融和促進に關し指示す。 全國水本社、府縣代表者會議を奈良縣高田町に開き新運動方針を協議す。	關東地方融和事業協議會を東京府商工獎勵館に開催す。 「熊本縣昭和會」創立さる。 解放令發布記念ラヂオ放送講演を行ふ。 京都府融和團體聯合會、記念宣傳を行ふ。 「滋賀縣昭和會」創立さる。 「福岡縣親善會」創立さる。 第一回國民融和日宣傳、全國一齊に行はる。 全國融和團體聯合大會を京都市華頂會館に開催す。	衆議院議員尾島二郎氏より「融和事業の徹底に關する建議案」を衆議院に提出す。 全國融和團體代表者貴衆兩院に請願運動をなす。 融和促進に關する生業資金融通に關する件公布。 全國融和團體、御大典記念大會の決議に基く建議書を、内務、文部、司法大臣に提出す。 全國融和團體貴衆兩院に請願書を提出す。 衆議院に於て「融和事業の徹底に關する建議案」及「融和事業の積極的施設に關する請願書」可決さる。 鹿兒島縣社會事業協會に「融和部」を設置す。 中央融和事業協會主催にて、全國融和事業協議會を社會局大會議室に開催す。 師範學校に融和思想普及の爲め全國的に講演會開催さる。	○一月、水谷長三郎等勞農大衆黨結黨す。 ○四月、救護法發布。 ○同月、日本共產黨殘黨檢舉。 ○八二五名起訴。 ○六月、拓務省新設さる。 ○同月、社會事業調查會、社會事業體系其他を答申可決。 ○十一月、勞農黨結黨。	○一月、全國民衆黨、社會民衆黨より分離結黨す。 ○三月、無産各黨代表者合同し會議を開く。 ○七月、日本大衆黨、全國民衆黨統一協議會を合同し全國大衆黨を結成す。 ○同月、臺灣雜誌番人千五百名蜂起、多數の内地人を殺害す。 ○同月、第二回國勢調查執行。 ○十一月、全國方面委員代表者會議を東京に開く。	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○十二月、七黨合同し日本大衆黨結成。	○一月、水谷長三郎等勞農大衆黨結黨す。	○四月、救護法發布。	○同月、日本共產黨殘黨檢舉。	○八二五名起訴。	○六月、拓務省新設さる。	○同月、社會事業調查會、社會事業體系其他を答申可決。	○十一月、勞農黨結黨。	○一月、全國民衆黨、社會民衆黨より分離結黨す。	○三月、無産各黨代表者合同し會議を開く。	○七月、日本大衆黨、全國民衆黨統一協議會を合同し全國大衆黨を結成す。	○同月、臺灣雜誌番人千五百名蜂起、多數の内地人を殺害す。	○同月、第二回國勢調查執行。	○十一月、全國方面委員代表者會議を東京に開く。

十一月四日	十一月	三月十四日	四月二十五日	同	五月二十日	同	六月二十一日	六月五日、六日	同	七月二十六日	七月	十月	十二月五日	十二月二十六日	二月五日、六日	同	三月七、十四日	同	三月十四日	同	四月二十三日	四月二十日			
第八回全國水本社大會名古屋市御園座に開催。 近畿融和團體協議會を開催。	全國融和團體全國的に第二回國民融和日を舉行。 融和事業功勞者今出茂吉氏外二名親櫻御會に召さる。 東久邇宮殿下東京府下蓮光寺に於ける明治天皇御聖跡地に御成、船ヶ臺部落を御覽遊ばさる。 近畿府縣の九融和團體奈良縣初瀬町に代表者會議を開催、近畿融和聯盟の結成を決議す。 地方長官會議に對し安達内相より融和事業に關する指示あり。 中央融和事業協會、全國融和事業協議會を社會局大會議室に於て開催。 天皇陛下靜岡縣行幸の砌融和事業功勞者北村電三郎氏に、詔を賜ふ。 學務部長會議に於て融和問題に關する指示あり。 天皇陛下中國地方に於ける特別大演習に行幸の砌融和事業功勞者河野龜市、岡崎熊吉の兩氏に詔を賜ふ。 全國水本社第九回大會を大阪市天王寺公會堂に開催。 中央融和事業協會に對し長き邊りより事業獎勵金を賜ふ。	○一月、全國民衆黨、社會民衆黨より分離結黨す。 ○三月、無産各黨代表者合同し會議を開く。 ○七月、日本大衆黨、全國民衆黨統一協議會を合同し全國大衆黨を結成す。 ○同月、臺灣雜誌番人千五百名蜂起、多數の内地人を殺害す。 ○同月、第二回國勢調查執行。 ○十一月、全國方面委員代表者會議を東京に開く。	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實	○五月、全日本方面委員聯盟結成 ○六月、國際聯盟婦人兒童賣買調査委員來朝調査。 ○七月、全日本私設社會事業聯盟結成。 ○七月、全國大衆、勞農、社民實

同 二十七日	十二月十七日	産業經濟調査會「融和事業に関する産業施設要綱」を決定す。	現同盟合同して全國労働大衆を結成す。
同 二十三日	三月三日	全國水本社第十一回大會を福岡市九州劇場に開催す。	○五月、日本國家社會黨及新日本國民同盟結成。
同 二十四日	三月十四日	全國融和團體第五回國民融和日舉行。	○同、陸海軍人帝都襲撃事件勃發し犬養首相兇弾に仆る。
同 二十日	四月三十日	融和事業功勞者三好伊平次、藤井彦五郎、福井眞太郎の三氏觀禮會に召さる。	○六月、第六十二議會にて臨時匡救決議案可決。
同 二十日	四月二十日	「福井縣融和會」設立さる。	○七月、全國労働大衆黨、社會民衆黨合同「社會大衆黨」結成。
同 二十日	四月十九日	道府縣特別警察課長會議に於て丹羽社會局長官より諮問あり。	○八月、時局匡救第六十三議會開催。
同 二十日	四月二十七日	埼玉縣社會事業協會に於ける棕桐苗栽培計畫に對し高松宮殿下より有栖川宮記念厚生資金御賜與の御沙汰あらせらる。	○同月、中央教化團體聯合會非常時教化團體代表者大會を開催。
同 二十日	八月六日	道府縣事務部長會議に於て山本内務大臣より訓示並に指示あり。	○九月、農林省經濟更生部官制公布。
同 二十日	九月六日	近畿融和聯盟幹旋の下に全國融和團體代表者築地本願寺に於て協議の上、翌十二日地方改善應急施設費増額方に付て内務、大藏大臣に陳情す。	○同、負債整理法、金銭債務臨時調停法等公布。
同 二十日	十月三十日	道府縣社會課長會議に於て丹羽社會局長より訓示並に指示あり。	○同、日本滿洲國を承認兩國議定
同 二十日	十一月八日	高松裁判所差別事件に關し差別裁判彈劾争全國部落代表者會議を大阪市天王寺公會堂に開催。	
同 二十日	十一月十日	皆川司法次官より國民融和の實を擧ぐる爲檢察裁判上支障なからしむる件を關係各方面に通達す。	
同 二十日	十二月十日	高松裁判所差別事件に關する善後處置のため全國部落代表者請願行進隊東京に到着活動す。	
同 二十日	十二月二十二日	天皇陛下福井縣地方の陸軍特別大演習御統監の爲行幸京都御所に御駐蹕の際融和事業功勞者藤岡國治郎氏に拜謁を賜る。	

同 二十八日	五月二十八日	安達内相地方長官會議に對し訓示あり。	○八月、救護法施行期日七年一月勅令公布。
同 二十日	六月十日	東久通宮裕彦王殿下奈良縣下に於て融和事業の現状を御下問あらせらる。	○同月、同上施行内務省令決定。
同 二十日	六月二十日	全國婦人融和聯盟結成さる。	○九月、滿洲事變勃發。
同 二十日	六月二十日	融和事業功勞者河本乙五郎氏觀禮會に召さる。	
同 二十日	六月二十日	全國水本社第十回大會を奈良縣下に開催、九州聯合會より解消動議を提出す。	
同 二十日	六月二十日	中央融和事業協會に對し勳に賜はりし特別賜金の聖旨を記念するため本事業特別功勞者四名表彰す。	
同 二十日	六月二十日	中央融和事業協會全國融和團體協議會を開催す。	
同 二十日	六月二十日	全國融和團體實行委員犬養首相其他に融和事業の徹底方を陳情。	
同 二十日	六月二十日	東京府社會事業協會に融和部を設置す。	
同 二十日	六月二十日	全國融和團體、第四回國民融和日舉行。	
同 二十日	六月二十日	融和事業功勞者執保昇殿、長島重三郎二氏觀禮會に召さる。	
同 二十日	六月二十日	社會局、地方改善應急施設に關する件を關係各府縣に通達す。	
同 二十日	六月二十日	司法省、融和事業の徹底に關する件を社會局長官に通達す。	
同 二十日	六月二十日	道府縣事務部長會議に於て山本内務大臣より訓示並に指示あり。	
同 二十日	六月二十日	中央融和事業協會全國融和事業協議會を開催。	
同 二十日	六月二十日	文部次官より道府縣に對し國民教育に於ける融和問題に關する件通達す。	
同 二十日	六月二十日	融和事業功勞者長谷川盛枝、徳本達雄、野崎敏三郎、國弘半治兵衛四氏を觀禮會に召さる。	
同 二十日	六月二十日	天皇陛下近畿地方大演習御統監の爲行幸に際し大阪府、奈良縣下の融和事業功勞者に賜謁並に關係地區に侍從を御差遣遊ばさる。	

十一月	同 九年
二月十三日	二月十三日
三月十四日	三月十四日
四月十三日	四月十三日
四月二十日	四月二十日
五月十一日	五月十一日
五月十六日	五月十六日
六月一日	六月一日
七月四日	七月四日
七月四日	七月四日
七月三十日	七月三十日
九月	九月
十一月八日	十一月八日
十一月十八日	十一月十八日
十一月二十三日	十一月二十三日
十二月五日	十二月五日
二月二十二日	二月二十二日
三月十四日	三月十四日

融和事業功勞者高木喜平治、堀田又吉、杉浦專太郎、中村桂堂四氏親衛御會に召さる。

○九、月關西風水害救済の爲め御内帑金御下賜。

○十一月、天皇皇后兩陛下東北凶作地に御内帑金を賜ふ。

○十一月、關西風水害東北凶作地救済の爲め第六十六議會開會。

中央融和事業協會全國融和事業協議會を内務省會議室に開催。
 全國融和事業團體第六回國民融和日を舉行す。
 京都市に第十二回全國水平社大會開催す。
 融和事業功勞者今田普勳外三名親衛御會に召さる。
 融和教育調査委員會「融和事業に關する教育的方策」を決定。
 全國警察部長會議に對し内務大臣の訓示あり。
 全國學務部長會議に對し内務大臣の指示あり。
 財團法人「三重縣厚生會」創立す。
 高松宮殿下有栖川宮記念更生資金を三重縣伊勢表生産組合聯合會に賜與せらる。
 全國融和團體代表者地方改善應急施設繼續方を政府に陳情。
 大暴風水害に依り中國、四國地方の部落被害甚大、政府は應急救済費二十二萬圓を支出す。
 融和事業功勞者大久保休吾外二名親衛御會に召さる。
 天皇陛下關東方面大演習行幸の御部落生産品に對し天覽を賜り融和事業功勞者大島戸一氏に拜謁を賜はる。
 萬朝報に佐藤清勝中將の差別的的文章掲載、融和團體並に水平社より種々糾彈運動を行ふ。
 皇后陛下京都市行啓の御同市田中町託兒所に御使御差遣。

内務省に於て全國融和事業協議會開催、融和事業の綜合的進展に關し協議。
 全國融和事業團體第七回國民融和日施行。

○三月、岡田首相第六十七議會貴族院で天皇機關説に反對を首明
 ○同、全國農村産業組合米穀自治

同 十年
四月十日より同十四日まで
四月二十三日
五月四・五日
五月十日
五月十六日
五月三十一日
六月七日
六月廿二、三日
六月廿四、五日
六月二十五日
八月廿、廿一日
八月廿二、三日
八月二十三日

内務省會議室に於て融和事業の綜合的計畫運動に關する繼續員會を開催。
 親衛御會に融和事業功勞者中村なを、森崎和三郎、種藏十郎三氏御召を蒙る。
 第十三回全國水平社大會を大阪市西濱第一小學校に開催。
 内務省會議室に於て道府縣社會課長會議開催、聽取事項「地方改善應急施設ニ關スル件」。
 内務省會議室に開催の警察部長會議に對し後藤内相より融和事業に關し指示。
 内務省會議室に開催の特高課長會議に社會局長官より水平運動に關し聽取。
 内務省會議室に開催の學務部長會議に後藤内相より融和事業に關し指示。
 融和事業の綜合的計畫化に關する第二回繼續委員會を内務省會議室に開催。
 全國融和事業協議會を内務省大會議室に開催「融和事業の綜合的進展に關する件」及び「融和事業完成十ヶ年計畫」を審議。
 全國協議會の決議による融和事業十ヶ年計畫實現に關し、内閣總理大臣、大藏大臣、内務大臣に陳情。
 中央融和事業協會東京日本青年館に經濟更生中堅青年研究協議大會を開催。
 第三回全國融和團體聯合大會を東京日本青年館に開催、融和事業十箇年計畫の實現に努む。
 全國融和團體代表者全國よりの陳情書を携へ關係各當局に十ヶ年計畫の實現を陳情。

管理、重商處理法案支持決議。
 ○三月、帝國完全に國際聯盟を離脱。
 ○四月、滿洲國皇帝御來朝、天皇陛下東京驛頭に御出迎遊ばさる。
 ○同、美濃部博士天皇機關説に關し檢事局に召喚さる。
 ○六月、全國商業組合中央會創立。
 ○七月、靜岡地方強震死傷者百十餘名。
 ○八月、國體明徴に關し政府聲明。
 ○同、陸軍省軍務局長永田少將。相澤中佐に刺さる。
 ○十二月、大本教出口王仁三郎等幹部一齊檢擧さる。